

平成16年厚岸町議会第1回定例会		
平成16年度各会計予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	平成16年3月10日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年3月24日 午前10時01分
	閉 会	平成16年3月24日 午後 6時18分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
2	安 達 由 圃	○	12	谷 口 弘	○
3	南 谷 健	○	13	菊 池 賛	○
4	小 澤 準	○	14	田 宮 勤 司	○
5	中 川 孝 之	○	15	佐 齋 周 二	○
6	佐 藤 淳 一	○	16	竹 田 敏 夫	○
7	中 屋 敦	○	17	鹿 野 昇	○
8	音 喜 多 政 東	○			
9	松 岡 安 次	○			
10	池 田 實	○			
以上の結果 出席委員 17名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	監 査 委 員	今 村 實
助 役	大 沼 隆	監査事務局長	阿 野 幸 男
収 入 役	黒 田 庄 司	教 育 長	富 澤 泰
総 務 課 長	田 辺 正 保	教委管理課長	柿 崎 修 一
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	教 委 生 涯 学 習 課 長	松 浦 正 之
まちづくり 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	教 委 体 育 振 興 課 長	大 野 繁 嗣
税 務 課 長	大 野 榮 司	教委指導室長	大 場 和 典
町 民 課 長	久 保 一 將	農委事務局長	藤 田 稔
保健福祉課長	大 平 裕 一	行財政課長補佐	小 島 信 夫
環境政策課長	松 澤 武 夫	まちづくり 推 進 課 長 補 佐	高 谷 高
農 政 課 長	西 野 清	教 委 管 理 課 長 補 佐	米 内 山 法 敏
水 産 課 長	大 崎 広 也	給食センター 所 長	沖 弘 一
商工観光課長	高 根 行 晴	情 報 館 館 長	小 杉 元 一
建 設 課 長	北 村 誠	体 育 振 興 課 長 補 佐	田 崎 秀 明
水 道 課 長	山 崎 国 雄	海 事 記 念 館 長	桂 川 実
病 院 事 務 長	古 川 福 一		
特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔		
デイサービス センター施設長	玉 田 勝 幸		

厚 岸 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 6 . 3 . 2 4)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成16年度各会計予算審査特別委員会)

副委員長	ただいまより平成16年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。 開会時刻 10時01分
副委員長	昨日に引き続き、平成16年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。 予算書の 289ページ、2 目学校管理費から進めてまいりたいと思います。 2 目学校管理費。 ございませんか。 （発言する者あり）
副委員長	何か声があるようですが、学校運営費は昨日終わった、確認しているんですが、何かありますか。 （発言する者あり）
副委員長	では、2 目学校管理費から進めてまいります。 学校管理費ございませんか。 （発言する者あり）
副委員長	では、ちょっと戻ります。学校運営費にかかわる資料提出ということで、教育委員会の答弁から始めます。 教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	昨日、教育費予算におけます学校備品の関係で谷口委員より資料の要求がございまして、本日お配りしているところでございます。小学校と中学校に分けて比較をしております。 小学校の方でありますけれども、昨年度につきましては、小学校の運営費の中で学校配当、当初予算で 120万 6,000円がございました。さらには、小学校の管理費の方で 187万円の予算計上がございまして、これらを合わせますと 307万 6,000円というようなことでございました。 今年度におきましては、16年度におきましては、小学校運営費、いわゆる学校配当の部分の予算計上分を小学校管理費の方に回したということでございまして、これについては回した金額が 118万 2,000円であります。それから、それ以外の部分については29万 7,000円ということで、16年度当初予算の合計が 147万 9,000円というふうになります。 その下が、この比較というふうになります。

それから、16年度当初予算の内訳については、下段に書いているとおりでございます。

実は備品の関係につきましては、従来より当初予算の計上については、ある程度備品の更新を見込んで予算計上を行っておりました。いわゆるもう耐用年数も過ぎているし、まだ使えるけれども更新時期だというようなこと、学校の方からの要望がございまして、そんなことで予算計上していたということでございますけれども、最近のこういった財政事情もございまして、なかなか新規の購入については難しいというような状況もあります。ただ、全く使用できないというような状況の場合は別でありますけれども、そんなことから学校備品ばかりでなく、町の全庁的な備品の予算化については、そういったことで当初予算計上は最小限として、いわゆる更新見込みによる予算計上は行わないと、そういった方針もございまして、このような形にしたわけでございます。

したがいまして、学校の今年度の予算につきましては、いわゆる児童・生徒に直接かかわる机あるいはいすにつきましては当初予算で計上いたしまして、そのほかの部分につきましては、小学校でありますと 118万 2,000円、中学校でありますと 65万円の予算計上しておりますから、これらの部分で各学校の要望を踏まえて、備品の使用の実態等々を踏まえた上で予算を執行してまいりたい、このように考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

副委員長

12番、谷口委員。

1 2 番

今日このように資料をいただいているんですけれども、昨年度の学校の配当予算、学校運営費等の予算を管理費の方に回したということで、結果的に歳出カット 5 % なんていうものでなくて、もう半分に小学校も中学校も減らしてしまうというようなことなんですけれども、昨年までの予算執行状況はどうだったんですか。去年は合わせて 307万 6,000円ですよ、15年度の。そして、そのほかに各学校に去年は各 5 万円の備品購入費、事務用備品購入というのがあったんですが、新年度はこれ全部ないんですよ。そうすると、これらを含めてどういうことなんでしょうか。ますますわからなくなってくるんだけれども。

副委員長

教育委員会管理課長。

教 委
管理課長

14年度の実態、実績で申し上げますと、小学校の方につきましては、学校配当の備品の方では予算の執行が67万 4,000円でございます。中学校の方におきましては

44万 8,000円ということで、約 100万円程度の支出がされてございます。

今年度については、今、予算を執行しているところでございますけれども、そういうことで学校の方の配当につきましても、いわゆる小規模校と大規模校の方の予算の配当につきましては、どうしても大規模の方に非常に厚くなるというような実態もございまして、小規模校の方については必要な備品も、ある程度高額のものについてはなかなか整備できないという状況がありましたので、私どもの方もそれらの学校間の不均衡を是正して、ある程度バランスのよい備品の整備を進めたいと、そういうこともございまして、今回、管理費の方に一括計上をしたいということで財政当局の方に要望したわけでございます。

ただ、総体的な備品の予算の中で、先ほど申し上げましたように、新規の備品の購入については、予算化についてはなかなか難しいというような全庁的な備品の予算の方針もございましたし、あるいは予定の更新に係る予算化についても非常に難しいというような状況がございましたので、私どもとしましては総体的な 147万 9,000 円の中で各学校の要望を踏まえた上で備品の購入に当たってまいりたいと、こういうことでございます。ただ、直接児童・生徒にかかわる部分については優先的に予算措置をしたと、こういう内容でございます。

(「この事務備品は、そうしたら、各学校の。学校ごとに5万円ずつあるでしょう、15年度は」の声あり)

教 委
管理課長

各学校の事務用の備品につきましても、小学校の方におきましては、当初予算の内訳の一番下にありますけれども、 118万 2,000円の中でですね……

(「どこの」の声あり)

教 委
管理課長

小学校費の16年度当初予算の内訳の一番下でございますけれども、各学校施設用備品 118万 2,000円を当初予算で計上しておりますので、この中で予算の執行をしてまいりたいと、このように考えております。

副委員長

12番、谷口委員。

1 2 番

結果的にそうすると、要するに半減ですよ、備品は。備品の購入費は。そうでしょう。だって、15年度当初 300万円見ているのに、新年度は 150万円足らずという数字ですよ。そして、 160万円近く前年度より減らしているということなんですけれども、今課長が説明されました14年度は67万 4,000円と44万 8,000円だったと、執行がね。当初の予算は幾らだったんですか、これ。14年度だけちょっと当初

	が幾らで執行が幾らだったか教えてください。	
	(「すみません、ちょっと休憩を」の声あり)	
副委員長	休憩します。	休憩時刻 10時16分
副委員長	再開します。	再開時刻 10時40分
教 委 管理課長	教育委員会管理課長。 大変な時間をおとりいただきまして、まことに申しわけございません。 ご質問の平成14年度当初の備品の予算でありますけれども、小学校におきましては 116万 1,000円、中学校におきましては77万 7,000円という当初予算でございます。	
副委員長	12番、谷口委員。	
12 番	そうすると、これは学校運営費の方ですか、管理費の方ですか、今。 (「運営費です」の声あり)	
12 番	学校運営費。そうすると、15年度は若干ふえていますよね。中学校はちょっと減っているのか。小学校はふえて、中学校は減っているということで、その執行された額が67万 4,000円と44万 8,000円ということでいいんですか。	
副委員長	教育委員会管理課長。	
教 委 管理課長	はい、そのとおりであります。ただ、私、先ほど小学校の方を67万 4,000円とお話ししましたがけれども、ちょっと数字を間違えまして、69万 5,000円の決算でございますので、ご訂正をいただきたいと思います。 14年度の学校配当の備品の単価、当時ありますけれども、学校割と学級数割でその年度で決められておりまして、15年度で大幅な見直しをしたというような経過もございまして、1校当たりといいますか、総体的に若干違っているという内容でございます。金額的には、ほぼ大体同じぐらいな推移で来ているということでございます。	
副委員長	12番、谷口委員。	
12 番	14年度は、当初こういうふうに見たと。そして、半分とは言わないけれども、6割近く執行したということだと思うんですね。そういうものが15年度の予算にどう反映されて、15年度はどうだったのかということによって16年度の予算が決まってくるのではないのかなというふうに思うんですね。そういう流れが今回の予算の	

副委員長

教 委
管理課長

中では見えないんですよ。

教育委員会管理課長。

14年度、15年度もそうでありますけれども、この学校配当の備品につきましては、ある程度学校側の裁量に任されているという部分もございます。ただ、高額な備品あるいは特別な備品については、私ども教育委員会の方とご相談をさせていただいて予算を執行しているところでございます。

もう一方で、例えば15年度でも小学校管理費の方で予算化している部分がございます。187万円でありますけれども、小学校の場合。これにつきましては、各学校からの要望をあらかじめ受けております。現実を受けて、ある程度予算化をしてございます。ただ、実際の予算執行の段階になりますと、予定していた備品よりも、急遽壊れて使えなくなると、そういった場合には、そちらの方を優先させていただいて、場合によっては補正というようなこともありますけれども、そんなようなことで予算を執行しております。

今年度の部分については、小学校管理費の方に一本化したというようなことについては、学校の裁量の部分いろいろありましたので、昨日答弁も申し上げておりますけれども、それらを一本化して学校間の備品の整備をある程度バランスよく整備したいと、こういうことで進めているところでございます。

16年度の当初の予算計上、私どもも予算要望に当たって、各学校から実は要望を取りまとめておりました。ただ、先ほども申し上げましたように、更新時期は来ているけれども、まだ使える状態だと、そういった部分についてはもう少し我慢をさせていただきまして、壊れた段階で私どもも予算化といいますか、そういうことで執行してまいりたいと、こういうふうに考えてございますので、予算はご質問者の言われるとおり半分ぐらいになりましたけれども、そういった中で予算の執行をやっていききたいと、このように考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

副委員長

12 番

12番、谷口委員。

大体わかりました。

それで、非常に大変な、窮屈な予算の中で執行していくということになるわけですが、事は学校教育ですよ。それで、今課長が壊れた段階でという話をされておりましたけれども、それでは困るのではないのかなというふうに思うんですよ。使えなくなつて、さあこの授業をやろうというときに使えないのでは困ると思

	うんですよね。そういうのは、やはり一定程度あらかじめの用意というのが必要だというふうに私は考えるんですよ。その辺ではどうなのでしょう。
副委員長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	確かに予算の面は大変窮屈になりましたけれども、備品の更新の部分については、耐用年数が来たから即というふうなことではなくて、備品の状態、学校現場の方ではその状況を押さえておりますので、その辺のことも踏まえた上で、学校と連絡を密にして、学校の運営の方に支障のないような形で予算執行をしてみたいと、こんなふうに考えてございます。
	(「いいです」の声あり)
副委員長	いいですか。
	では、先に進みます。
	(発言する者あり)
副委員長	運営費ですか。
	9 番、松岡委員。
9 番	いろいろな理由もあると思うんですけれども、各学校ごとに1人当たりの運営費を割ってみたんですよ。非常に差があるんですね。それは、いろいろな事情があると思うんです。
	例えば、片無去と高知、大体同じような学校なんですよ。高知は、運営費が児童1人当たりに対して52万 2,625円かかっています、割ると。それから、片無去は31万 5,900円かかっているんです。この内訳をずっと見てみますと、需用費で大体100万円ちょっと、110万円までならんけれども、100万円くらい違うんですよ。こういった事情は、どうしてこうなっていくのか。
	厚岸小学校と真龍小学校を見ても、厚岸小学校は4万 5,383円ですよ。真龍小学校は2万 9,295円ですか。大体児童・生徒数は、真龍が207、厚岸小学校が177と、こうなっているんですが、これらの差のある理由を説明願いたいと思います。
	これは、中学校においても同じことが言えるんですよ。
副委員長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	お答え申し上げます。
	割り返しますと児童1人当たりの金額が違うというご質問でございますけれども、この配当予算の中のウエートを占めるものの一つに学校の光熱水費の部分がござい

ます。大きくは電気料と燃料費と水道でありますけれども、学校間によりまして暖房の使用方法が異なっておりまいます。

ご質問のありました高知小学校におきましては、暖房については灯油と一部重油がございまして、内訳としましては、電気料が 155万 7,000円、燃料費が 117万 2,000 円で、合わせて 278万 5,000円を 1 年間見込んでおります。一方の片無去については、暖房についてはFFのストーブと、灯油ということで95万 2,000円でありますけれども、電気料の方につきましては校舎の設備の違いから46万 4,000円ということで、 157万 6,000円ということで、この段階でもう既に 120万円ほどの光熱水費の上での差が出てまいります。そういったことが影響されてまして 1 人当たりの単価が違うということが大きなウエートを占めているということでございます。

副委員長

9 番、松岡委員。

9 番

まず、あれでしょう、今まで何十年来、この学校運営費というのは教育委員会で取り扱ってきましたね。こういった差のつく原因を究明し、今後の学校運営に対する幾らかでも経費を削減するという、そういう何か方策をとられているんですか、反省の上に立って。 1 人当たり20万円も違うんですよ、片無去と高知とあれしてみたら。これあたりの反省が必要だと思うんですね。ただ単なるかかるものだけをあれするんだということではなく、ましてや今後、真龍小学校が新しく建つわけですが、この小学校を建てるに対しても、これらの問題も十分考えた上での設計、建築をしなければならんと思うんですが、それらについてどうお考えなんですか。

副委員長

教育長。

教 育 長

高知小学校と例えば片無去小学校の比較でございますけれども、やはり建設年度がかなり異なっておりまして、高知小学校の校舎のいわゆる建物としての住環境はかなりすぐれているわけです。ですから、極端な話、片無去ですとか厚静小学校あたりになりますと、冬場になると廊下もかなり寒いというような状況になります。ですから、その分を燃料をたいても、新しく建てた部分の燃料費の方が上回るというのは、これは一つにはその建物のあれですので、私はやむを得ないのかなというふうに思いますし、学校について言うと、それぞれの時代時代の、その当時、一番効率的ではないかと言われるような方法、例えば厚岸中学校でいえば電気暖房を用いていた。ただ、今の状況になってくると、灯油の方が安いというふうな状況も見られます。ただ、これを全部、例えば今一番安いのに直すということになれば、

それに対するイニシャルコスト自体も非常に金額が張るわけですから、それとの比較の中で、より節約できる方法をとることしかないのかなというふうに思います。

また、真龍小学校の改築に当たりましては、現在、省エネルギー対策委員会の中にも真龍小学校の件、問題に上げていただきまして、いろいろな検討をさせていただいております。その中には、もちろんただのF Fでやると幾らになるかという問題から、地下水を吸い上げてのヒートポンプを利用するエネルギーのとり方、その場合には施設面で一体幾らかかるか、ランニングコスト幾らかかるかという部分も検討した中で、一番有効な手段を採用してまいりたいというふうに考えております。

副委員長

9 番、松岡委員。

9 番

光熱水費を調べてみたら、新しい学校の高知小学校の方がずっと高いんですよ。161 万 3,000円です。片無去は62万 4,000円です。これは、今、教育長が言った理屈と合わないんじゃないですか。新しい学校を建てたら光熱水費が多くかかるんですか。ここらあたりのこれからのあれに対しても工夫が必要なんじゃないですか。

副委員長

教育長。

教 育 長

確かに金額的には張っておりますけれども、まず設備が違いますし、先ほど言ったように、学校としての住環境が全く違うと思うんですよ。古い校舎は、いくら暖房をたいても暖かくなりませんけれども、やはりその分、F F暖房でたっている量と大型ボイラーで例えば屋内体育館を暖める、これは当然屋内体育館を暖める大きなボイラーの方が一日のランニングコストは上がっていきますし、その中での比較でございますので、その点についてはご了解をいただきたいなというふうに思います。

副委員長

9 番、松岡委員。

9 番

それは、それぞれの理由があると思うんですよ。だけれども、今後の学校運営費に対してはそういうことを十分に考えてね。これは、だれが考えても、そう思いますよ。学校運営費が物すごく児童1人当たりに対して差があるというふうに考えたら、何というか、環境だけじゃないと思うんですよ。これらにもう少し予算編成上、工夫が必要でなかろうかと。そういったことを反省して、やはりそれらを是正していくような方法を講じてほしいと思います。

以上です。

副委員長	教育長。
教 育 長	学校自体の電気代あるいは光熱水費について言いますと、それぞれの学校によって方式が違うという上で、それぞれの学校に節約はお願いしているところでありましてけれども、かかる経費というのは、かなりの差異があるというふうに思います。 ただ、それぞれのかかる費用、それ以外の分については、人数割あるいは学級割という中で、できるだけ不公平感のないように配慮いたしておりますので、その点もご理解いただきたいのと、今後学校をつくるに当たりましては、当然のことながらランニングコスト、当初のイニシャルコストを含めて、できるだけ経費のかからない部分というのは当然配慮してまいりたいと、かように考えております。
副委員長	いいですか。 （「いいです」の声あり）
副委員長	昨日資料請求した小澤さんは。違う目でやりますか。 （「教育振興費」の声あり）
副委員長	では、先に進みます。 2目の学校管理費に入ります。2目学校管理費。 ございませんか。 （な し）
副委員長	3目教育振興費。 4番、小澤委員。
4 番	ここでひとつ教育委員会としての今後の考え方について。ということは、学校の再編成についてひとつお聞きしたいと思います。 昨日資料をお願いしてあったわけでありましてけれども、いわゆるゼロ歳児から現在の児童・生徒までの数を出していただきました。この数字を見ましたときに、厚小、真小、このマンモス校を除いたほか、上尾幌小学校から片無去の小学校まで、この資料を見ますときに、昨年、そして今年度においても新入生ゼロの学校があります。そしてまた、私どもの太田小学校におきまして、今年、来年まではまあまあ5人、6人という新入生がおります。その後になりますと極端に減りまして、2人か3人。上尾幌、尾幌、高知、片無去、大体1人か2人、そのくらいになりますよね。そうしたときに、その子たち、その後です。その後、続いてくれればいいんですがけれども、こういうような状態がずっと続くとしたならば、学校の再編成とい

うことを考えなければいけない時期に来ているのではないのかな、このように思います。

ということは、昨年でしたけれども、私、太田の小学校へ行きまして、いろいろと先生方と話ししたときに、今、太田でも、この資料にもありますように、平成20年から21年くらいになると非常に子供がいなくなっている。1年に2人ぐらいしか産まない。こういうような状態になってきたときに、学校を存続していくのは大変難しいんじゃないだろうか。自治会長さん何とかそういう方法を考えていただけませんか、お茶を飲みながらそういう話をしたんですけれども、今さらこの年になって頑張るわけにもいきませんし、非常にこれは大変なことだな。そういうことで、この資料を見た限りでは、私どもだけでなく、すべての地域に言えるわけですね。

そうしたときに、一昨年でありましたけれども、保健婦さんに「1年間に町内でどれだけの子供が生まれるんですか」、こう聞きましたところ、「大体80人から90人。100人は生まれないんだ」、そういう話も聞きました。そうしたら、これは極端な話でありますけれども、橋の向こうに1つ、こっちに1つ小学校があれば、それで間に合うのではないだろうか、そんな話した経緯があるんですけれども、この数字を見る限りでは、この後、学校を続けていくのはなかなか大変でないのかな、こんなふうに考えるんですね。

山には山のよさがあります。また、海には海のよさがあります。2つというのは、これは極論だけれども、海の方に1つ、山の方に1つ、そして町に、橋の向こうに1つ、こっちに1つ、それだけあったなら十分できるんじゃない……。そういう編成も必要でないのかな、こんなふうに思うんですね。

そして、先日も林活議連で釧路の方へ、今度新しくできる東雲小学校、その体育館が素晴らしいものができておりました。それを見せていただいたんですね。そのときのいろいろと説明を受けた中で、学校を統合すると、合併するとやはり補助率が全然違うんだ、そういう話も聞かされました。

今、真小が建設に向かって着々と準備が進められているわけですが、そういう措置も講じられないのかな、そんな考えもするわけですが、そういうことも踏まえながら今後の見通し。ここ二、三年は各学校とも大丈夫なようですけれども、四、五年後になってきたときに、先の長い話になるかもしれませんけれども、

副委員長
教 育 長

そういうことも十分教育委員会としては考えなければならない、そういう時期に来ているのではないかと思いますけれども、それについての考え方をお聞かせいただきたい。

教育長。

町内の学校の適正配置に係るご質問かというふうに思います。

本日、参考資料として、小・中学校の今後の見通しについての予定者数の資料を出させていただいております。委員おっしゃるとおり、一番下の方を見ていただきますと、大体90名から 100名程度の町内の 1 年間の子供の出生ということがわかります。こういうふうな状況を見ても、非常に子供たちが減ってくる状況というのは、どこの地域でも改善されることはなく、下がっていく一方であるという状況は見てとれるというふうに考えます。

そして、私たちも、この学校統合に当たって、いろいろと検討させていただいております。その中では、例えば15年度、昨年の夏に片無去と上尾幌の住民の方に実は説明会を行っております。というのは、中学校の方ですけれども、中学校の方の生徒数が減ることによって学校の先生が少なくなる。教員の数というのは、あらかじめ生徒の人数あるいは学級数等によって決められておりまして、中学校5名という最低の人数を割るというふうな状況が見られる、予想されるということで、これについては一番心配なのはやはり生徒さんたちの学校生活ではないか。学力の問題を含めて、本当にこういう状況でいいだろうかという問題が一番大切であろうというふうに私たちも考えております。その中で、地域の中で、そういう状況になってもまだ続けていきますかと、続けていきたいという意向でしょうかということでご相談をさせていただきました。その中で、その地域、来年度につきましては、まだ続けていきたいというふうな意向がございました。

それで、私ども学校統合に当たっての基本的な部分をいろいろ考えてみました。というのは、たしか歳入のときにちょっとお話も出ていましたけれども、地方交付税の算定に当たっての学校の問題がございます。おおよそ中学校 1 校で、学校当たりでいうと約 1,000万円の交付税が算定されております。学級数についても、95万円、これに予算ベースでいうと0.77、0.8ぐらいを掛ける数字が学級割になっております。ですから、1 校当たりでいうと、やはり 1,000何百万という金額が交付税の中に算定されている。

また、違う形でご質問いただきましたけれども、先生たちの町民税という問題もかなり大きな財源となっております。それに対して、1校閉校するに当たって、どれだけ経費が下げられるかという問題。特に今回の場合は、小学校を残して中学校を閉校した場合、これについて言うと、光熱水費等々を考えていくと、落ちる率が非常に少ないわけです。そこを考慮していくと、正直申しまして住民説明会の中でもございました。町としてはなくしたいんでしょうというふうな形での私たちに対するあれでありました。ですけれども、正直申しまして、財政的な問題を言うと、中学校だけ減らすということは、財政的にはメリットはないです。ないです。ただ、これが小・中学校一緒に減っていく。例えば、今現在いらっしゃるそういうふうな人件費の面でも、そういう部分も順調に減っていくという中でいうと、それなりの効果があります。ただ、それを入れても、正直申すと残している方が有利なくらいなんです。

ただ、今委員おっしゃったとおり、これだけ人数が減っています。2人、3人という中で教育していくというのが本当にそのお子さんたちにとっていいことだろうかという問題。文部省の適正配置でいえば、1学年3クラスから4クラスが適当というふうな基準が実はもともとの基準からいうとあるんです。結局、学校というのは勉強だけではなくて、いろいろな課外活動、クラブもある、同好会もある、その中でいろいろなものを大きければ選択ができるわけです、文化系であれ、体育系であれ。ただ、1学年2人や3人の中で球技がどうだといっても、サッカーどころか野球もチームが組めないというような状況になっているわけですから。まして、子供たちの社会性を育てるという中で、1学年1人というクラスで社会性を育てるといっても、正直言ってこれは難しいだろうと私も思いますし、やはり将来的なことを考えていくと、ある一定の人数が必要ではないだろうかというふうに考えます。

その中で私自身考えているのは、真龍小学校の改築に当たってのご意見というのは、真龍小学校の区域だけじゃなくて、もっと広い範囲でご意見をいただく。その中で、新しい学校の魅力、委員もおっしゃいましたけれども、新しい体育館、実際に見てみるとすばらしい。新しい学校も、いろいろなソフト面を生かすようなつくりになる。そういう中で、それであれば19年から、あるいは20年から1つの学校に通って、みんなでやったらどうだろうかというふうな議論も出ていただけたらいいなという中で、実は平成16年度そういうふうなお話し合いを持つ中で、真龍小

副委員長

4 番

学校の建築についてのご意見を伺いたいというふうに思っております。

そして、今年、来年ということではないですけれども、これを見ていただいてわかるように、平成20年、21年にはかなりの学校が危機的な状況というか、今までの形からいうと統合してもおかしくないような状況になってくるということを踏まえまして、かなり広い範囲でご意見を伺っていきたいというふうに考えております。

以上です。

4 番、小澤委員。

いろいろと今の説明を聞いておりまして、なるほどとうなずける面もあります。やはり私もこういう山の地域におりますと、その地域の行事といいますか、文化面にしても、すべて学校を中心に動いている。これが我々のやはり田舎に住んでいる人間、地域のよさだと、このように思うんですね。それで、統合することによって、なお山の方の過疎が進むのではないかと、そういう心配もあります。

今これで、今の若いお嫁さん方に聞くと、こんな話ししているんですよ。子供をつくっても、同級生がいなくてかわいそうだ、そういう話をしているんだそうです。やはり1人か2人。この資料にもあるように、昨年、太田地域で生まれたのは2人です。そして、いわゆる太田の保育所、「今年の新入生が出ていったら、あと太田の保育所に何人残るの」、ちょっと聞きました。そうしたら、7人。途中で誕生日が来ると、3歳になったら入ってくる子もおりますけれども、出た時点では7人くらいだ。保育所すら存続していくにも難しいんじゃないかな、そんな気もするわけで、その子たちが学校へ上がるときは、当然小学校もそういうふうな状態になるわけですね。

そして、若い人たちの話を聞いてみると、1人、2人、同級生がいなくて、クラブ活動だって何もできない、スポーツもできない。そういう面で、こういう僻地にいると、子供は逆にかわいそうだ。中学、高校になってからボンと大きなところにいきなり入ったときに、それになじむまでに子供がかわいそうじゃないか。逆にそういう見方を今の若いお嫁さん方はしているんですね。

確かに私たち地域としては学校を残してもらいたいんです。だが、やはり子供がいなくなったらどうしようもない。何ぼ立派な学校を持っていたって、子供がいなけりゃどうしようもないわけですから、やはりこれはそういうことも、4年後になるか5年後になるか、先の長い話ですけども、そういうことも今から十分ひとつ論

副委員長
教 育 長

議をしていく、そして地元の人方と話し合っていく、これも必要でないのかな、このように思いますので、改めて。

教育長。

委員おっしゃるとおり、保護者の方と地域とのちょっとギャップがあるかなというふうなことも感じてはいるんです。というのは、学校に行ってお話をする中では、どうしても自分のお子さんはもうちょっと大きな学校へ行かせたいという気持ちをあらわされるお母さんたちがかなりいらっしゃるんですけども、ただ、現実にもうしたら今年どうしますとなったときには、私の時代に学校がなくなったというのは困るというあたりが、やはり地域としての、先ほどおっしゃったようないろいろな行事を含めた、言ってみれば地域としての文化の中心としての学校の存在の大きさというのがあるんだろうというふうに思います。

ただ、委員おっしゃったとおり、突き詰めれば、私はやはり子供たちがどういう教育を受けられるか、受けさせたいかということが、一番この問題の核心だろうと思うんです。その中で、やはり1人、2人ではかわいそうだよ。もっと大きなところで一緒に勉強させてやろう。その中では、当然スクールバスなり何なりで……。これが例えば釧路市での統合なんか見ると、私はちょっと驚くんですけども、かなりの距離数を歩かなきゃならないというふうな状況が出ています。ですけども、都市部では当たり前のこととして4キロ程度の部分の通学距離というのが出てくるわけです。ところが、厚岸町を含めて、やはりこういうふうな形での統合の場合は、ほとんどがスクールバスというふうな対応になるわけですから、そういう意味では不自由をかけないで大きな学校に通えるという環境を選べるということがあるのではないかなというふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、かなりの統合が見込めますし、もう一つ、地域にお話ししているのは、よろしいでしょうかと、もう申しわけないけれども、かなり古くなっているけれども、改築、大規模に改修する予算は、きっと将来ももうないというふうに私たちは考えていますということは、地域の方にはご理解をいただいているというふうに考えております。その中で、近い将来、20年あたりをめどに、かなりの部分で決断をしていただきたい、していかなければならないというふうに私どもも考えております。そのための話し合いにぜひ今年度から取りかかってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

	(「結構です」の声あり)
副委員長	いいですか。
	ほかに。
	13番、菊池委員。
1 3 番	294ページの小学生英会話学習活動の活動内容……
	(「まだだ」の声あり)
1 3 番	いいんだよ。活動内容と開始年度、それに成果、効果等、見受けられましたら、お示しいただきたいと思います。
副委員長	指導室長。
教 委 指導室長	私の方からお答え申し上げます。
	この事業は、小学校の総合的な学習の時間 ― 実は小学校の方では教科の中に外国語はございませんので、英語を学習する機会がございません。14年度から始まりました総合的な学習の時間の中で、外国の人方あるいは文化、英語になれ親しもうということで、文部科学省の新しい学習指導要領の中で学習することができるようになりました。
	この事業は、道の事業なんですけれども、平成14年と今年度2カ年にわたって、厚静小学校の方で指定を受けまして、この活動を行っているところでございます。主な活動は、委員会にいますALTをおおよそ年35回ほどをめぐりに派遣しまして、外国の文化を知ろうと。例えば、ケニーの場合にはイギリス人なんですけれども、イギリスの文化を知ろうと。あるいは、逆に日本の文化をケニーに教えてあげようと、そんなことで子供たちに英語になれ親しませようと、こういう事業でございます。
	今言いましたように、厚静小学校ではケニーとの会話等から逆に日本の文化を教えるということで、いわゆる外国人とそんなに分け隔てなく接点を持つてという意味では大きな効果があったというふうに学校の方からは聞いております。
副委員長	13番、菊池委員。
1 3 番	外国の文化あるいは会話になれ親しまそうという学習ですね。それと一応、文法学習よりもカンバセーション学習といいますか、会話学習の方が英語の簡単なごあいさつもできるようになる、そういう面では英語を通じて非常にいい学習方法だと思います。

副委員長	これは14年度、15年度だけですか。
教 委 指導室長	教育委員会指導室長。 現在行っています厚静小学校は2カ年の事業でしたので、厚静小学校の場合にはこれで終了します。ただ、16年度につきましては、今、道教委の方で策定中でありまして、ここに予算計上されておりますが、まだ決定している事業ではありません。もしかすると、この事業がなくなることも考えられるんですが、引き続き町内、効果がありましたので、この事業が続くのであれば、町内でまた指定を受けて継続したいなと考えてございます。 （「わかりました」の声あり）
副委員長	菊池さん、いいですか。 14番、田宮委員。
1 4 番	要・準要保護の就学援助の資料をいただきました。私が前に要求したから、今日これが出てきたんですが、今、平成16年度の予算を審議しているんですね。16年度については資料として出せますか。
副委員長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	16年度の予算の計上に当たりましては、児童・生徒も持ち上がりでいきますので、その部分についてはほぼ変わらないだろうと。ただ、新入学の部分で、あるいはその他の状況でどうなるのかという部分がございします。 基本的には、16年度当初予算の計上に当たりましては、平成15年度の、ここに資料として2枚目にありますけれども、この状況を見ながら予算計上に当たってございします。16年度におきましては、給与人員でありますけれども、小学校におきましては85人、それから中学校におきましては163人を見ております。予算の学用品等でありますけれども、規模については516万円、小・中合わせて見ております。 国庫補助金の率につきましても、15年度の見込みでは補助金が195万円ということで、ほぼこれで確定というふうに考えておりまして、その率は2分の1よりかなり下がっておりまして、指数では0.34ということでございしますので、これを見ながら、新年度におきましては一応0.36という形で見ておりまして、予算の計上をさせていただきます。
副委員長	14番、田宮委員。
1 4 番	この15年度の見込みというのは、15年度の当初予算と照合しながら見られる仕組

	みになっていますか、これ。
副委員長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	今回お示ししている資料につきましては…… (「今回でなくて15年」の声あり)
教 委 管理課長	15年度のこの資料については、当初予算との比較ではなくて、最終的な決算見込みとしての資料でございます。したがって、比較の資料にはなっておりません。
副委員長	14番、田宮委員。
1 4 番	15年度の見込みというふうになっているでしょう。だから、当初予算と照合して見るんですよ、どうしたって。そういうものでないんですか。 16年度については、これを基本にしながら何だかと今答弁していましたけれども、全然合わない、わからない。例えば、平成15年度の見込みというのがありますよ。15年度の当初予算と照合しても全然わからないの。数字が合うところ全然ないの。そういう仕組みじゃ困るのではないかということなんですよ。
副委員長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	今回資料として出しておりますのは、これは最近における、平成11年度から今年度の、15年度までのいわゆる準要保護の実態がどうなっているのかというのが1つですね。それについては人員で、このような形でお示ししております。それから、それに伴います学用品等の支給額の状況。もう一つは、それに対する国庫補助金につきましては、基本的には2分の1というような部分がありますけれども、この補助金の状況。それらについて資料としてお示しをしたところでございまして、予算との比較という部分では、ちょっとこの資料では不十分だというふうには考えてございますけれども、今回そういった、ここ数年の準要保護の人員あるいは給付額、補助金の推移としての資料でございますので、その点、特にご理解をいただきたいと思います。
副委員長	14番、田宮委員。
1 4 番	今あなた言われたように、この資料では、実際に就学援助で出したお金、国庫補助は2分の1ですよ。国は、足りなければ出すというふうなことになるんですけども、結局町の持ち出しが多くなっていますよね。そういうことは、これを見ればわかります。わかるんです、これはね。そういう意味では、資料として使えるんですよ。

	しかし、実際に予算と照合するといったときには、全然数字が違うものだから、例えば15年度の小学校の国庫補助は85万 5,000円ですね。これは予算書に記載されておりますから。だけれども、これを見たって、85万 5,000円とどこにも書いていない。だから、実際に16年度は16年度の予算を審議しているわけですから、予算と照合しながら、わかるような仕組みにしてもらわないと困るのではないかということなんです。
副委員長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	その点につきましての配慮が非常に欠けていた点については、おわびを申し上げます。今後、今議会での資料提出については、ちょっと間に合いませんので、次回の議会にも予算との比較について提出をしたいと、このように考えております。
副委員長	14番、田宮委員。
1 4 番	中学校でもまた出てきますね。ある程度わかるようになりますか。中学校なら中学校だけでいいですから。今またそれやれといったら、あれでしょう、休憩して答弁調整中。時間かかってしょうがない。今日終わるんでないかと思っていたんだけど、終わらないよ、これ。
副委員長	管理課長。
教 委 管理課長	中学校であれば、学用品から各校外活動費とか、総体的な金額と人員については資料として提出したいと、こんなふうに考えています。
副委員長	いいですか。 ほかございませんか。 (な し)
副委員長	進みます。 4 目学校建設費。 1 番。
1 番	節説明欄にあります真龍小学校改築事業について、昨日資料を要求して、出していただきました。それで、ちょっとかいつまんで要領よく、余り時間をかけないで説明をしていただきたいんですが。
副委員長	教育長。
教 育 長	昨日資料要求されました真龍小学校の改築事業の経過についてご説明を申し上げます。

ます。

真龍小学校の改築事業につきましては、平成15年度より予算計上いたしまして、本年度は事業採択に必要となります耐力度調査を実施したところであります。それを持ちまして16年度以降の地質調査、基本設計、実施設計、そして改築工事と進めていくということでございます。それを進めるに当たりまして、先ほど少しお話し申し上げましたけれども、適正配置を含む新しい学校のあり方の検討、あるいは学校経営方針、あるいは地域やPTAとの話し合いをする中で基本構想を組み上げて、その上で基本設計に対する学校改築の基本理念を示していきたいということでございます。

現在の進めている状況につきまして簡単にお話しいたします。

まず、建設費の検討でございますけれども、これにつきましては、昨年度、厚生文教委員会の中でもご説明申し上げましたが、現在地とそれ以外に考えられる地点、太田南あたりを想定いたしまして実は平均通学距離数の比較検討等もさせていただいております。それによりますと、現在の地点が1.7キロに対して、太田の南であると1人平均の通学距離が3キロを超すというふうな状況にあります。

また、もろもろのそういうふうな立地条件、例えば公共施設等々が近くにあるかどうか。あるいは、通学するに当たっての大きな道路をまたいでいく総体的な数ですね、多くの人間がそういうところを通らなければならないかどうかというふうなものを含めて検討していきますと、現在の地点がまず一番有力ではないかということになっております。

そして、現在地の中で実際にはスペース的にどうであろうかという検討も、もちろんさせていただいております。ただ、ここの図面に関しては、実はいわゆる入ることが可能かという図面はつくってあるんですけども、それをお示しすると、あたかも既存にこういうふうな学校ができるんだというふうなことの既成概念というか、になりかねないということで、現在については入るということは確認しているということでお許しいただきたいというふうに思います。

その下の方でございますけれども、先ほども言いましたけれども、いろいろな公共施設、とりわけ警察署と隣接するということからも、保護者の安心感というふうな部分も考慮する必要があるのではないかなというふうに考えておりますし、以前にもPTAとの協議の中でも、現在地で建てられるのであれば、現在地の方が望ま

しいだろうということでお話はいただいております。

そして、次に、学校の規模、構造についてでございますけれども、これについては生徒数、学級数等によりまして大きさが決められてくるということがございます。そのことによりまして、下を書いておりますけれども、校舎については 4,000から 4,500 平米、屋体については 1,000から 1,200平米というふうな大きさが、これは補助金等々の絡みで必然的に決まってくるということでございます。

次のページをお開きください。

これが事業費及び年度計画 3 カ年に載せていただいている部分の詳細の内容でございます。16年度については基本設計、そして17年度実施設計、そして18、19と校舎を改築し、20年に屋内体育館、そして21年度にグラウンド整備ということを含めまして、15年から21年までの計画、総事業費が17億 4,400万円ということで考えております。

実際にどのような学校をつくっていくかという問題でございますけれども、基本設計を今年度出すという中では、いわゆる考え方を教育委員会の方としてはまず持つわけですが、当然それは幅広い人たちとの話し合いの中でこういう学校を目指していきたいと、それを基本設計の中に反映させていきたいというふうに考えております。

大まかに今考えている点でございますけれども、4点ございます。

1点目が、開かれた学校ということです。これにつきましては、以前から申し上げておりますけれども、住民の生涯学習的な要素として活用できる学校を目指したいということでございます。これについては、学校には特殊教室というのがたくさんございます。家庭科室、音楽室、理科室、例えば茶道室みたいな和室、いろいろなそういうふうな特殊教室を生涯学習的な面で活用していく。そのことによって地域の人たちが学校に入ってくる。学校に入ってくることによって逆に私は安全性を確保したい。

できればでございますけれども、この学校の中に生涯学習担当部分が常駐できるような形で置ければ、ある意味での活用が幅広くなっていくのではないかと。その中では、地域としての、真龍地区の中での活動についても受け入れることができるといふふうに考えております。

2点目でございます。潤いのある学校、これにつきましては、木の教育環境整備、

農林水産の方で、林野庁の方での補助金等々も出ておりますし、こういうものも検討の一つであろうというふうに考えます。

次に、特色のある学校ということでございます。これは私、前から申しているんですけども、教育現場との話し合いの中で学校をつくっていきたい。そのソフト、例えば今、総合学習の中では、違う学年と一緒に授業を行う、6年生と1年生と一緒に一つの総合的な学習を行うというふうなことを行っております。そのことによって、いわゆる小さい子をどういうふうに指導していくか。今、学年間の交流というのがなくて、そのことによっていろいろな、何というんですか、子供を育てるみたいなことができていないというふうな指摘もございます。現実に真龍小学校では、学年間で総合的な学習を実際行っております。ただ、今のスペースですと2学級に分かれて、何というんですか、半分ずつ6年生と1年生になっているというような状況なんです。それは、やはりそういうことをやりたいというのがあらかじめわかれば、多目的スペースという大きなスペースをつくっておいて、そういうふうな交流事業についていえば大きなところでやりますというふうな、そういうソフト展開が生かせるような学校にしていきたいというふうに思います。

地域の特色を生かした教育環境整備ということでございますけれども、ちょっと真龍小学校とも話し合いを持たせていただいているんですが、実は次に出てくる環境を考慮した学校という中で、今現在、エコスクール、あるいは省エネルギービジョンの策定の中で何ができるかというものを検討させていただいております。

実際に環境に考慮した学校になるというだけでなく、できれば生徒たちが、ここの学校はそういうことで動いているんですよというのがわかるような、学校自体が教材となるようなつくりにしてほしいというふうな学校からの要望もいただいております。そういうふうな部分、何というんですか、学校がこれから教育を展開していく上でどういうふうなハードが必要だというあたりをぜひ考慮した学校にしていきたいというふうに思います。

最後に、ちょっと重複になりますけれども、今言ったように、環境に考慮した学校をつくりたい。これについては、環境政策の方を含めましていろいろな検討をさせていただいております。その委員会の中では、単なる節約した学校ではなくて、省エネルギーを考えてほしいというふうな部分。私どももできれば、インシヤルコストは多少かかっても、ランニングコストでやっていけるというふうなめどが立て

ば、ある程度の部分で、ここにあるような省エネルギーの部分について取り入れていきたいなというふうに考えているところです。

最後でございますけれども、現在、非常に厳しい財政事情の中で、いろいろな補助金あるいは方法を検討しなければならないというふうな状況にあります。そしてまた、学校給食センターについても、今年度、文部科学省の指導が入りました。その中で、言ってみれば、これだけ立派な庁舎をお持ちなら、子供たちのためにもっと立派な給食センターをつくってくださいというふうな文部科学省の調査官のご意見がございました。これについては、非常に厳しい中でも、近い将来、何とかしていかなければならない課題であろうというふうに考えております。現在よく言われております民間活用の中でのPFI事業の検討も含めて、財源的にどういうふうにやればやっていけるのかというものも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

そして、この学校をつくるに当たりましては、先ほど少しお話しさせていただきましたけれども、真龍小学校の地区だけではなくて、もっと広い範囲で地域住民のご意見を伺いたい。そして、ご意見を伺うことによって、どういうふうな学校ができるんだというのも逆に住民の方に理解していただきたい。そして、その中で、できれば、そんなにいい学校ができるのであれば、それじゃ僕たちも考えようかという中で、20年、21年あたりをめどに、そういうふうな統合等の話が出てくるということがあれば、そういう形をとればいいのではないかなというふうに考えております。

そして、また、子供たちにも、ここに書いておりますけれども、作文あるいは絵その他によりまして、どういう学校が欲しいですか、あるいはこんな学校なら行ってみたいみたいな夢みたいのを出していただく。そういうのも含めて、そういうコンクールも含めて、基本設計、実施設計の中で反映させてまいりたいと考えております。

雑駁ですが、以上でございます。

副委員長

1 番、室崎委員。

1 番

わかりました。

今のお話を聞いていて、一言で言うと非常に欲張りなことをおっしゃっているなという感じがするんですよ。すなわち、この真龍小学校の改築をもっていろいろな

夢を取り込んで、今のいろいろな学校の建設というのが……。実はこの前——実はということもないですが、林活議連で、先ほど話もちっと出ていましたが、釧路の東雲小学校ですか、そこを実際に見せてもらった。そのときの話がまた非常によかったので、五、六人の小人数でしか行けなかったのも、それはもったいないということで、またこの会期中にちっと話をしていただきまして、みんなで聞きました。

そのときを見ている、例えば校長室がない、職員室がないなどという、ちょっとこっちがびっくりするようなことがもう平然と語られているんですね。こっちは最初は木でもって大きな部材をつくるというようなところに目を奪われていたんですが、話を聞いていくと、学校というものはかくあるべしという、何というんですかね、考え方そのものが猛烈な勢いで動いているんだなというような気もいたしました。そういうものを全部取り込んで、なおかつその最先端を行くような今お話があった。そこでは、開かれた学校というの、かつては開かれた学校というような話をする、校庭の学校開放の話に終始するようなレベルであった時代もあるんですが、今ではもうそうでは全くないわけですね。地域が支える地域の学校だということだろうと思う。

ただ、今のお話を聞いていて多少意地の悪い言い方と言っては失礼なんです、教育長の頭の中では最先端の、あれもしたい、これもしたい、こうやりたい。そして、それがひいてはこういうような形になって、まちづくりの中に意識の浸透が図られていくなれば大いに結構であろうということが、いろいろと今ご説明いただいた。それは、よくわかる。ただ、それが教育長の頭の中からどれほど外へ出ているのかということだろうと思う。

例えば、今のようなことを考えていって、こんな形でもってつくっていききたいということを言ったときに、旧来の学校の枠を超えるものが随分出てくると思うんですよ、建物そのものの中にも。こういうふうに展開したいという運営問題だけじゃなくてですね。そうすると、旧来の学校というのはこういうものだという、江戸時代の寺子屋から始まって、ついこの間まで来ているような考え方でいったら、何しにそんなもの必要なんだというような必ず意見は出てくると思いますね。

したがって、まず第一に財政。それから、もちろん今の話でもってエコスクールというようなことを言ってくれば、環境政策課はもちろんあるでしょう。福祉課も

副委員長
教 育 長

あるでしょう。それから、住民とのいろいろな地域コミュニティということを行っていますから、すると町民課もあるでしょう。そういうまず庁内というんですか、庁舎内というんですか、そこでの意識の統一、こんな学校にするんだというものが区々ばらばらであっては、いくら教育長のというか、教育委員会の中で熱い論議があっても実現しませんよね。そういう点では、まずどういうふうに進めていращしやり、これから進めていくのか、その点が1点。

それから、今度、地域の皆さんの話をどんどん取り込んでやっていきたい。取り込むその機会をつくるのが、また地域の中に学校というものはこういうものだという意識を高めていくことになるだろうということだと思えます。最後の事業展開というところでおっしゃっている話を簡単にまとめますとね。その意味で、今年、基本設計に入るわけでしょう。そうすると、基本的な思想というのは、今年じゅうにそれやらなきゃなりませんよね。今どういうふうに進めようとしているのか、具体的に。

まず、この2点についてお聞きしたいんです。

教育長。

まず1点目の、庁内でいろいろな部分、関連する部分が出てくるだろうと。その間の協議の問題でございますけれども、まず1つには、町民課を通しまして地域の方たちの地区集会所について現実的な要望というか、がございます。それについて、どれだけ今回の部分に取り込めるかという部分については、お話し合いを持たせていただいておりますし、私自身は、社会教育的な部分を一部つくっていくわけですが、その中でほとんど吸収できるのではないかなというふうに実は思っております。その中で、逆に言うと、基本設計をつくる中で具体的なものが出てこない、逆に言うと具体的なものを出しちゃうと、基本設計を出す意味がなくなってしまうという部分があるわけなんです。そういう意味で言うと、私たちは基本設計を出すに当たって、そういう要求としての必要事項については十分把握させていただいておりますし、取り込んでいけるのではないかなというふうに思っております。

福祉関係の部分ですけれども、これについて言うと、福祉センターでの生涯学習活動を行っております。あえて特に福祉という言い方をしなくても、当然、生涯学習的な活動の中には、多くの高齢者の方あるいはいろいろな障害をお持ちの方が参加することを前提にして事業に取り組んでまいりますし、この点については、生涯

学習としてどういうふうな取り組みをしていくかという中では、十分反映できるのではないかなというふうに考えております。

もう一つ、財政的なものですが、本当に厳しい情勢です。その中で、正直申しますと、一番厳しいあたりは少し外していかないと、逆に言うと、ある程度の満足のある学校はつくれないのではないのかなというふうな危惧も、正直言って私らとすれば持っているところです。そこら辺含めて1年間、時間をかけて基本設計、あるいは構想を練る中で基本設計を出していく。そのことが住民にも——今までは学校というのは、知らないうちに教育委員会がぼんと建てていたというものが多かったわけですが、今回新たに基本設計で1年間かけるというふうな部分を打ち出しておりますので、そこら辺を大事にしていきたいというふうに思います。

2点目の地域の意見はどういうふうに集約するんだというふうなご意見でございますが、いろいろな手法はあると思います。ただ、全部を公募してお話し合いをするというのでは、逆に言うと声の大きい人が集まってくるのかなという気も私はしております。できれば学校、地域それぞれの代表の方をまず選んで、そして、それ以外に公募した方を加えてお話し合いをする。その中では、協議会だけじゃなくて、学校は学校との個別な話し合いも当然必要ですし、いろいろな地域との話し合いも、1カ所の協議会だけじゃなくて行っていく。それを一つの形として、中身をその協議会の中でもんでいただく。その中で逆に言うと理解を深めていただきたいというふうな考え方でおります。

以上です。

副委員長

1 番 室崎委員。

1 番

わかりました。

ぜひ、今いみじくも教育長おっしゃったんだが、いつの間にか教育委員会がこしらえた学校が建ったという形でなくて、それはこの庁内でも、庁舎内でもそういうふうにしてほしいんです。

だから、何というのかな、改めて特別福祉課が例えば福祉課の施設何かを入れなさいという意味で連携をするんじゃないくて、福祉課には福祉課の持っているノウハウがあるわけですね、いろいろな福祉あるいは保健に関するね。そういうものがいわば一緒になって、設計をしていくときの知恵を出してもらう仲間になってもらうと。町民課も同じことです。もちろん環境政策課だってそうですね。というような

形でつくっていける連携が欲しいと。もちろん財政だってそうなんですけれどもね。ということですね。

それから、住民の中での今のやり方はわかりましたけれども、これについても、もう既にいろいろな話が飛び交っています。相当、何というのかな、こちらよりも確かな情報を持って話している方もいるし、全く荒唐無稽な話をしている方もいます。それは、いろいろなもの当然だと思う。それだけまた真龍小学校が建てかえられるということは、いろいろな関心を持たれているわけですね。

ただし、今のところ真龍小学校の学区というのかな、子供を通わせている範囲の中での話がほとんどなんです。ですけれども、それを超えてのことだというふうに今おっしゃるわけですから、そのこのところの何というのか、教育委員会の姿勢のようなものを、きちんと町民にわかってもらうようなことが必要ではないかと、そのように思われますので、よろしくお願ひしたい。

それで、あと簡単にちょっとお聞きしますが、エコスクールとか省エネルギービジョンとか、ちょっと聞きなれない言葉が幾つか出てきているんですが、簡単に説明してください。

副委員長

教育長。

教 育 長

地域の話し合いというか、住民のコンセンサスをいただける方法でございすけれども、先ほど申したとおり、私としては、それぞれの代表と住民みずからが話し合いに入りたいという方を含めた中で、そういう協議会を進めてまいりたいと思いますし、これは今こういうふうに説明している部分も含めて、細かくは住民の方にはなかなかお話しする機会がないと思うんですね。そういうものをまずご理解いただく。

例えば、いやいや、あっちの方に学校があった方がいいのではないかというふうな意見の部分も、いやいや、こういうことでなかなか難しいんだという、そういうふうな説明も、集まっていれば、する機会が出るでしょうし、そういういろいろな代表の方がお集まりいただくことによって、そのこの選出してきたところの人たちにも、いやいや、そうではないんだよというふうな教育委員会あるいは役場としての考え方をご理解いただけるのではないかなというふうに考えております。

エコスクール、省エネルギービジョンにつきましては、担当の方からご説明申し上げます。

副委員長
教委管理
課長補佐

管理課長補佐。

それでは、エコスクールにつきましてご説明申し上げます。

まず、エコスクールと申しますのは、文部科学省が環境を考慮した学校施設の整備推進ということで、エコスクール事業というものを立ち上げてございます。これは事業形態といたしましては、文部科学省、それから農林水産省及び経済産業省が関連事業について協力しあって実施する内容でございます。

まず、エコスクールに至るフローなんですけれども、パイロットモデル事業ということで、エコスクールのこういった事業をしたいということをまず申請しまして、パイロットモデル事業としての認定を受けるということになります。その中で次に展開されるのは、まずエコスクールに関する調査研究に関する事業展開、それから、今ここに先ほど出てきました省エネルギービジョン策定事業というのがございますけれども、これは既にうちの環境政策課の方で進めておりますエネルギービジョン策定事業と関連することでございますが、この中で真龍小学校の改築事業に関しても進めてございます。

こういった事業展開の中で、実際にそれが次にどういう補助事業を受けるのかということになりますと、先ほど申し上げました文部科学省独自の建設事業補助を受ける場合、それから木材を利用した農林水産省絡みの林野庁の補助を受ける場合、それから経産省の省エネなり、それから新エネの補助を受けるというような展開になろうかと思っております。

大体、概要としてはこのようなことでございます。

(「結構です」の声あり)

副委員長

1 番、いいですか。

昼食のため休憩いたします。

再開は13時。

休憩時刻 1 2 時 0 4 分

副委員長

再開いたします。

再開時刻 1 3 時 0 0 分

4 目の学校建設費で、ほかございませんか。

(な し)

副委員長

なければ進みます。

3 項中学校費、1 目学校運営費。

	12番。	
1 2 番	除雪機が4校分見られているんですが、今回4校分見られているのは、これは更新なんでしょうか、それとも新しく買うんですか。間違った、ごめん。いいです、いいです。次だ、次だ。	
副委員長	次に、2目学校管理費。	
	12番、谷口委員。	
1 2 番	運営費の方になるのか、この管理費になるのか、ちょっとわからないのでお尋ねしたいんですが、現在、学校の暖房機なんですけれども、電熱の暖房機は今、小・中学校というふうになっていますか。	
副委員長	管理課長。	
教 委 管理課長	電気暖房の関係でありますけれども、小学校におきましては厚岸小、上尾幌中学校、それから厚岸中、太田中学校でございます。	
	(「太田中だ。小は違うんですね」の声あり)	
教 委 管理課長	違います。	
副委員長	12番、谷口委員。	
1 2 番	この暖房機なんですけれども、これの耐用年数というか、これはどのぐらいなんですか。	
	(発言する者あり)	
1 2 番	いや、そうしたら、ちょっといいんですけれども、もう一回。	
副委員長	続けてどうぞ。	
1 2 番	現在、厚小、厚中、上尾幌小・中ですか、それから太田中。新しい学校は別として、もう10数年たっていますよね。厚中に至っては、もう20何年もたっていますから、これらの学校の暖房機、パネルというの、一枚一枚の。あれは何というのかわかりませんが、その故障率というか、実際何枚あるんですけれども、何枚しか現在動いて——何枚しかと言ったら悪いけれども、何枚ぐらい壊れてしまっただめだというふうになっているのか、その辺は押さえているのでしょうか。当然押さえていますよね、故障したら直さなきゃならないから。	
副委員長	休憩します。	休憩時刻 1 3 時 0 5 分
副委員長	再開いたします。	再開時刻 1 3 時 1 2 分

	教育委員会管理課長補佐。
教委管理 課長補佐	まず、厚岸小学校の電気暖房の台数でございますけれども、暖房機が 181台ございます。それで、故障している部分、これ中のエレメントを含めて改善が必要だとしているのが今現在32台ほどございます。 それから、電気暖房の暖房機の関係でございますけれども、電気暖房はインターサーモと申しまして、中に液体があるものを電気で暖めて放熱している、そういうような状況の暖房機でございます。
副委員長	12番、谷口委員。
1 2 番	今言われたのは厚小が 181台ということですか。それで、中学校費の方を言っているんですから、厚小、厚中、古い特に2校なんですけれども、2校で、厚小はわかりましたが、厚中はどうか。
副委員長	管理課長補佐。
教委管理 課長補佐	厚岸中学校でございますけれども、暖房機が 267台ございます。そのうち、点検・整備を要するものとして現在31台になってございます。
副委員長	12番、谷口委員。
1 2 番	さらにお聞きしたいんですが、この 181台中の32台と 267台中31台が故障しているという説明なんです、例えば、これは教室なのか屋体なのかちょっとわからないんですけれども、そういう教室で32台がどこかへ集中しているのか、それともあっちこっちにぼつんぼつんという結果で故障しているのか。あるいは屋体なんかだったら、相当枚数いけば結果的に温度を上げることができないとか、そういう支障が出てきますよね。そういうことに対してはどういう対応をしているのか、お尋ねをしたいと。 それから、厚岸中学校の場合は、今かなり空き教室がありますよね、結果的に生徒の減によって。そういう場合は、移動なんかは、これはできるものなんですか、できないものなんですか。
副委員長	教育委員会管理課長補佐。
教委管理 課長補佐	まず、暖房機の故障の状況でございますけれども、今言いました32台、31台という台数につきましては、ほとんどコモンスペースですとか、それから主に共用スペース。特に教室に異常が発生しますと授業に影響いたしますので、この部分については早急に随時手当てしてございますけれども、どうしても限られた財源の中で修

繕するためには、とりあえず影響のない部分、この部分をまとめますと今言った32台、31台という数字になってございます。

それから、厚岸中学校における暖房機の転用でございますけれども、これはスペース、要するに暖房機の幅がありますけれども、これが合えば当然流用するという形の中で進めてございます。ただ、現在多くあるのは、先ほど申しましたように共用スペース、廊下ですとか、トイレですとか。それから、質問者もおっしゃってありましたけれども、体育館なんかではアリーナに暖房機があるわけですが、これは台数が減ることで暖房の効率は悪いですが、とりあえず暖房は入るといふようなところは、当然今の台数の中に含まれてきてございます。

先ほど言いましたように、流用できる部分については当然流用して使い回しすることになろうかと思っておりますけれども、今、とりあえず電気料の問題もございまして、とりあえず今の段階で、例えばトイレあたりで通常電気暖房を入れているわけですが、とりあえず廊下の方の暖房機で凍結はしないというような状況においては、当然今のトイレの中の暖房機を取りかえるということはしてございません。

また、そういうことをちょっと進めながら全体の電気暖房の容量を抑える中で、実は電気料金の契約電力を今、少し変えようかなというふうに考えている面もございまして。ただ、これは当然、暖房に支障があれば進めることはできないわけですので、その辺のことも十分加味しながら今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

副委員長

12番、谷口委員。

12 番

そうすると、一部、結果的には屋体等には支障が出ているということなんですね。そうすると、例えば卒業式なんかはまだ寒い時期ですよ。そういう時期にはどういう方法をとっているのかお尋ねしたい。

それと、今、補佐がおっしゃっておられましたけれども、節約を随分苦心されているようなのですが、以前にもあったんですが、結果的に節約を先行しすぎてしまって、零下なんていう場合がありますよね。そうすると、今の学校は鉄筋コンクリートですから、非常に温度が下がると室内の温度も一気に下がってしまうということになりますよね。そういうときの対応というのは、どういうふうにするのか。もうこの時期は暖房はない季節だから、雨が降ろうが暖房は入らないというように今もやろうとしているのか、やっているのか、ちょっとお尋ねした

副委員長

いんですが。

教育委員会管理課長補佐。

教委管理
課長補佐

先ほどお答えしました電気料の関係で節約しようとする内容は、以前、確かに契約の内容の中で、夏場何カ月か電気を入れない、暖房を入れない期間を設けることによって、丸々その月の、基本料金が大きいものですから、この基本料金を節約するために、そういう手法を真夏の中で2カ月ないし3カ月とろうとした時期がございます。でも、やはり先ほど言いましたように、学校現場の協力が得られない状況の中ではなかなか進めづらいという部分がございます。現在はそういう形態をとっておりません。

また、今回とろうとしている内容につきましては、そういう電気暖房を入れない時期を置くという内容ではございません。今、支障ない限り、今現在故障して、取りかえなくても何とかやっていると、その部分を契約電力の中から外していけないかということを検討しようとするものでございます。

(「いいです」の声あり)

副委員長

いいですか。

ほかございませんか。

(なし)

副委員長

次に進みます。

3目教育振興費。

14番。

14番

資料を出してもらいましたが、これではわからないんですが。さっきも言いましたが、最初にいただいた資料、これでは2分の1の国庫補助が実際には2分の1来ていないと。町が持ち出しせざるを得ないというのはわかります。これで見ますと、平成15年度の持ち出しは、平成11年度の2倍の持ち出しをしているというのはわかるんですね。

ところで、ここに昼から資料を出していただきました。これは予算書に数字が合わせてあるんですね。これで見ますと、15年度見込みでこの数字に合うものは何もないんですよ。例えば人数、53人というふうになっています。この53人もよくわからないんですが、1番、学用品等（全学年）としてあるのが53。17、17、16、27と足していって、また53と。わからないですね、これね。こんな算術あるのだろうか

副委員長
教 委
管理課長

というふうに考えるんですけども。それで、これを見ていくと、これとは全く照合できないということになるんですが、もう一回ご説明いただきたい。

教育委員会管理課長。

お答えを申し上げます。

中学校費の15年度の当初予算につきましては、この数字で当初予算を計上させていただきました。

そして、人数の関係でありますけれども、学用品費等につきましては、これにつきましては、ほとんど全員の人が対象になるということでございまして、あと体育実技とか新入学というのはそのうちの一部になりますから、最終的に総体的な援助する援助対象の人数は53人ということでございます。

最終的に15年の当初では予算が 339万 6,000円でありましたけれども、実際、中学校費の方の現在の決算見込みにつきましては、資料のナンバー2の給与額の中というところにありますけれども、の合計額ですけれども、 359万 2,000円ということで、金額的には20万円ほど予算より上回っているということです。人数も、当初では見込んだのは53人だったけれども、実際、実績では61人ということであります。

こういうことで、15年度中もそうなんですけれども、学校を通じてこうした援助を受けたいという保護者の方からの申し出が、転入される方もおりますけれども、在校の中でも新たに受けたいという方が結構いらっしゃいまして、そういったことで、今まで受けていなかった、あるいは町外の方から転入された、そういう関係でふえてきたと、こういう内容でございます。

16年度の予算の計上に当たって私どもの積算した部分でありますけれども、中学校におきましては63人で 352万 5,000円ということで、この63人につきましては、15年度の決算見込みの61人とほぼ同様といいますか、生徒については持ち越しになりますから、そういったことで63人ということで見てございます。

ただ、実際、転入とか転出とか、新たな該当者といいますか、そういう方が出れば若干変わってくるのかなというふうに思います。最近、景気の方が余りよくないわけございまして、そうしたことでこの就学援助を受けられる保護者の方が非常にふえてきていると、こういう状況には間違いございません。

以上でございます。

(「いいです、もう」の声あり)

副委員長	いいですか。
	ほかございませんか。
	1 番。
1 番	3 目の教育振興費ですね。
副委員長	そうです。
1 番	ここに心の教室相談員というのが載っていますが、この制度の15年度1年間上げてきた成果を含めて内容のご説明をいただきたいんです。
	それと、これは町のいわゆる予算には載ってこないと思うんですが、スクールカウンセラーという制度もありますよね。どの程度同じようなもので、どの程度違うのかわからないんですけれども、それも含めて説明をお願いしたい。
副委員長	教育委員会指導室長。
教 委 指導室長	私の方からお答え申し上げます。
	まず、心の教育相談員の事業でございますけれども、文部科学省の事業といたしまして平成10年度から道内実施されておまして、本町におきましても平成10年度からこの事業がスタートしております。条件が5学級以上の中学校ということになってございまして、当時、平成10年から13年間は厚岸中学校と真竜中学校の方で導入してございます。
	なお、ご質問のようにスクールカウンセラーとの関係がございますので、厚岸中学校につきましては、14年度からスクールカウンセラーが入ったため、スクールカウンセラーを配置している学校については心の教育相談員は配置しないという事業ですので、ここはカットされてございます。
	心の教育相談員の今年度の実績のところも出ておりますけれども、主にいじめや暴力行為などの児童・生徒の問題行動及び不登校に対応するため、児童・生徒一人一人に応じた効果的な指導体制づくりを目的として、スクールカウンセラーも心の教育相談員も同じような趣旨で配置されてございます。
	どこが内容的に違うかといいますと、心の教育相談員の方は主に中学生を対象にしまして、不安を気軽に話せるとか、あるいは第三者的な存在として、子供たちがストレスを和らげるために、何でも話してくださいねというような立場で配置されているものでございます。
	スクールカウンセラーの方はちょっと高度でございまして、まず条件が、臨床心

理士の資格を持つ人、あるいは大学の学長、教授、助教授等々の臨床心理の経験のある者というふうな、かなり専門的な方を配置することになっています。このスクールカウンセラーの方は、児童・生徒のカウンセリングだけでなく、教職員にカウンセリング等の技術や、あるいは学校の中で組織的にカウンセリングをどう進めたらいいかという、そういう専門的なものを教職員にまで指導助言を援助するというふうなこと、さらには保護者にまで助言、援助というふうなことになってございます。

心の教育相談員の今年度の真竜中学校の状況でございますが、さっきの趣旨からいいまして、ほとんど子供たちの教育相談に携わっておりまして、1年間で28件の相談になってございます。内訳なんですけど、ほとんど勉強と進路に関するというのが主な相談内容になってございますが、その他6件ほど友人関係というふうなことで相談を受けてございます。

スクールカウンセラーの内容も……。

(「はい」の声あり)

教 委
指導室長

スクールカウンセラー、厚岸中学校でございますけれども、実は本町のスクールカウンセラーは拠点方式というものをとってございまして、厚岸中学校を拠点としまして、あと関連する学校を、ちょっと件数は少なくなってきましたけれども、それに対応しているところでございます。今年度は、厚岸中学校を拠点として高知中学校と厚岸小学校、これ年4回になります。拠点校の厚岸中学校については週1回程度、年33回ということで、拠点校ですので回数が多くなってございます。

今年度の状況を見ますと、延べ61の相談件数がございまして、まず児童・生徒のカウンセリングが19件、それから教職員への指導、援助、助言が15件になってございます。そのほか、保護者に対する指導助言も4件、あとその他ということで、全体で61件の相談ということになってございます。

以上です。

副委員長

1 番、室崎委員。

1 番

心の教室相談員、スクールカウンセラー、今お聞きしていると大分持ち場が違ような感じがいたしまして、それぞれに成果を上げているものだというふうに理解させていただきます。

その上でちょっとお聞きするんですが、前の目のところでも話がありました、不

登校児が決して厚岸町、少ないという状況ではないというふうに思われます。それで、不登校のそういう児童・生徒が存在する、何件あるということは、実は一つの象徴だと思うんですよね。下手をするとそこに落ち込んでいくというか、そういう事態になる、予備軍という言葉はこの場合、大変よろしくはないんですが、やはり下手をするとそういう状態になっていってしまう可能性がある中で、ごくわずかの数字だけが表へ出てくるというふうにとらえるべきだと思うんです。

実際に不登校というような状態になってしまっている子供たちを含めて、そういうものに対してこの制度というのは非常に有効なのかどうか。どのような働きをしてきているのか。数字にあらわれなくても、これは何もそういう立場にある方だけじゃなくて、一般の教員の方も含めてですけれども、一生懸命手を差し伸べていると思うんですが、そういうことを含めての話をちょっと教えていただきたい。

それから、もう一つは、今回この冬場に非常に大きな事故があって、学校全体が非常に大きく衝撃を受けた学校がありましたですね。その教員に対する問題が人事でどこまでできるのか、ちょっと私の方にはわかりませんが、やはり子供たちに対しても大きな衝撃があったろうというふうに思われます。

それで、恐らく臨時的にそういうカウンセリングのことができるような方も配置されて、いろいろとケアということに尽くされたというようなことも伺っておりますが、今年、これからについては他の学校と全く同じに考えていくのか、ある程度重点的なことも含めて考えているのか、その点についてもお知らせいただきたい。

副委員長

指導室長。

教 委
指導室長

ご質問のスクールカウンセラーあるいは心の教育相談員の件でございますけれども、私たちは昨日の議会の答弁でも、30日以上の子供たちの数字をお知らせしました。しかし、学校現場としても、私たちも、ちょっと言葉はよくないんですが、また不登校になってしまわないだろうかと心配される子供さんというのはきっといるだろうし、つかんでいる数字、あるいは私たちがつかまえ切れない数字も恐らくあるだろうというスタンスで取り組んでいかなければいけないというふうに考えてございます。

そういう意味では、本人の登校を妨げる要因、今登校はしているんだけど、学校にそういう問題がないだろうか、あるいは家庭にそういう問題がないだろうか、あるいは本人自身の弱さというのものもあるかもしれません。そんなところを未然に防

ぐためには、特に先ほど言いましたように、心の教育相談員の方につきましては子供のカウンセリングが中心ですけれども、スクールカウンセラーにつきましては、そういうことを十分先生方にも指導していただいているものと思いますし、またこれが厚岸中学校じゃなくて、それを教えていただいた先生方がほかの学校にも還元していかなければいけない大きな仕事があるのかなと、そんなふうには考えてございます。そういう意味では、未然防止ということで16年度も、今問題を抱えている子だけでなく、そういう子供を出さないようにしようという活動を十分力を入れていかなければいけないなというふうに考えてございます。

それから、次に、太田中学校の件でございましたけれども、事故後のメンタル面での対応をちょっとお知らせしていきたいと思いますが、まず教職員につきましては、新聞報道でご存じのように、助けを求めた先生が一番心に傷を負っているのではないかとということで、道教委教育局と連携をとりまして、2日後、臨床心理士、釧路の保健所の課長さんなんですけれども、すぐその先生にカウンセリングを行っていただきました。幸いにしっかりした先生で、課長さんのカウンセリングによりますと、もちろん心配なんだけれども、心配した以上ではないと、頑張っていращやるよと。ただ、しっかり周りが見えていかなきゃいけないので、必要な場合にはいつでも呼んでくださいということで対応させていただいたところでございます。

それから、子供たちのカウンセリングの関係なんですが、非常に大きな事故で、子供たちの動揺がきつとあるだろうということで、最初、先生方の観察で思ったより元気だということでしたけれども、子供たちは落ち込んでいても、それを外に出さないで頑張ろうという姿もきつとあるだろうということで、プロの目で見ていただこうということで、実は先ほどお話ししました厚岸中学校のスクールカウンセラーの先生なんですけれども、1週間学校に行っていただきまして、子供たちをみていただいたところでございます。幸いにスクールカウンセラーの先生も、思ったよりも子供たちは大丈夫でしたと。ただ、いつ何どきそういうのが出てくるかわからないので、これからも継続しなきゃいけないねということではお話をさせていただいたところでございます。

そういう意味で、質問者のおっしゃられるように、教職員、生徒とともにメンタル面で十分気をつけて対応したところでございます。

(「結構です」の声あり)

副委員長	いいですか。 ほかございませんか。 (な し)
副委員長	なければ進みます。 4 項幼稚園費、1 目幼稚園費。 5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。 14番。
1 4 番	直接行って聞けばよかったんですが、ここでちょっとお伺いします。 青少年育成センターの仕組みが変わるんですね。非常勤職員賃金が 250万円ぐらい減りますね。それと、社会教育活動の国際交流及び青少年健全育成事業というのが 217万円組まれておりますが、これは何でしょうか。
副委員長 教委生涯 学習課長	生涯学習課長。 1 点目の育成センターの関係につきましてお答えいたします。 青少年育成センターの関係でございますけれども、今年度から育成センター職員の勤務体制を見直しをいたしまして、それに係る賃金等が前年度に比較しまして約 200 万円程度減額になってございます。この勤務体制の見直しによりまして、業務を縮小するということじゃなくて、その業務は引き続き当然他の職員が担っていくと、こういう考え方でございます。 それと、もう一点、国際交流及び青少年健全育成事業の関係でございますけれども、この関係につきましては、民間団体でありますアイリスが行う国際交流に町が助成をすると、こういう内容でございまして、歳入の段階でも行財政課長の方から若干触れられたというふうに思いますが、15年度予算計上、12月段階で補正をしたものを、先般の3月の補正で減額をさせていただきました。これは、アイリスの訪問日程が当初計画したよりも若干おくれまして、年度をまたぐという状況になりまして、やむなく新年度で予算措置をしようということで、同額の 217万円を新年度で計上させていただいた内容でございます。
副委員長	14番。
1 4 番	育成センターの勤務体制の見直しというふうにおっしゃって、よく聞き取れなかったんですが、もう少し具体的にお話しいただきたいんです。 それから、アイリス、これは今まで、まちおこしとか何とかでオーストラリアに

副委員長

教委生涯
学習課長

行っていましたよね。それを今回、町費で見ると、こういうことになるんですね。
恒常的に、恒久的にこういう措置が毎年とられるんですか。

生涯学習課長。

育成センターの勤務体制の見直しの関係でございますけれども、15年度は非常勤職員を雇用しまして毎日の勤務ということで、ただ、勤務時間が一般職員の4分の3程度の勤務体制と、こういうことで来ておりましたけれども、この臨時職員を含めて厚岸町総体の見直しの中で、この育成センターの職員につきましても見直しをせざるを得なくなったと、しようということになりまして、具体的には1週間に3日、月に12日程度の雇用と、出勤と、こういうことに考えてございます。

それと、国際交流の関係でございますけれども、委員ご指摘のとおり、まちおこし基金から昨年度、教育委員会の方に予算を計上した事業でございますけれども、今まで10回、このアイリスを通して姉妹都市クラレンスを訪問して交流を続けてきてございます。

今後の関係でございますけれども、教育委員会としてはこの事業、青少年の健全育成あるいは国際交流、国際感覚を身につけると、こういう意味では非常に有意義な事業だというふうに判断しておりまして、このアイリスの活動が続いている限りは、当面この助成を継続をしていきたいというふうに考えてございますけれども、今までは毎年実は派遣していたようでございますけれども、16年度から、今回行くんですけれども、毎年じゃなくて隔年派遣ということでアイリスの団体も考えているようでございます。

以上でございます。

副委員長

14 番

14番、田宮委員。

総務課長、今、生涯学習課長の答弁で、非常勤職員なり何なりの勤務体制が全体的に変わったんですか。もしそうだとすれば、説明していただきたいということですね。

それから、海外交流の問題であります。私は厚岸町が毎年、例えば青少年であるとかその他の人を海外に派遣するということは大変いいことだと思うんですよ。ただ、それが一部に偏るようなことになったのでは私はやはり望ましくない——そうか、そうでないか、よくわかりませんが、望ましくないことになるのではないかなと思うんですね。海外に派遣するということは、こういう事業をやはりきちんと

副委員長
教 育 長

やる方が、将来、町の発展のためにはいいことだというふうに考えておりますし、それなりの人材を育てると、そういう意味でも大変有効だというふうに考えるんです。

以上です。

教育長。

総務課長が答える前にちょっと補足させていただきたいと思うんですけれども、この育成センターの仕事なんですけれども、従前、補導関係あるいは青少年育成業務として各種会議の主催等々ございました。それ以外に教育相談という役目も担って、情報館で週2回開設して教育相談、そこでももちろん事務もとっているんですけれども、一応そこで待ちの形で開いておりました。

ただ、実際には電話等の相談業務はあるんですけれども、実際にそこを訪れて相談するという件数については、実はかなり少ないというか、ほとんどないというような状況でした。実態とすれば、教育相談について言うと、指導室が実際には私はその役目を担ってきているかなというふうに思っています。そういう中では、その業務を今回、育成センターの部分から切り離して、それ以外の部分に集中していただくということでございます。

ですから、先ほど言ったように、通常の職員の4分の3の時間帯から通常の職員の約2分の1程度の――20日と見れば2分の1以上あるわけなんですけれども――の業務量に落ちるんですけれども、やる内容については、相談業務以外については生涯学習課が担うのと同時に、この体制の中で対応ができるのではないかというふうに考えているところです。

もう一点、アイリスの関係でございますけれども、実はこれは町長を含めていろいろ検討させていただきました。社会教育自体がこの業務を担うとどうなるかという部分も含めて考えていたわけなんですけれども、実はアイリスの活動というのは、ただ子供たちを連れていくのではなくて、2年間、行くための学習を行っております。毎週月曜日の夜集まって、例えば英語ではこういうふうに話すんですよ。生活面、いろいろな習慣の面、言語の面を含めていろいろな学習を子供たちに2年間教えて、その成果を試すという形で最後に旅行して実践体験をするという活動です。この形を行政の中で行うというのは、私はやはりかなり難しい部分があるのではないかな。あるいは、やはりこれは民間の中でやっていただく。その中での成果として

	連れていくのを補助するという形の方が、今までのやり方の方が私はいいのではないのかなというふうの一つには思っているところです。
	というのは、それぞれいろいろな自治体で国際交流で連れていくことはあるんですけれども、やはりそのときには、下手な話が抽せんになったり、あるいは学校で代表を出してもらおうということをするわけですが、事前の学習という上では、これほどの学習を積んで参加までの準備をするというのは、なかなか行政では難しい。今までのやってきた実績というのを私たちは評価していますし、今の形でできるのであれば、その形の中で援助していきたいというふうな考えであります。
副委員長	総務課長。
総務課長	全般的な非常勤職員の取り扱いの関係でございます。 ただいま教育長の答弁の中にも触れておりましたけれども、非常勤職員の取り扱い、これは定数外職員の取扱要綱というものを設けまして、それで取り扱っているわけでございますけれども、基本的な考え方については変更ございません。今申しましたように、1週間の勤務時間のうちの4分の3以内において勤務される場合、非常勤職員としての位置づけの中で取り扱っているという考え方については従来同様でございます。 (「いいです」の声あり)
副委員長	いいですか。 ほかござい…… 12番、谷口委員。
12番	ここに青少年問題協議会というのがあって、今、田宮さんが質問されていた青少年育成センターというのがあるんですが、青少年問題協議会、これと青少年育成センターがどういう関係にあるのか、全く関係のないものなのか、ちょっとお尋ねをしたいんですが。
副委員長	生涯学習課長。
教委生涯学習課長	青少年問題協議会の関係でございますけれども、この協議会は地方青少年問題協議会法という法律に基づきまして設置をされている機関でございます、この協議会の中ではどういう活動をするかといいますと、主に青少年の指導や育成や保護等に関する総合的な施策を樹立するための調査、審議をする機関でございます、町長が協議会の会長になってございまして、年2回程度開催をしまして、それぞれの

	委員さんから意見をいただいて総合的に対策を進めるということになってございまして、お尋ねの青少年育成センターというのは、こういった青少年問題協議会での審議経過を踏まえて、具体的に青少年の保護・育成活動を進めていくという実働部隊というふうにご理解いただければいいのかと思います。 それで、青少年育成センターは、この青少年問題協議会の事務局も兼ねてございます。
副委員長	12番、谷口委員。
12 番	この例規類集を見ると、青少年問題協議会は厚生の方なんですよ。そして、育成センターは全く離れて、教育委員会の所管になっていると。この扱いは、どうしてこういうふうになるんですか。
副委員長	生涯学習課長。
教委生涯 学習課長	今の関係でございすけれども、この協議会設置の根拠となつてございす地方青少年問題協議会法というのは、法律そのものは教育の分野じゃなくて、厚生労働省関係だと思ふんですけれども、そちらの方で所管しているということで、そのようになっていると思います。 現実、この青少年問題協議会の事務局を担っているところは、教育委員会サイドで担当している市町村もありますし、町長部局で担当されている市町村もあるということで、それぞれの市町村で取り扱いは異なっているというのが現状でございす。
副委員長	12番、谷口委員。
12 番	そうすると、結果的には青少年問題協議会と育成センターの連携は――連携というか、お互い方針を出す方と、それから実働部隊というふうに一般的に考えればいいのか、ちょっとわからないんですけれども、青少年問題協議会の方にもそういう指導だとか補導だとかという言葉が出てきますよね。それを実際やっているのは、厚岸町では育成センターなんだというふうに理解していいんですか。
副委員長	生涯学習課長。
教委生涯 学習課長	今ご指摘のとおりでございす。
	(「いいです」の声あり)
副委員長	いいですか。 ほかございせんか。

	(な し)
副委員長	進みます。
	2 目生涯学習推進費、3 目公民館運営費。
	1 番。
1 番	ここに公民館活動というのがあるんですが、公民館活動というのは厚岸町ではどんなことをやっているんですか。
副委員長	生涯学習課長。
教委生涯 学習課長	公民館活動の中身でございますけれども、主に高齢者生きがい大学を組織してございまして、ここには約90名程度の高齢者の方が参加をしまして、それで年間の学習計画に基づきましてそれぞれ学習をするほか、クラブ活動としまして7つのクラブ活動に学生が分かれましております。毎月1回の学習の機会、学習が終わりましたら、その後、お昼ご飯が終わった後、クラブ活動をやりまして、それぞれのクラブ活動の成果を、例えば手芸であるとか書道であるとかというものにつきましては厚岸町町民文化祭に出品をすると、こういうふうな状況で活動しております。
副委員長	1 番、室崎委員。
1 番	委員長、申しわけありません、ちょっと前の方の費目とも絡みますが、ご勘弁ください。
	博物館活動といって、特に戦後ですか、非常にある時期は活発——戦前からですかね、動いていた。それがだんだん、公民館活動として行っていたいろいろなものが、それぞれ独立していったというような経緯があると思うんですよ。ですから、言葉は悪いんですが、公民館活動は手足をどんどんもがれていって、それぞれが別項目でできてきて動いているというのが大抵の町の現状ではないかという気がいたすんですが、そういう意味で、例えばこの生きがい大学というのも生涯学習か何かでやったって何も問題はないわけですよ。公民館でやったって問題はないわけですね。そういう意味で、生涯学習活動とかというようなことでもってやっていけば、そっちの方になる、重なってくるものが非常に多いと思います。
	その上で話し申し上げるんですが、先ほど来、今、今日、明日の問題ではないんですけども、それぞれの小規模校がやっていけなくなるんじゃないかという議論が出ておりました。そのときに必ず地域としては、子供たちがいなくなって余りにも学校が小さくなっていくと、学校経営という点からは確かに、何というのかな、

時代の流れというのか、それはいたし方ないという気持ちと同時に、この地域から学校がなくなることによって、地域の結びつきの中心、あるいは地域の文化センター、あるいは地域のよりどころと言っていた学校がなくなることによる非常に大きなマイナスというものも考えるんですよね。そういうことが先ほどの教育長の答弁の中から、いろいろな、さまざまな意見になって出てくるという話をしている中にそういうものがちらちら見えるような気がするんです。

そうすると、学校というのは、単に子供たちがランドセルしょって集まって、先生から習って帰ってくる場所だけではない働きが、特に小規模校のようなところでは大きく浮かび上がっているんじゃないかと。いや、大規模校にだってそういう機能は十分あるんでしょうけれども、小規模校ほどそういう点がはっきりと見えているのではないかと。

例えば、地域の運動会という、もうその地域挙げての行事ですよね。学芸会といっても、そうですね。ところが、これがいわゆる都市部の学校ですと、運動会ときには花火が鳴って、パンパカパンパカ音がするからわかるけれども、学芸会ときにはわかりませんわね、自分の子供が学校に行っている人以外には。それだけやはり違うと思うんです。そういう学校の持っている機能が、単に子供がいなくなったということでもなくなったときに一緒になくなってしまうことの、何というんですかね、つらさ、地域としてのマイナス、そういうものに対する思いというのがあるのではないかと。

そうすると、実はこれは生涯学習なり、民間活動なり、社会教育なり、言葉は何でもいいんですけれども、そういう活動で補っていかなきゃならない問題じゃないかと。補っていくというか、学校が果たしていた機能が分離して、そういうものはそういう名前でやるべきことではないのかというふうに思うんですが、そのあたりは教育委員会としてはどうお考えでしょうか。

副委員長
教 育 長

教育長。

今ご指摘の学校が文化の担い手として地域としての役割を果たしていたのではないかとことでございますけれども、確かに戦後、何というんですか、交通機関が余り発達していない時期には、集会所等により、先ほど公民館活動の話が出ましたけれども、やはり公民館活動というのは当初は青年学級といわれる婦人学級と呼ばれた、高齢者とあわせてライフステージの3本柱であったろうというふうに思い

ます。そういうふうな活動が、今、言ってみれば高齢者学級だけが残って、それぞれの婦人の部分、青年の部分というのがニーズが広がったというか、集まって集合学習をするような形態をとれないような状況になる。それは一方的に悪いというふうには私は思っていないし、こういう忙しさの中でいろいろな学習機会を提供する、それが一定の少ない人数を集めるだけでなく、広いニーズでこたえるという意味ではいいだろうというふうに思います。

ただ、今、私が考える中で、地域としての公民館活動なり社会教育活動というのが、これからの中でやはり、何というんですか、今言ったように、奥さんたちの年齢層も幅があるときに、ニーズがかなり幅広くて、例えば同じような活動をいかでですかというふうに狭い地域で声をかけたときに、どれだけ集まっていたかという部分。

確かに近隣でいうと、標茶町のような地域公民館活動というのが盛んに行われていて、定着しているという地域もありますし、もちろんそれはその活動として非常に高く評価できる部分でもあると思います。ただ、今、厚岸町でできているか、できていないかは別にして、これだけ交通手段をそれぞれお持ちになる中では、もうちょっと広い範囲でいろいろな公民館活動を行って、それこそ真龍小学校で活動ができるとすれば、そういうところに地域の方たちもいろいろな講座で集まっていたける。もっと幅広い形で、あるいは地域的にも幅広く集まっていたけるというふうな方向性の方が、効率的にはこれからの中では必要ではないかなというふうに私自身は考えております。

副委員長

1 番、室崎委員。

1 番

公民館活動のところで聞かない方がよかったのかもしれないですけども、公民館活動という概念の中に閉じこもらないでちょっと聞いていただきたいんですが、ですから、ある意味では自治会活動なのかもしれないんですよ。

学校というものが一つあったときに、学校を中心としてその地域がまとまりを持つんです。そして、その中で世代間交流やいろいろなものが行われるわけです。それは、いわゆる小規模校のような僻地と言われるところほど、その地域全員が参加してくるんですね。学校の草取りなんていうもの一つ取り寄せても、何とかな、環境美化何とかというようなことをいって各地域でやりますよ。そのときに、PTAだけじゃないんです。その地域にいるおじいちゃん、おばあちゃんから――それ

は自分の孫が学校へ行っているわけじゃないんですよ——という人から若い人まで皆出るわけですね。自分たちの地域の学校だという意識なんです。

すなわち、学校が一つあることによって、地域が非常によくまとまるんですね。そのまとまることは、いろいろな形で相互の助け合いや、あるいは生活の中の利便性にも寄与しているわけです。ですから、学校というのは、俗な言葉で言うと、地域のへそだというようなことが言われるんですよ。

その学校がやっていけないと、いろいろな事情でね。これは要するに、例えば3人とか5人とかというような子供になってしまったら、子供の数がですよ、通う子供の、そうしたら学校は維持できんだろうと。そうすると、子供のことを考えるならば、やはりもうちょっと大きな学校と一緒にあって、そっちへ多少遠くても通った方がいいだろうという話は先ほど来ありまして、そのことはよくわかります。

ただ、そのときに、子供の部分以外の地域の部分ですね、そこのところが別の形で何か補わなければならないだろう。そのときに、それが公民館活動でもいいし、自治会活動でもいいし、タイトルは何でもいいんです。ただし、学校の果たしていた機能は、そこのところはやはり行政としては考えなければならないことではないのかという話なんです。だから、公民館活動という概念から解きほごされると、ちょっと話はずれてしまうということなんです。

それから、確かに公民館活動としては全町的な、今は移動することも簡単ですし、それから、よほどの大しけでなければ、30分かそのぐらいで町内どこへでも行ける時代ですよ。だから、そういうことでもって、例えば生きがい大学のような式のをやるときに、あの地域限定なんていうようなことはやらなくたってそれはいいわけで、それはよくわかります。そういうものがあるのと同時に、やはりそれぞれの地域地域の一つのまとまりを持つための何か、そういうものがあってしかなるべきでないのかということだと思うんです。その点については、学校との関係でどのようにお考えかということなんです。

副委員長

教育長。

教 育 長

非常に難しいテーマかなというふうに思います。先ほどもお話出しましたけれども、学校行事を含めて確かに、私も運動会には行くんですけども、実際に子供たちは10人に満たない、参加される方は30人も40人もいらっしゃる。実際に子供たちの出る番は非常に多いんですけども、それでも1人が何回も出なければならないとい

うような状況で運動会が行われています。そういう意味でいうと、地域としてのまとまり、コミュニティーとしてどういうふうな方策がとれるんだろうかということだろうと思うんですね。

これについては、1つには、一番大きくは、やはり自治会を中心とした住民の方たちが、どういうふうに自分たちの地域を考えていくかということではないのかなと。だから、行政が例えば学校のかわりとして、例えば職員を配置して、そういう活動を援助していくというよりは、私はこれからどんどん小さくなっていく中では、より協働の精神じゃないですけども、自分たちのやりたいこと、やれることを考えて、その中で行政の中にこういうことをやりたいけれども協力してもらえないかというふうな形でやっていただく。それはもちろん学校の校舎、グラウンドを含めて、私たちとすれば地域の中でどんどん活用していただきたいというふうなスタンスでありますし、また統合に当たっては、学校の跡地利用についても、できるだけ地域が喜んでいただけるような活用ができればいいというふうに考えておりますので、お答えになっているかどうかちょっとわかりませんが、公民館としてもいろいろな、現在も地域で行っている公民館活動に対して援助をするというような制度の中で、それぞれの活動については援助しているという部分もございます。

ちょっと苦しいですけども、以上でございます。

副委員長

1 番、室崎委員。

1 番

くどくやりません。

やはりこの財政難の時代ですから、どうしても教育長が一番最初に財政の問題が頭に浮かぶんじゃないかと思うんですね。それで、人員の配置だとかそういうことについてはというようなことになって、ぼろっと出てきたと思うんですが、私が言っているのはそういうことじゃないんですよ。

それから、確におっしゃるとおり、その地域にかかっているんですよ。住んでいる人たちにかかっているんです。それはそうなんです。しかし、今まで休校ないし廃校という憂き目に遭ったその地域の皆さんの話を聞いていると、やはり何というのかな、エネルギー源といいますかね、元気の出る源といいますかね、ちょうど風船の栓を抜かれたような意識、これは否めないんですね。ガクンと落ち込むんです。その人たちに、あんたたちで考えて、あんたたちでやりなさいと言うのは、これはなかなか厳しい言い方だなというふうに思うわけです。

ですから、やはり学校がどうしても維持できないという客観的事情の中で、そういう状況になったときに、今はやりの言葉で言うと、ハード面、ソフト面、いろいろあるでしょうけれども、そういうものを含めて、その地域の結びつき、あるいはその地域の活力を維持できるようなことをどのようにして援助できるかという、あるいはある意味では指導、ある意味では示唆、ある意味では援助、そういうものは行政の大きな仕事だという、この意識は持っていただかなければ、生徒がいなくなりましたよ、廃校しますよ、地域はググググッと沈んでいくというようなことになりかねないと思うんです。そういうまず意識を持って、そういう面からも学校の統合の問題ということを考えていただきたい、そういうことなんですが、いかがでしょうか。

副委員長

教育長。

教 育 長

確かに、例えば高知の地域で奥さんたちがミニバレーをすると、そういうふうな活動とかにつきましても、ある意味でいうと何年間か続いた活動が途切れてしまうと、こういうのというのは、私もいろいろな地域で聞く中では、やはり若い人が人数が少なくなるという中で、そういう同じ集まってやる活動が最初できたんだけど、できなくなる。それで、例えば最初は体育館を使っていたんだけど、今もう体育館は要らないと。そういうときに、何というんですか、そうしたら、もうちょっと広い範囲で集まればその競技ができるんじゃないだろうかとか、いろいろな部分で地域の人たちの悩みなり考えていることというのをまとめて解決方法というのは、特にこれから上の方の地域は子供が少なくなってくるという中で、先ほどこっちと出ましたけれども、生涯学習活動がその地域だけじゃなくても、もうちょっと広い範囲で、例えば山の地域でこういうふうな活動ができないかというのを、あるいは太田公民館でいろいろな活動をするときに集まりやすいという地理的なものを考えれば、やっていくということも必要なことでしょうし、そういう社会体育の面でもいろいろな面で相談を受ける、あるいは私たちが何かの大会を開いてみるですとか、そういうことも含めて考慮していかなければならないなというふうに思います。

(「結構です」の声あり)

副委員長

いいですか。

ほか。

	14番。
1 4 番	公民館は公の施設で、委託の施設ではないんですが、本当は集会所か、おっしゃっていたコンキリエのところで伺いすればよかったんですが、昨年の6月に地方自治法が改正になって、244条の2第3項が改正になって、指定管理者制度、こういうものが導入される。今の委託施設は、特に集会所が多いと思うんですが、これが委託ではなくて代行に変わっていくと。そういうようなことで、猶予の期間が施行からですから、去年の9月から平成18年9月まで3年の間に変えていかなきゃならない。手続とかいろいろあるようではありますが、その点についてひとつご説明をいただきたい。
副委員長	総務課長。
総務課長	ご説明申し上げたいと思いますが、その前に、14番委員さんの方からこの定例会冒頭の方で資料の提出ということで伺っておりまして、資料配付をさせていただいております。それをご用意願いたいというふうに存じます。 配付させていただきました資料につきましては、1つには地方自治法の改正によります新旧対照表、縦書きでございます。縦書きの右とじをしている資料、裏表の印刷で4ページ物、いわゆる2枚つづりのものと、それからもう一つは、この指定管理者制度の概要ということで、これも裏表印刷、横書きでございますけれども、2枚物、4ページ物の2つの資料を配付させていただいております。ご用意をお願いしたいと存じます。
副委員長	いいですか。
総務課長	それでは、よろしいでしょうか。説明をさせていただきたいと思います。 ただいま申しましたように、配付させていただきました資料、地方自治法の改正が昨年されてございます。そのときの新旧対照表ということで、この新旧対照表につきましては、上の欄に改正後でございます、下の欄は改正前の規定でございます。そういう並びに並んでございまして、線が引かさっている部分が改正になりましたよという部分の対比でございます。こちらの方も参照しながらお聞きいただきたいというふうに思います。概要でございますので、できるだけ簡単に説明を申し上げたいというふうに思います。 まず、横書きになっております指定管理者制度の概要というところに、改正の目的、制度の概要というふうに触れさせていただいております。これは14番、田宮委

員さんがおっしゃるとおり、昨年、地方自治法の改正によりまして、公の施設——公の施設とも申しますけれども、厚岸町でいいますと、代表的なもの、管理委託をしているものとしたしましては、株式会社味覚ターミナルに委託しておりますコンキリエですね、それから木工センター、これは森林組合に委託をいたしております。それから、今触れられておりました各コミュニティセンターであるとか集会所、これらはそれぞれの自治会ということに、それぞれの条例に基づきまして管理委託をしているという内容のものでございます。

これにつきましては、旧来の地方自治法の 244条の2という規定の中に、この第3項の中で、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるというふうに認めたときについては、条例の定めによって、普通公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、つまりは2分の1以上の出資をしている第三セクターを指すわけでございますけれども、そういったところであるとか、それから公共団体もしくは公共的団体ということで、こういった部分の団体に委任することができますよという規定でございました。これに基づいて今のところ私どもの方の管理委託が、それぞれ先ほど言いました施設については行われてきているということでございます。

これが、昨年の地方自治法の改正によりまして、今度は指定管理者という言葉に要約といいましょうか、そういう言葉になるわけでございますけれども、いわゆる管理を委任する範囲が広がったということになります。その広がった範囲というのは、いわゆる民間事業者であって、それに管理にたえ得るというふうに判断された部分については、そういったところに管理の委任をすることができるというふうになりました。広がったということでございます。それに伴いまして、それぞれの手続等について法令の改正がされたということでございます。

このそもそも指定管理者制度の導入の目的という部分につきましては、その改正の目的という部分に触れておりますけれども、1つには管理に民間能力を活用しましょうと。そして、その上で、民間が持っているノウハウ等を活用しながら、住民サービスの向上を図るというのが一つの目的でございます。かつ、管理にかかる経費の削減を図る。経費削減を図っていくんですよという部分も、これが新たに加わってきてございます。このような目的の中で改正が行われたということでございます。

では、どこがどういうふうに変ったのかという部分でございます。先ほど冒頭で触れさせていただきましたけれども、従来は、改正前のところに記載しておりますけれども、2分の1以上の出資している法人あるいは公共団体、それから公共の団体という、括弧書きでどういうものが入りますよというふうな部分も触れておりますけれども、それが今度は指定管理者ということで、特段の法人等の制限はなくなりました。要するに、その管理にたえ得るといような形の中で指定した部分については、その管理を委任を受けてすることができるということでございます。その辺が変わってきているということでございます。

それから、従来は使用の許可という部分、使用許可ですね、そういった部分については委託をできませんでした。あくまでもそれは公共的団体が持っている権限ということで、それはいわゆる委託することはできなかったんですが、今度は使用の許可権も含めて委任ができるというふうに変ってございます。つまり使用許可がその管理を受けた事業者なら事業者ができると、こういうことでございます。

つまり、従来は管理委託というような考え方の中で進められてきております。委託契約というような形の中で要は管理の委託をされてきた。今度は指定をするということでございます。要するに、A社ならA事業者という人に管理をしてくださいというように指定を行う。いわゆる行政処分という形になるわけでございますけれども、業務を代行させるんだと、そういうような形に変ってきているということでございます。

従来につきましては、条例で相手方というものにつきましては定めまして、1社なら1社、1団体なら1団体というようにところで、契約によって行われてきているということでございます。今度はどのような形になるかということ、原則的に公募という形に相なります。こうこうこういうところを管理させますということで、じゃこの管理を受けるところはありませんかというように公募をするという形になりました。公募によりまして最終的にはそこを指定して、その指定した事業者がその管理運営業務に当たる、こういう形に相なります。

それで、その辺の部分については、大きな3番目以降の地方自治法の内容ということで記載をしてございますけれども、まず条例の制定が必要になってまいります。そこに書いてありますように、指定の手段、申請の方法であるとか選定基準、業者を選定する場合については、こうこうこういうようなものを受けてもらえるような

人でなければなりませんよというような指定の手順を定める条例を設ける。この中には管理の基準ということで、従来は規則や何かで定めておりました開館時間であるとか、そういったような部分、これらも今度は条例の中で明らかにするということになります。それから、業務の範囲、どういった業務を行うのかという部分についても、これは条例の中に明らかにしていくということがまず出てまいります。

そして、そういった形の中で公募いたしまして、出てきたものの中、十分な審査をした上で、いわゆる指定管理者とすることが適当だろうというふうに思われるものにつきまして議会に諮りまして、最終的に議会の議決を経てそこに定めるというような手続の方法になるわけでございますけれども、従来型の利用料金制であるとか、それから事業報告書の提出であるとか、それから地方公共団体の長による指示、指定の取り消し、業務の停止命令、いわゆるこちらの意図しているような管理形態が行われていないと、管理の指示や何かに違うようなことが、不適当なことが行われているといったような場合については、そういう指定の取り消しだとか業務の停止だとか、こういったような部分もこの法律の中に新たにうたわれてきているというようなことでございます。

それから、一番下に書いておりますのは不服申し立てということでございますけれども、これが先ほど触れておりますけれども、許可権まで含めて業者の方に委任することができるというようなことで、権限が委任されるような部分もありますので、そういう不服申し立ての関係、その指定管理者が行った部分については町村として不服申し立てを受けるんですよというような部分、そういうような部分の規定の整備も地方自治法の中でされているというようなことでございます。

それで、先ほど委員さんがおっしゃっているとおり、この地方自治法の改正というのは、昨年の6月13日に公布が行われておりまして、9月2日に施行になっております。つまり新しい施設ができて、これをどこかに管理委託するという場合につきましても、もう既にこの法律が発しておりますので、もうこの指定管理者制度でなければ管理委託ができないという形になってきております。

管内的にも、新しい施設ができて、こういういわゆる管理委託をするというような部分で、部分的に発しているところもございます。ただ、今、既に管理を委託している施設、これにつきましては経過措置として3年間の猶予期間がございまして、施行日から3年間といいますと18年9月1日、8月いっぱいまでというふうにご理

解いただいた方がよろしいかと思えますけれども、それまでの間にこの新たな指定管理者制度に基づくいわゆる指定手続を行わなければならないということに相なっております。そのためには、現在ありますそれぞれの施設に設けております条例関係でございますけれども、条例規定も当然改正をして、この指定管理者制度の運用にたえ得るような条例改正もしていかなければならない。その上で、先ほど言いましたように、指定に向けた議決であるとか、こういったようなものも行っていかなければならない、こういうようなことに相なっております。

それで、一番最初にご質問を受けたときに、今現在、特に集会所等の自治会等に委託をしている部分がございます。これを果たして公募というような形の中でスムーズな運営ができるのかどうなのか。公募が原則でございますので、こういったような位置づけ、手続等を行うことが適当なのかというような部分。実はこれ管内の町村とも連絡をとりながら、その辺の研究をちょっと進めてございます。そういったような部分、さらに研究、検討を進めまして、できるだけ早い段階に条例関係の改正という部分も着手していかなければなりませんし、当然執行まで3年間の猶予期間がありますけれども、期日がございます。それまでの間には方針をきちっと、それぞれの管理委託の方針等も定めまして、条例整備、必要な議決、そういったようなものを経ながら新しい管理委託の体制をつくっていかなければならない、このように相なっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

副委員長

14番、田宮委員。

14 番

結局、今までは2分の1町が出資している法人、あるいは公共的団体、自治会とかそういうところに委託ができた。今回は、はっきり言って民間の営利業者に結局全面開放するということになったのではないかというふうに思うわけですね。やはり見方によっては、私は十分、重要な問題だなというふうに考えております。

それで、料金の設定から――これは町長が許可ですか、するわけです、最終的にはね。料金の額については。だけれども、代行者が――管理の委託ではなくて、今度は代行になるわけですね。代行者が料金も設定し、料金を徴収することができるというふうなことになるわけですね。

今委託をしているところはコンキリエであり、木工センターであり、それから集会所というふうになっておりますが、この総務省の自治局長だったのですかね、行政局長だったのですか、の通達の中では、この際、公の施設を全体をきちんと見て、委

託施設でなくても指定管理者制度を導入すべきだというふうなことを言っているようでもありますから、将来的にはすべての公の施設について、こういう方法がとられていくのではないかなというふうに思うんですね。

ただ、個別法で委託できない、代行させることができないものがありますね、公民館であるとか。所によっては、今度は社会教育法で束縛されていますから、公民館の場合は。ところが、社会教育法から外してしまっ、そして代行に移すというところも、何かそういうところもあるように聞いております。

そういうことで、厚岸町として、なるべく早くというふうにおっしゃっておられました。これはいわば強制的なものですよね。現在委託しているところは、委託廃止になるわけですから、3年間で直営に戻すか、それとも指定管理者制度、代行に変えるかということになるんだというふうに思うんですけれども、そういう点のプロセスをどのようにお考えなのか、ご説明いただきたい。

副委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

当面、厚岸町が必ずしなければならない、これから必ず行わなければならないという部分につきましては、ただいま田宮委員が後段の方で申し上げたとおり、この3年間で既に条例の中で位置づけしておりまして、管理委託契約を行っている施設、これについては、まさにおっしゃられるとおり、直営で行っていくのか、それとも管理委託をするのかという部分の判断をきちっとしなければならない、必ずしなければならない。委託をするのであれば、従来型でなく、この指定管理者制度に沿った形での委託に変えていかなければならないという点では、おっしゃるとおりでございます。

施設関係につきましては委託、従来の法律の範囲の中でも、定まっている範囲の中ではそうなんですが、いわゆる管理委託をするという部分については、一つの効率性であるとか、住民サービスにつながるというような部分の、もろもろのことをやはり考慮した上で管理の委託というものが進められてきてございます。ただ安かろう、よかろうということにはならないと。そこにはやはり対住民サービスという部分の中で、効率的な形の中で、サービスを落とさない形でできるのか。理想は、そうすることによって利用者に喜んでいただける、利用が促進されるということが、まさに一番の理想の形ではないかなというふうには私ども思っております。

そういった中で、これの管理委託につきましては、今委託している部分だけでなく、まだ直営でやっている部分についても、当然この指定管理者制度に基づいていわゆる委任をするということは可能でございます。法律的には可能でございます。ただ、それには、先ほどから申しますように、個々の施設についてどうなのかという部分については、当然議会の議論、議決を得ながら進めていかなければならないものであると。そういう制度ということになっておりますので、当然その中での管理委託のあり方といいましょうか、その効果、こういったような部分は十分な論議の中で決定していかなければならないものだろう、このように存じておりますし、そのような手続がとられるということでございます。

ただ、今、必ずやらなければならないという、繰り返しになりますけれども、現在管理委託をしている施設、これらについては、いずれにいたしましても条例の改正、それから、委任をしていくのであれば、その委任の手続関係、こういったものを、新法に基づいた手続関係をその3年の期間の中で終わらせなければならないということに相なっておりますので、よろしく願いをいたしたいというふうに存じます。

副委員長

14番、田宮委員。

14 番

小さな集会所を営利業者が代行して、もうけになるかどうかというのは、いろいろありますよね。すぐ飛びついてくるような人がいるんだろうか、どうだろうかという問題もあります。施設によってまた違って来るわけですけども。しかし、町民の税金で建てたものが、ただで使われて、それでもうけをするというようなことは、やはり私は余りいいあれではないというふうに考えております。しかし、法がそういうふうに定めて、これからそれは強制的にやられてくるわけですから。ただ、議会の議決が必要になっておりますので、十分時間をとって議会で議論ができるような方向でやっていただきたいというふうに思うんですね。

具体的な日程については、何かお考えになっておられるんですか。それとも、まあまあもうしばらく……。先ほどは、なるべく急いでやるようなお話をしておりましたが、いかがですか。

副委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

スケジュール的な部分で申しますと、タイムリミットが施行から3年後というふ

	うに決まっております。それを現行の施設につきましては、そのタイムリミットを当然念頭に置きながら、逆算スケジュールの中で進みたいというふうに考えております。
	ただ、今、私ども申しましたけれども、さらに今、集会所の例えば従来自治会に委任している形、これが果たして指定管理者制度というものに合わせてやっていかなければならないものなのかどうなのか。いわゆる単なる業務委託という範囲の中でできるものではないのかどうなのか。こういったような検証もやっていかなければならない、研究も進めていかなければならない、こういうふうに思っております。ですから、そういった部分での研究につきましては、総務だけではなく、それぞれの所管する、管理しているセクションがございます、そういった部分を含めまして情報を共有しながら、チームを組みながら検討していきたい。そういう作業にはできるだけ早くに取りかかりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
副委員長	14番。
14 番	今日はこの程度でやめたいというふうに思いますが、先ほども言ったように、余裕を持って議会にはお知らせをいただきたいと、情報を開示していただきたいというふうに思います。
副委員長	総務課長。
総務課長	非常に大きな改正でございます。この辺、十分な論議ができるように配慮をしたスケジュール立てをしてまいりたい、このように考えております。
副委員長	ほかございませんか。
	(なし)
副委員長	進みます。
	4 目文化財保護費。
	1 番。
1 番	教育長の教育行政執行方針を見ますと、終わりの方なんです、「国指定の史跡『国泰寺』につきましては、保存整備」云々とありまして、また、『蝦夷三官寺国泰寺』が設置 200 年を迎えるに当たり、記念事業として」云々というふうに出ております。
	それで、国泰寺 200 年という時期を迎えての記念事業として、どういうものをや

	っていこうと考えているのか。その点について、ある程度固まったものがあるのであれば、お知らせをいただきたい。
副委員長	海事記念館館長。
海 事 記念館長	蝦夷三官寺の設置 200年の事業につきましては、「蝦夷三官寺国泰寺」設置 200年記念事業といたしまして、まず講演会並びに資料展、さらには国泰寺資料の——約 1,000点ばかりの資料があるんですが、その印刷。 300冊ぐらいを印刷したいと。講演につきましては、国泰寺に関係して今までいろいろと講演会とかしていただいております佐藤有紹先生だとか、あるいは国立大学の高嶋先生はまだはっきりしていませんけれども、そういう先生方をお願いして講演会を開催いたしまして、そして資料展につきましては、様似の等cni院や有珠の善光寺、そのあたりから資料を借用いたしまして、郷土館で特別展を開催したいと考えています。
副委員長	1 番、室崎委員。
1 番	教育委員会サイドのところ聞いていますから、教育委員会サイドの話に終始すると思うんですが、その程度のところで終わりということなんでしょうか。
副委員長	海事記念館館長。
海 事 記念館長	今お話ありましたけれども、いろいろな予算的なものもあったものですから、一応この程度のもと考えているんですけれども、いろいろこれから、民間団体であります厚岸ふるさと友の会というのがあるんですが、そういう民間団体を活用したり、あるいは今委員さんも入っていらっしゃいますけれども、町史編さんのもしご協力が得られれば、そういう方々と協賛しながらでもやっていきたいなというふうには考えております。
副委員長	1 番、室崎委員。
1 番	去年、「日鑑記」の上巻が新厚岸町史として出ていますよね。それから、これは本当のちらりとしか聞いていないんですが、町長が内々マスコミの方にも国泰寺 200 年という年なんだということで働きかけをしてくださっているというような、非常にありがたい話も伺っておりました。そういうところで、単に郷土館の、あるいは海事記念館のといいますかな、文化財保護レベルのところだけの行事で終わらせるのは、ちょっともったいないんじゃないかという気もするんですよ。 どうなんでしょうか、町史編さんの方でも何か考えているんでしょうか。
副委員長	行財政課長。

町史にかかわる関係でお話し申し上げますと、今、教育委員会の方で答えられている先生方を含めて、すべて町史編さん委員でありますし、「日鑑記」の上巻または下巻に携わっている方々であります。それで、「日鑑記」というのは、この厚岸の歴史を含めて、また厚岸以外の蝦夷の歴史の中で大きなウエートを占めているという非常に貴重なものでありまして、編集委員の先生方も含めて、この 200年ということに対する思いというのは非常に大きく持っております。そういう意味で、教育委員会の方と連携をとりながら……。

本来であれば、実は「日鑑記」の下巻が来年度を一応予定している。でき得れば私ども町史に携わる者としては、この 200年の考え方なんですけれども、伊達と様似は何か来年度 200年という記念の行事をやるということを聞いております。そういうことを含めて、思いとしては、それに間に合えばなというような状況もあるんですけれども、残念ながら厚岸町の考え方としては、200年という考え方が16年度ということでございますので、それは間に合わないだろうというふうに思っております。

しかしながら、思いとして、編集委員の諸先生方にしてみると、これらのフォーラムもしくは講演会については、ある程度のものを考えていきたい。個々人、実は、私費じゃないですけれども、そういう団体を先生方は持っておりますから、その資金までを実は捻出して何とかできないのかということの話まで浮き上がっておりますので、これの意思をやはり教育委員会ともども連携をとりまして尊重しながら、この秋口になるかと思っておりますけれども、町史編さんの委員会関係と共同歩調をとって物事を進めていかなきゃならないこと、大切な歴史の物事であるというふうに思っております。

副委員長

1 番、室崎委員。

1 番

今、担当課長さんおっしゃいましたけれども、何か 200年というのも考え方がいろいろあるんだそうですね。松前奉行が、北海道に働く倭人の人たちが安心して仕事ができるためには、ここでもっていわば蝦夷地の土になっても吊ってくれるお坊さんがいなければ困るということで、きちんとしたお寺を建ててくれということを老中に建白した。その次に、老中でもって会議をやって、三官寺というものをつくろうということを決めた。そして、お坊さんが派遣されて、国泰寺というお寺が動き出した。そのどこをとるかでもって3年か4年のずれがあるんだそうですね。

	その中でもって、どれをとって今年が 200年というのは、私は詳しくは知りませんが、そういうふうになるんだろうと思うんです。 それで、お願いなんです、今回、町史編さんの方で専門家の話を聞きますと、鎌倉の建長寺ですか、鎌倉五山からの派遣ですからね、その建長寺の方の厚岸関係の文書というのが、向こうの研究者によってほとんど明確になったらしいですね。 それで、そういうようなものもきちんと出てきていますし、それから、この「日鑑記」という業務日誌だそうですが、そこにはクラレンスとの提携になった謎の沈没船という話を含めて、日本の近世史の上で非常に大きなものが何かたくさんあるらしいんですね。余り難しいものは私はわかりませんが、そういうものを含めて、やはり国泰寺というのが地元厚岸の古いお寺という以上の非常に大きな存在価値を持っているようですので、十分地元の厚岸町として、その 200年で何かをやるのであるならば、それにこたえられるようなものを、そしてまた、町民の中にも非常に興味を持って迎えることができるようなものをしていただきたいので、これはお願いしておきますが、いかがでしょうか。
副委員長	教育長。
教 育 長	今お話ありましたように、10月には国泰寺の方でも南禅寺の管長をお迎えして行事を行う。できればその近くの日程で何らかの形で、そういうふうな町外からの研究者を含めたシンポジウム、あるいは講演会、基調講演等々を含めた行事を組めていければいいなど。 そして、本当にこの国泰寺を内外にアピールすることが、厚岸町にとっても、文化財だけではなくて、厚岸町に対する認識を周りの方々にしていただくためにも重要なものでありますし、今回の機会も非常に有効なものとして活用できるようにしてまいりたい、かように考えております。
副委員長	よろしいですか。 ほかございませんか。 13番、菊池委員。
1 3 番	文化財保護でお伺いいたします。 前にも一般質問で行ったわけですが、カキ島弁天神社、弁才天座像保存会との話し合い予定について、この件はどういうふうになっていますか。
副委員長	海事記念館館長。

海 事
記念館長

昨年9月に菊池委員さんからそのお話を伺いまして、その後、カキ島弁天神社の保存会の会長さんに早速電話したのでありますが、その後、今年の2月までちょっと家業であります仕事が忙しいということで、もう少し待っていただきたいというお話がありましたので、その仕事が2月末で一応終わりましたので、これから4月に入りますけれども、もう一度会長さんとお話しして、協議会というか、そういう会議を持ちたいなと考えております。

副委員長

13番、菊池委員。

1 3 番

そうすると、春を待って今後話し合いになるということですね。

教育委員会文化財保護係の本問題の考え方でございますけれども、台風とか低気圧による被害、あるいは春先の落ち氷による被害、発生した場合の一つは補修費用の面、もう一つは建築物費用、台座の型の費用などを、各面にわたりまして厚岸町文化財保護条例を照合しながら十分に話し合いを行っていただきたいと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

副委員長

海事記念館館長。

海 事
記念館長

そのあたりも、補助金等につきましても、十分意を介しながら協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

副委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

副委員長

進みます。

5目博物館運営費、6目情報館運営費。

1 番。

1 番

いろいろな厚岸町で出てくる行政資料が、情報館に送り込まれるシステムになっていますよね。その何というんですか、基準というか、マニュアルというか、あるいは要綱というか、何というのかわかりませんが、そういうものはあるんでしょうか。

副委員長

情報館館長。

情 報 館
館 長

行政資料の対象についてでございますけれども、これは厚岸情報館行政資料収集管理規程によっております。一応大まかに5つに分けてございますが、町が発行した資料、それから2番目が統計資料、3つ目が町議会関係資料、4つ目が各関係機関から町民向けに送付された資料、5点目としまして、そのほか町民の利用に供す

	るに必要と認めた資料というふうに規定いたしまして、役場総務課と連携、協議しながら、課長会議、それから一般職員に対しましてはメールなどを通して、この行政資料の収集を行っているというところがまず基本の一つということです。
副委員長	1 番、室崎委員。
1 番	例えば町が発行した資料、それから議会資料、そういうものはそれぞれの担当から情報館に送らなければならない義務があるというふうにとらえてよろしいんですか。
副委員長	情報館館長。
情報館館長	結構です。
副委員長	1 番。
1 番	そのような形で、きちんとした基準ができていたということがわかりました。それから、それを送り込まなければならないものだということもわかりました。守られていますか。
副委員長	情報館館長。
情報館館長	ただいまのご質問でございますが、ちょっと質問の趣旨から外れたところからご答弁させていただいてよろしいでしょうか。 この行政資料の収集に関しましては、情報館、平成8年度開館以来、行政資料収集規程にもありますとおり、情報館の主要な業務となっております。それから、町自体においても、行政資料館というものがございませんから、情報館がそういう役目を負っているということで、情報館だけではなく、町の役場組織と連携、共同した形で収集、そして町民にそれを公開していくというふうにやっております。 ちなみに、平成12年では66冊、平成13年度では 189冊、平成14年度では 248冊、平成15年、現在までは 591冊ということで、毎年2倍近く収集が高まっていくということで、先ほど言いましたように、町との連携においても、ある程度のところはいっているのかなというふうに思っております。 ただ、現場での、情報館でのところでは、既に情報館になければならない資料がなかったとか、それから、もう既に当然情報館に回ってくるはずの資料がなかったとかということが時々ございます。それは事実でございます。ただ、その部分につきましては、これは情報館の方の責任、あるいは連携の不備ということもございまして、私個人の考え方として、今、出前という形で個々に各課回りながら、漏れ、

	情報館に来ている資料がないかどうか、それから情報館が知らない資料がないかどうかということで、個別に各課回りをしているというのが現状でございます。
	以上です。
副委員長	1 番、室崎委員。
1 番	ちょっと聞き漏らしたんですが、時期といいますか、情報は新鮮でなければならないというのが原則でしょうけれども、1 つのものが出されたら、例えば何時間以内だとか何日以内とかというような規定はないにしても、やはり速やかに情報館にそれが送り込まれ、町民に閲覧される状況にならなければならないというようなことについては、その基準の中にありますか。
副委員長	情報館館長。
情報館館長	この基準の中にはございません。ございませんけれども、これは私の考え方ですが、委員さんがいみじくもおっしゃられているとおり、情報というのは新鮮な資料というのが生命だというふうに考えますので、これは当然各職員、各課がそのことを基本として考えていかなければならないのではないかというふうに考えます。
副委員長	1 番、室崎委員。
1 番	厚岸町には情報公開条例というのがあります。これは非常に先進的な条例であるということは、識者から非常に高い評価を受けている条例です。ただし、これはどこまでも消極的なものですよね。請求されて初めて出すわけですから。それに対して、今、情報館にいろいろな資料を送り込んでいるというのは、積極的な情報公開ですよ。その意味で非常に意義のあるものだというふうに私は解釈しているんですが、もう既にこれと同じ話は何回も私、議会でしているんですけども、どうもいま一つ、それぞれの部署において——どこの部署のだれとは言いませんけれども、余り理解されていない、そういう感じが非常に強いんですね。
	それで、今回、私の友人である一町民から強く怒られまして、それでちょっとあえてまないたにのせますが、議案配付は3月3日でしたかね。
副委員長	総務課長。
総務課長	そのとおりでございます。
副委員長	1 番、室崎委員。
1 番	同じ日に庁内の各課にも全部議案は配付されていると考えていいんでしょうか。
副委員長	総務課長。

総務課長	3月3日の当日といいましょうか、一応午後3時を目安に議案の配付を行っている。これは議会の事務局の方に届けると同時に、それぞれのいわゆる課長等にお配りをいたしているという状況でございます。
副委員長	1番、室崎委員。
1 番	情報館に配付されたのは、いつですか。
副委員長	情報館館長。
情報館 館 長	今お聞きしている事例は町議会の予算書だと思いますが、これは私が直接受けたわけではございません。カウンターの職員が利用者から近々町議会が始まるので予算書を見せてほしいと言われたときに、それは、私の記憶なのですが、議会が始まる3日か4日ぐらい前だったと思います。カウンターの職員も当然あると思って対処したところが、なかったということで、見にくられた町民の方が大いに失望させられたというふうに聞いております。ただ、その件は早速、総務の方に報告いたしまして、すぐに総務課の方から情報館の方に資料をいただいたということで、これは情報館の方の不手際ということもございますし、連携という意味でもいまいちだったのかなということで反省しております。
副委員長	1番、室崎委員。
1 番	6日だと思うんですね、土曜日。朝、私、出かけようとしているときに友人から議案書を見たいというのがあって、こっち忙しいから、そんなもの情報館へ行って見てくれと言ったんですね。私が出かけている間にまた電話が来て、行ったらなかったという話なんですよ。
	どうも、このときのたまたまのミスではないんじゃないかというような雰囲気があると思います。あえて警鐘を鳴らすんですけれども、特に議会前に、今回はどんなことがかかっているんだろうなということで議案を見たかったというような話なんですよね。
	ですから、どうも、情報館に送り込むというのは、それは最後の最後でいいんだというような意識が担当者にあったとしたら、これは今言った要綱までつくって、きちんと情報館に行政資料を置くという制度、こういう制度を持っている町はほとんどないんだそうです。図書館と行政がそこまできちんと連携している町はないんだそうですよ。ですから、せつかくきちんとつくった革袋なんですから、おいしい酒を入れてほしいんです。それでなければ、ただの形骸になってしまいますから、

	この点は強く要請しておきます。	
副委員長	総務課長。	
総務課長	今回の情報資料の中で議案配付が、いわゆる情報館に行くのがおくれたというのは、これは当然事実でございますし、大変申しわけなく私ども思っております。 基本的にこの議案につきましては、この議会そのものも議会として傍聴を呼びかけているというような中にありまして、この議案配付、要するに議案を町民の目に触れさせる必要性という部分の認識が欠如しているのではないかというご指摘、まことにもっともだというふうに思いますし、私どもこの辺を肝に命じまして、今後このようなことのないように、議案配付に当たりましては、当然この情報公開の最たるものというようなとらえ方の中で進めさせていただきたいというふうに思いますので、ご勘弁のほどよろしくお願いいたします。 （「何回も同じこと言わないように」の声あり）	
副委員長	休憩します。	
	再開は3時40分から。	休憩時刻 15時10分
委員長	再開します。	再開時刻 15時40分
	6目の情報館運営費から進めてまいります。 6目情報館運営費。 ございませんか。 （なし）	
委員長	なければ先に進みます。 6項保健体育費、1目保健体育総務費。 ありませんか。 （なし）	
委員長	2目社会体育費。 7番、中屋委員。	
7番	354ページの行政業務委託料、スケート少年団の送迎委託料……	
委員長	354ページ……。	
7番	社会体育費でいいんですね。 （発言する者あり）	

7 番	そっか、そっか、ごめん、ごめん。ごめんなさい、15年のを見ていました。
委員 長	16年度でお願いします。
7 番	すみません、332ページでした、のスケート少年団の送迎委託料、13年と14年――
	15年はわかりますが、予算、それと回数、わかれば教えてください。送迎の回数。
委員 長	体育振興課長。
体育振興 課 長	ただいまのスケート少年団にかかわるバスの送迎の関係でございますけれども、13年度につきましては5回を実施してございまして、これは決算額でございますけれども、7万7,324円執行してございます。それと、14年度につきましては、6回の8万1,908円予算執行してございます。
	以上であります。
委員 長	7番。
7 番	今年は何回あれしたんですか。
委員 長	体育振興課長。
体育振興 課 長	15年度につきましては、7回実施してございます。
委員 長	7番。
7 番	これ時期は何月何日から何日までですか。15年で結構です。
委員 長	体育振興課長。
体育振興 課 長	15年度の実施の時期でございますけれども、最初の1回目が12月2日でござい ます。最後が12月25日で、7回を実施してございます。
委員 長	7番。
7 番	15年も16年も11万8,000円と予算をとっておりましたが、今回も11万8,000円 ですが、スケート少年団の父兄の人から強い要望がありまして、このバス送迎は委託 で頼んでいるんですね。もう少し早くから送迎してもらいたいと。そのできない理 由というのは何なんですか。
委員 長	体育振興課長。
体育振興 課 長	このバスの運行につきましては、少年団の方ともいろいろ協議をさせていただき まして一応決めさせていただいております。それで、実は12月からというのは、や はりできるものであれば、町のスケートリンク場が12月早くオープンできれば、本 来は町のスケート場を利用させていただくわけでございますけれども、実際、町のリ ンクの開放状況が遅くなってございまして、その開放できるまでの間、一応バス輸

	送をさせていただくということで、それも12月の初めからオープンまでの間ということで決めさせてもらいまして、今実施しているのが実態でございます。
委 員 長	7 番。
7 番	そこで相談なんですけれども、これ時間帯は午後からですものね。そして、夕方何時までなんですか。
委 員 長	体育振興課長。
体育振興課長	大体3時ごろから大体5時間の、往復を含みますけれども、入れて5時間の所要時間で対応させていただいております。
委 員 長	7 番。
7 番	と申しますのは、釧路市のスケートリンクは11月初からオープンしているんですよ。そして、大会も、大きな大会が結局11月の末から12月の中ごろまでかなり多いと。その中で、少しでもスケートを早く滑らせたいので、お互いに父兄とお話し合いでもって先ほど回数、12月から運行していると言いましたが、まず私の耳に入った限りでは、もう少し早くからやってもらえないだろうかという要望というか、意見が二、三件ありました。
	その中で、バスで送迎するということは、前にたしか、昨年だったですかね、質問したときに、スクールバスという話も出ていたんですけれども、この輸送はスクールバスを利用しているのでしょうか。
委 員 長	体育振興課長。
体育振興課長	この利用については、スクールバスを利用してございまして、当然スクールバスがあいている時間帯を利用いただくようにさせていただいております。
委 員 長	7 番。
7 番	これ委託は、桜ハイヤーにしているんですね、バスはね。あそこに置いてあるバスは、スクールバスなんですか。いつも常時置いていますね。置いていないですか。何かたまに行けば置いてあるんですけれども。それはいいですけれども、厚岸町に今、多目的使用のバスってありますか。
委 員 長	建設課長。
建設課長	多目的とは、そういう形では想定してございませんけれども、一応いつも役場のそばにある、あれ1台をここに配車しております。
委 員 長	7 番。

7 番	そのバスを利用することは不可能なんですか。	
委員 長	休憩します。	休憩時刻 15時49分
委員 長	再開します。	再開時刻 15時51分
建設課長	建設課長。 バスの利用関係でございます。私の方から答弁させていただきますが、先ほど私、役場のそばにあるやつの、それも利用できないのかという形のお話ございました。これについても、学校が始まっている最中であればスクールバスが対応できないという形では、このバスも活用していると。そして、冬休み関係になっちゃうとスクールがあくので、それで送迎関係もやっていると。この車両も運行委託の中では利用されているという形でまずご理解をいただきたいと思います。	
委員 長	7 番。	
7 番	だとしたら、3時から5時と、送迎する時間帯がね。3時から5時間、約5時間。さっき答弁していましたね。3時ごろまでにスクールバスが使えるか使えないかわからないんですか。3時までになったら、もうスクールバス使えるか使えないかわかるでしょう。それでも予備車というのは置いておかなきゃならないんですか。そこらの対応をもう少し何か簡単にやってほしいと思うんですけれども。朝からでないですよ。	
委員 長	体育振興課長。	
体育振興課長	先ほどの11月から云々という話でございますけれども、基本的に私たちもスケート少年団の関係でお話しさせていただいているのは、もともと基本的には12月からできるだけ早い時期にオープンしようということでリンクづくりも進めてきたわけでございますから、それが現実としては今なかなか12月の初旬にはオープンできない状況でございますので、その間は釧路の方のスケート場へ送迎をすることでお話をさせていただいて現在に至っているのが状況でございますので、その辺はご理解をいただきたいなと、こう思っております。	
委員 長	7 番。	
7 番	教育行政方針の中に教育長は、最後の最後でありますけれども、スポーツは青少年の健全育成に非常に大きい役割を果たしていると。冬期間のスポーツ、校外のスポーツといったらスケートしかないんですよ、今の厚岸の状態ではね。室内はたく	

さんあると思います。

話ちょっと飛びますけれども、さっきのアイリスの問題にしても、私はいいと思うんです、大変。だけれども、そういうスポーツに一生懸命な少年も何らかの形で……。この13年から5回、6回と、何か決まったようにして回数が何も進歩ないんですよ。だから、12月、その気候によって、毎年毎年気候は違いますから、オープンがおくれたり早くなったりする、厚岸町ですよ、スケートリンクが、それはあるのは認めます。だが、12月で父兄と話して、父兄は納得しました。だから、そういうふうにして13年、その前からずっと同じだと思うんです。もう少し、11月からやる方法ないだろうか、そのためにどうしたらいいだろうか、考えてくれてもいいんでないだろうかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課長

私たちもいろいろこのスポーツ少年団もかかわってございまして、確かにこのバス運行の面につきましては、陳情書等もいただきまして、いろいろ協議をさせていただいた中で、このバスの送迎を実施した経緯もございます。

確かに、じゃこのバス運行に当たっては、今ご質問のとおり、なかなかウインタースポーツの中でリンクしか、スケートの場合は冬期間しかできないわけでございますから、当然スケートの愛好者の気持ちも十分わかるわけでございますけれども、ただ、このバスの送迎に関しては、やはり他のスポーツのいろいろなご理解をいただいてこれを実施した経緯がございます。そういう意味で、私たちもその意を酌んで、11月からはできませんでしたが、先ほど申し上げたとおり、12月の当町のスケートリンク場がオープンするまでの間、何とか釧路の方に送迎をさせていただくということで、スケート少年団の関係者に理解をいただいて、今日に至っているわけでございますので、その辺もご理解をいただきたいのと、こう思っております。

委員長

7番。

7番

理解してくれ、理解してくれ。わかるんですよ、無理な、ほかにもスポーツ団体があるんだと。だから、それに、皆さん方に遠慮しながら、その団体に遠慮しながら、これは無理に了解してもらって今やっているんだと。それは、私がこのリンクのことを質問するたびに、そういう答弁をいただいておりますので、十分理解しています。

しかしながら、さっきも言いましたけれども、本当にスケート……。室内は別ですよ。剣道、柔道、バレー、いろいろあると思うんです、卓球。でも、厚岸にそういう施設がありながら、残念ながら気候の関係もあるし、今年みたく大変な年もあった。オープンがおくれた。だけれども、残念ながら12月までにオープンすることができない。そうすると、11月の中ごろから12月の中ごろにかけて大きい大会がほとんど、釧路市を中心にして大きい大会が実施される。残念ながら厚岸の子供たちが、非常にぐんと成績が上がってきた。昨年より今年も上がった。そういう大会にも出られる子供方がたくさんいる。だから、父兄が、自分の子供のためだから、送り迎えしながら早くから滑らせている。

そういうできる父兄はいいですよ。でも、残念だけれども、そういう自分方夫婦は共稼ぎで忙しいんだと。だから、そういう送り迎えできないと。でも、うちの子供もあの子供に負けないぐらいの体力もあるし、スピードも速いし、実力もあるんだと思うと。親ばかかもしれないが、そう思うと。だから、もしできれば、できれば11月の中ごろから厚岸のスケートリンクがオープンできるまで、4回、5回と言わないでやってほしいんだと。

それは先ほどより課長は、スケート同好会の父兄とその事情を話しして、12月の初めから厚岸町のスケートリンクがオープンできるまで輸送しますと。それで了解してくださいと話し合いしている。ただ、少年団の人は、みんな父兄来ているわけじゃないんですよ。そういう小さな——小さいというか、少ない意見も吸い上げて、もしできるならば、多目的じゃないといいながらも、そういうバスがあるとしたならば、そのバスを利用しながらやる方法を考えていただきたい。

例年どおり予算組みました。はい、12月からやります。何も進歩がない、見られないと思うんです。大変だろうけれども、ひとつそういう前向きで考えていただきたい。よろしくお願いします。

委員長

教育長。

教育長

スケート少年団の送迎の関係でございますけれども、これは直接少年団の方から要望もいただいて、お話も伺って出してきた経緯があります。ただ、私自身も思うんですけれども、これは例えば釧路でパイピングリンクが11月にオープンする、あるいは、実際はしないですけれども、10月にオープンするとなったときに、それはスポーツ少年団ですから、基本的にはやはり個人の活動だというのが私は大前提だ

と思うんです。

ただ、いわゆる一般リンクとして12月にも昔は滑れたじゃないかと。そういう意味でいうと、子供たちの練習する機会を……。うちのリンクがなかなか今、気象条件もあって凍らない。それでは余りかわいそうでないかと。今までは凍っていたのに凍らないじゃないかという中で、いわゆる一般リンクが凍っていたのに凍らないというところを、いや、それではかわいそうだから、それではあれだから釧路まであれしましょうかというのが、そもそものいきさつだったと思うんです。

これがやはり11月から、釧路の場合はパイピングリンクですから、強制的に凍らせるわけです。確かに釧路の子供たちは、そういうふうな環境にあるかもしれないけれども、厚岸でも昔から11月に凍るということは現実にはないわけですから、そこら辺考えていくと、厚岸町の場合は、うちのリンクが凍らないために練習できないというのを、何とか補填して、不便をかけないようにしてあげたいというあたりで何年間か……。

委員おっしゃいますけれども、逆に言うと、私は予算が落ちないでついてきたという部分も、今これだけ予算が落ちている中で、私はある意味では町としても、これだけ頑張っていて、確かに成績も上がっています。速い選手もいらっちゃって、あいさつに来てくれる。そういうふうな大会の報告を聞いていても、本当によく頑張っているなと私も思います。そんな中で何とか、逆に言うと、厳しい情勢の中でもこれからも応援してまいりたいと、支援してまいりたいというふうには思っておりますけれども、10月の部分については、基本的な考え方として、町が昔なら凍っていたという、凍ることもあるという中で、残念だけれどもやはり滑れないという中での支援ですので、逆に言うと、早く12月25日ぐらいに町のリンクが凍れば、それ以降の送迎というのは逆に言うと打ち切りになるというふうな約束の中でつけている部分でございますので、何とかご理解をいただきたいなというふうに思います。

委員長

7番。

7番

いや、教育長の言うのはわかるんです。今、11万 8,000円ですか。15年も11万 8,000 円。確かにこの財政の厳しい中で予算が落ちないで、そして努力してつけてくれたと。それは十分わかるんです。わかるんですけれども、何か少年団だから、少年団だから自分方で本来ならそういう努力するのが当たり前だと、何かそのように聞こえてくるんですよ。

だから、いや、それはそれでいいでしょう。でも、残念ながら、私も子供、男の子4人もいるものですから、そういう時代もありました。そのときには教育委員会の方でバスがありました。自分方で教育委員会の中にバスがありました。そのバスを少年団として活用させていただきました。今、残念ながら、一括して向こうの方で、建設課の方でもって管理をしている。教育委員会のバスがないと。これあれば大分違うんだろけれども、そういう事情もわかります。わかっています。

ただ、1回つけたから、そのまま、努力をしながら、同じペースでもって……。それだって、1カ月の間に5回走るということは、週1回ですか、大体。週2回ですか。2回。だから、もしできれば、11月の頭からとは言わないけれども、せめて15日ごろからお願いできないだろうかということですので、これ言っただけだけれども、ひとつ検討してみてください。よろしくお願いします。

委員長

教育長。

教育長

委員おっしゃるように、保護者の人たちの負担、私たちもわかりますし、スケートの送迎のいきさつについては先ほどご説明申し上げましたけれども、各種の行事との兼ね合いもございますので、もう少し時間をかけて検討させていただきたいというふうに思います。

(「いいです」の声あり)

委員長

他にございますか。

9番、松岡委員。

9番

B & G海洋センターの、これ町で今度は補修をやるわけですが、この町有財産になったいきさつ、経緯を、いつか聞いたことあるんですけども、よく覚えていないんですけども、この経緯を説明していただきたい。

それから、財源の中でその他財源 1,190万円とあるのは、何の財源ですか。

この2点をお伺いします。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課長

このB & G海洋センターの関係でございますけれども、これは昭和54年11月にB & G財団が整備をしたものでございまして、その後、昭和60年に無償譲渡を受けた経緯がございます。といいますのは、財団が町の体育振興ということで、財団の基金で、全国的な構想の中で、箱物の整備ということで全国にわたりまして整備した状況がございまして、厚岸町もこの財団の資金といいますか、そういう構想に基づ

きましてこの整備を昭和54年にいただいたところございまして、その中で厚岸町のこの施設の運営方法、また利活用に積極的に対応するというところでいろいろ求められまして、その中で財団の意向が、私たちもその意向に沿っていろいろ利活用を進めてきた中で、60年に無償で譲渡をいただいたところでございます。

今回、この施設も25年経過いたしまして、相当老朽化した状況でございます。それで、今回 5,000万円の予算を計上させていただきまして大規模改修をするわけございまして、その中の 1,190万円につきましては、このB & G財団の方から助成をいただいた中で今回整備をする内容でございます。

委員長

9 番。

9 番

全く私が関心なかったのか、60年に譲渡されたなんていうこと全然覚えていませんでした。

今までにこれはあれですか、60年から以降、改修か何かやったことあるんですか。

それから、その他の財源 1,190万円については、B & Gの助成ということなんですか。ありがたい話ですね、これね。

それで、どうですか、今回改修することによって、54年に建てたものですから、かなりあれがたっていますね。どのぐらいもつんですか。まだまだ活用できるんですか。大体何十年はまだ活用できるというふうな認識でいるのか教えていただきたい。

以上です。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課 長

従来までのこの施設の改修でございますけれども、大規模改修は現在までしてございませんけれども、過去に給水管の入れかえ工事だとか、トイレの排水の補修だとか、また、バスケットボールの巻き上げのこういう器具の改修だとか、浄化槽の一部改修とか、約 200万円ぐらいの経費で従来まで整備をしておりますけれども、現在はそれほど大規模改修はやっていないのが実態でございます。

それで、どれだけ今の施設はということでございますけれども、おおむねこの構造は、鉄骨コンクリートづくりの施設でございまして、法的には大体50年の耐用年数がもつのかなと、こう思っておりますけれども、今回、特にこの改修の内容でございまして、第一体育館って、玄関から正面に向かいまして左の方がアリーナございまして、それで左の方が武道館になってございます。その第一体育館の

	屋根のふきかえ、事務室の上の防水の工事。それと、第二体育館、武道館でございますけれども、この屋根。それと第一体育館、入り口、玄関でございますけれども、相当もう腐食もしてございまして、サッシも相当傷んでいる状態で、この取りかえ等もございます。それと、全般的な外壁ですね、これも相当亀裂とか剥離もしている状況もございますので、これが主な今回の改修の内容でございます。 中については、一部取り付け器具が傷んでいるところもございます。これも部分的に改修をする計画であります。 以上であります。
委 員 長	9 番。
9 番	この B & G の利用率はどの程度なんですか。
委 員 長	体育振興課長。
体育振興課 長	この第一体育館の今のアリーナの方でございますけれども、これは年間大体、15 年で 6,500 人ぐらいですね。それと、第二体育館の方、武道場でございますけれども、約 6,900 人の利用でございます。 ちなみに、ここ三、四年の状況でございますけれども、大体同じような利用人員で推移しているのが実情でございます。 (「わかりました。いいです」の声あり)
委 員 長	2 目社会体育費、他にございますか。
	11 番、岩谷委員。
1 1 番	ここで券の発行につきまして、ちょっと二、三点聞いておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。 券の発行につきまして、どんな方法で券の発行を考えているか、それちょっとお教えいただきたいと思います。パークゴルフです。
委 員 長	体育振興課長。
体育振興課 長	パークゴルフ場は、16 年度から有料化ということで、これから予算議決された後、進めるわけでございますけれども、券の発行の関係でございますけれども、一日券、それから回数券につきましては、あと道具の使用券ですね、これにつきましては券売機で販売をしたいと。それと、シーズン券につきましては、一応これは券売機じゃなくて、体育振興課の方でこれを販売したいということで進めております。 販売の時期につきましては、5 月の初めごろ、一応オープン前に受け付けをいた

委員長

11 番

しまして、オープン前にできれば発行したいなと、こう考えてございます。

11番。

一日券と回数券については券売機と、そしてシーズン券について一応体育振興の方でもって受け付けるということなんですけれども、どういう方法でそれ受けますかね。一応あれですか、B & Gかどこかで、それとも庁舎内の体育振興の方ですか。シーズン券について。

それと、発行された券が一日券と、それから回数券ですか、これにつきましては、その方法として、恐らくリボンか何かでやるというお話があったんだけど、一応1週間サイクルの中で、どういう方法でそれをやっていくのか、その方法。

それと、時間が6時から6時までですね。そうしたら、夏の間は恐らく7時か7時半まで使えますね。そうしたら、皆さんそれぞれにもうなくなります。そして、そのリボン等につきまして、どういう方法でそれを置いていくか。それらについても、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長

体育振興課長

体育振興課長。

一応シーズン券につきましては、体育、B & Gの事務所で、あそこの窓口で対応したいなと。あと、各団体さんの中で取りまとめできるものであれば、一応申込書の中でまとめて、代表者に来ていただきまして、お金を添えてもらって、体育振興課の方で発行したいなと、こう考えてございます。基本的には窓口で受付対応したいと、こう思っております。

あと、リボンの関係でございますけれども、当然一日券、回数券、またシーズン券の利用者につきましても、ひとつリボンをつけさせていただくということでございます。これも実は今、このリボンも結構色の種類がございまして、何か最高10色ぐらいあるようでございますけれども、できるだけ……。本来でありますと1色でいいんでしょうけれども、いろいろ各実施している町村に聞きますと、やはりいろいろムラにかけた部分もございまして、できれば1週間ごと毎日ですか、色を変えて個々にリボンを着用しているケースもあるようでございますから、とりあえず初年度、うちも初めてのケースでございますから、一応色変わりで当初は対応してみたいなと、こう考えてございます。

委員長

11 番

11番。

そうですね、リボンについて1週間取りかえる、大変なことにもなりますね。だ

から、そこら辺ケース・バイ・ケースの中で、ある程度2色かそこらでもって交互に変えていっても差し支えないんじゃないだろうか。

そして、終わった後に、6時から6時までの、これはあれですか、最後の投函箱かどこかへ返却するという方法をとっているのかどうか、そこら辺ひとつ。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課長

申しわけございません、先ほどのご質問の中でちょっと漏れましたけれども、管理人は一応6時までということで、あと利用時間は7時までということで決めています。管理人が行った後のリボンにつきましては、返却口を設けまして、そこに入れていただくということで対応したいなと、こう考えてございます。

委員長

11番。

11 番

ちょっと忘れたんですけども、シーズン券について、それ支払いしたとき、当然1人町民6,000円になりますね。その何というか、領収書がわりに、例えばプレーするときに、この方はシーズン券で入っているんだという言い方のやはり何かの印がなければ、ちょっとまずい場合があると思うんですよ。それを先ほど券売機で毎日売ると、それちょっと違うと思うんだよ。違うと思うの。ということは、シーズン券で買った町民の方の分と、それを回数券で売っていくという場合、それは違うと思うの。それは、あくまでも一日の利用券を何ぼとあなたたちは計算するんでしょう。だから、6,000円でもって要するにシーズン券を町民が買ったとするね。そのときの何かやはり厚岸町の町民がシーズン券で買ったというものの何かをしてあげなければ、ちょっとまずさがあるのでないだろうか。そこら辺どういうふうに考えていましたか。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課長

一応シーズン券につきまして、当然シーズン券を発行するわけですから、それをやはり携帯してもらおうと。そして、利用する時点でそれを提示してもらって、それと引きかえにリボンをお渡しをして着用してもらおう、そういうことに考えてございます。

(「よろしいです」の声あり)

委員長

他にございますか。

(なし)

委員長

なければ先へ進みます。

8 番

3 目温水プール運営費。

8 番。

ここで聞いておきたいと思います。

温水プール、もう建って10年を既に超えています。温水プールが完成したときに、2階に器械体操器具類を設置して、その当時は冬期間閉まっていた部分はB & Gの体育館の方に、全部ではないんだろうけれども一部移して、使っていただいたという経緯があるんですけども、今はそういうことしていらっしゃるんですか。

それと、もう一つは、そういった配置しているというか、備えてある器具類、もう10年経過して、何年か前にいわゆる事故がございましたですね。使い方だったか、物の腐食。そういった形では、点検は常々、先ほどほかの耐用年数の話もしていましたけれども、いわゆるああいうのは耐用年数は相当数あるんだろうけれども、物によって部品はそういった一部取りかえなくちゃならないというものもあるだろうと思うんですが、そういったことの点検というか、そういうことはされていますか。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課 長

トレーニング機器につきましては、現在、温水プールのみでございまして、ほかの体育施設には今、設置はしてございません。

それと、トレーニング機器の点検の関係でございすけれども、今質問者おっしゃるとおり、数年前に器具の使用の中で事故もございまして、私ども反省をした中でその対応をしているわけでございまして、その点検につきましては、毎日、今点検をしております。

それと、何年かに1回、例えば物によってはワイヤーとかの点検も当然した中で利用をしていただいております。

委員長

8 番。

8 番

今は、以前から見たら温水プールの開館日数が非常に早期と遅くまでやっていますから、そういう移動のものはなかったんだろうと思うんですが、以前オープンしたころ、チラシまで入れて、そして使ってくださいというようなアピールもしていたと思います。

今は、もう既にそこへ常時置きっ放しということですが、開館した当時に設置した部分で、その後に新たに追加というか、加えたというものはございませんか。

それから、今どの程度、温水プールを利用する人だけでなくてというか、プール

委員長

体育振興
課長

に入っても、また入る人はいても、トレーニング機器類を使わないで真っすぐ帰る人もいますけれども、器具類を使つての利用者というか、そういう方は一日どのくらいいるというふうにつかまえてございますか。

体育振興課長。

トレーニング機器の追加の部分は調べなきゃわかりませんので、ちょっとお待ちをいただきたいと思います。

あと、トレーニング室の利用の状況でございますけれども、最近、年々何かふえている状況にございまして、15年度見込みで大体 1,400人ぐらい、延べですね。ですから、一日 6 人ぐらいの利用をいただいているというのが状況でございます。

機器の追加した部分でございますけれども、何か背筋を強める機器というんですか、背筋力を強くする機器を 1 台追加をした経緯がございます。

委員長

8 番

8 番。

今、最近、ああいう同じものを使って、トレーニングセンターとか、あるいはフィネットだとか、何かいろいろな横文字を使って体育、自主トレするところというか、非常にふえてきていますよね。ある程度、今、若者もそういったものに向かいつつあるというか、そういう傾向に非常に、雑誌等を見ていると、筋肉を鍛えるというのかな、そういった形でいる方が結構ふえていると。

今のところ年間 1,400 というか、1 日当たり 6 人くらいとはいうけれども、いわゆるあそこに常時勝手に出入りできるわけですね。どっちが先なのかわからんけれども、いわゆるプールを利用した後に少し運動するとか、あるいはある程度軽く運動されてからプールに入るとか、それぞれ。

ただ、聞くところによると、ある程度固定されてはいるものの、そこを監視するというか、常時指導するというか、そういう方はいらっしゃらないわけですね。みずからやっているというか、好き放題です、逆に言えば。あるいは、見るだけで済む人もいらっしゃるだろうし。それが例えば透明になっていて、ある程度透かして見えるとか、そういうものではなくて、要は死角の部分に入っているわけですね、あの建物。私も入ってみたんですけども。

しかし、今言われているように、若者が主としてやっていらっしゃるので、かなり何というんですか、通常は、ああいう体育器具類については、いわゆる一般的な体力というか、それを向上させるためには、例えば腹筋的なものであれば何分に何

委員長
体育振興
課長

回以内とか、そういう指導要領というのは必ずついていると思うんです。どこのそういうものを置いているところにおいてはですね。しかし、今言ったように使い放題とか、指導者がいないとか、そういった意味では自分の体力に任せてやってしまうとか、できる限りやるとか、あるいは思い切りやるとか、そういった意味では非常に何といひかな、危険性とか、後々の問題が出てこないかなと私は思うんですが、その辺はどうとらえて見えていますか。

体育振興課長。

このトレーニング室使用に当たっては、当然講習会を受けていただきまして、その取り扱いの問題についていろいろ。あと、仕様書がございますので、それを説明して、講習会をさせていただいた中で利用いただいているのが実態でございます。

それと、確かに今おっしゃるとおり、専門の指導者がいるわけでないわけでごさいます、常時ついているわけにいきませんけれども、これはモニターというのがございまして、ある程度室内の状況を把握できるようなモニターがございまして、それで監視している状況にごさいますけれども、それは完全に、完璧にそれを四六時中となるかどうかはわかりませんが、安全対策の一環としてそういうこともしてございます。

それと、今、指導者も実際にいるわけでないわけですから、この利用量ですか、個人に合ったトレーニング機器の使用回数だとかにつきまして、実は13年度からですが、あみかさんの方と実は連携をとりまして、実は「あなたのトレーニングメニュー」というのを、あみかさんの方で発行してございます。ということは、例えばこの機器は、あなたの体力に沿って、これだけ回数をやれば効果的ですというような一つのメニューを、あみかさんの方で対応していくようになっているわけでごさいます、利用者の講習会時にこういう説明書をお渡しをいたしまして、一応このメニューをいただいた中でトレーニングをしてくださいということで指導はしているのが実態でございますけれども、実はその後、どれだけあみかさんの方でこのメニューをいただいているかというのは、実際把握はしてございせんけれども、個人に合ったトレーニングの利用法、効率的な利用法をしていただくことで、そういう今取り組みをしておりますけれども、あと、やはりスポーツ障害防止という面もございますので、そういう面で今、今後とも利用者には積極的にあみかさんの方でトレーニングメニューをいただくようなことでということで一層進めてまい

委員長

8 番

りたいなど、こう思っております。

8 番。

何をやるにしても、ある程度体力というか、それから、そういう一番効果的な利用の仕方というか、回数を含めて、いわゆる技というか、やり方なんかも含めて、ああいうものはあるわけです。今いろいろな、あみかを含めてそういうことをやっているわけですし、当然そういう利用される方々は、トレーニング研修というか、そういう指導を受けながらやって、それにより効果的なことを考えるんでしょうけれども、今言われたように、それだけじゃない利用者というか、どちらかという和一発的なというか、初めてとか、あるいは若いものですから、そういうむちゃくちゃなことも時には出てくるんだらうと思うんですが、そういう意味のすき間というか。まともにやっていれば、そういう事故というのは起きはしないんだけど、今言われたように、それ以外のつかみ切れていないところはかなりあるようです。私は今そのように承ったんですけれども。

今、モニターがついていると言うけれども、ほぼ利用されるのは日中そんなにいないんですよね。夜というか、仕事が終わってからとか。そういう意味では、非常勤にしても、臨時を使っているにしても、そこまで果たして目が届くかといったら、本当に、それは目が届かないということを今、言明しているわけですね。ちょっとその辺の危険性というか。事故が起きているから言うわけじゃないけれども、やはりそのところの指導というか、重要視しなければ、起きてからまた謝るようなことをしてもちょっとまずいというか、今ここで指摘していて、また明日にそんなことないとも限らないわけなんだけれども、やはりその対応というものは見て見ぬふりしておられるのか、その検討をされているのか。あるいは、もうちょっと言えば、どうにかしなくちゃならないというふうに感じているのか、その辺はどうなんですかね。

委員長

体育振興課長

体育振興課長。

前回の事故があったわけですから、当然二度と事故を起こしてはいけないということで、その反省に立った中で取り組みをしているわけですから、先ほどおっしゃったように、器具の点検は、これはもう毎日やると。それと、当然モニターですべて把握できるわけでありませんが、やはり一層の監視も強めていきたいなど。

	それと、実は体制の問題でございますけれども、14年からですかね、実は正職員は1名しかいなかったわけでございますけれども、そういういろいろな問題もございます、体制の問題もございます、今、職員2名体制で管理運営をしてございます。そういう中で特に夜の部分の、できるだけ職員が対応できるような形で、目の行き届く形でそういう人的体制もしておりますので、事故というのはやはり起こしちゃいけないわけでございますので、そういう面でも一層いろいろな面でも対応してまいりたいなと、こう考えてございます。
委 員 長	8 番。
8 番	そういう事故のことばかり頭に入れて、使わせるなということではないんですよ。大いにそういう使っていただいて、体力向上のために寄与していただきたいなと思うわけです。ただ、事故が、ああいうものは万が一起きれば、ちょっと、やっているところが行政というか、提供しているところがですね、そうすると非常に影響力というか、あれが大きいわけですね。ですから、ぜひこの問題に関しては、ないことを祈りながらも、しかし、その対応として、やはり提供している以上はぜひひとつっていただきたい。大いに活用した上での対応というふうに申し入れておきますので、そういう対応をぜひお願いしておきたいというふうに思います。
委 員 長	体育振興課長。
体育振興課 長	当然トレーニング機器についても、一層の利用をしていただくべく取り進めてまいりたいと思いますし、事故防止にも万全を期したいなと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
委 員 長	よろしいですか。 11番、岩谷委員。
1 1 番	温水プールの利用状況について、ちょっとお教えいただきたいと思います。 まず、前年度の14年度ですか、それと15年度の比較。ということは、たしか15年度については、地震でもって使えない部分で、かなり人数的に減ったと思うんですけども、その対比が見たいもので、前年度の総体でよろしいですので教えていただきたいと思います。
委 員 長	体育振興課長。
体育振興課 長	プールの利用の状況の関係でございますけれども、確かに15年度は地震に見舞われまして、約54日間ですか、休館をせざるを得ない状況にあったわけでございます

	て、そういうこともございまして、前年と比較いたしますと、3月まだ終わっていませんけれども、見込みですと大体 1,040人ぐらい減になっているのかな。でありますから、あの災害がなければ、むしろ15年度は14年度よりふえたのかなという状況にあります。
委員長	11番。
11 番	今年の場合は、どうしても地震でもってかなり減ったと。それで、一応勤務体制について、今どういうふうになっているか。職員の方は2人と言っていましたね。そのほかに臨時職員について、たしかおりますね。それらを含めて何人になっているか、ちょっとお教えいただきたいと思います。
委員長	体育振興課長。
体育振興課長	プールの職員体制でございますけれども、現在の職員数は、正職員が2名でございまして、指導員が1名と、事務関係が1名と。それと、臨時につきましては、監視員が6名と、それと清掃関係の臨時職員が1名という体制でございます。
委員長	11番。
11 番	それじゃ、監視体制について、これは去年と同じ人数になりますか。
委員長	体育振興課長。
体育振興課長	実は管理体制は変わりませんけれども、臨時職員の雇用体系というんですか、これが従来は3名でございましたけれども、現在は6名の雇用をさせて、その中でローテを組んで監視体制をしてございます。
委員長	11番。
11 番	たしかこれ、監視員を今年はふやしていますね。ということは、前年度の実績の大体 1,040人は、これは当然そういう災害が起きたんだけど、監視員をふやした理由が、まず1つになぜふやしたのか。
	それと、前年度の予算と比較したときに 202万 8,000円減になっていますけれども、そこらがなぜその 200万円減になったか、そこら辺の理由について。当然、今、財政が苦しい中に、人件費削減と考えながら、なぜ臨時職員の中でもって3名もふやさなきゃならん、その理由も一緒に含めてご説明願いたいと思います。
委員長	体育振興課長。
体育振興課長	予算の面で今、前年度と比較いたしまして 202万 8,000円ですか、落ちているということでございます。これは別にこの全額が賃金関係でございませぬので、内容

といたしましては、賃金にかかわる減額というのは 170万円ぐらい、この分でございます。

それで、何で6名になったかということでございますけれども、実はいろいろ議会でも論議されてございますけれども、非常に厳しい財政の中、このプールも継続して運営をしていかなきゃならない状況にもございます。そういう中で、早く言えば経費削減という面もあったわけでございまして、実は従来は3名の中で共済費、そして加給金を支給した実態がございます。

それで、私どもも何とかこの厳しい財政状況の中でということで、いろいろ種々検討を内部でしたわけでございまして、従来は3名で、それだけの収入がそれぞれあったわけでございますけれども、6名にすることによって2分の1の人になるわけでございますけれども、その辺も今回、新たに採用させていただいたときには、それも十分この内容を理解した上で勤務していただいております。それが大きな内容でございます。

委員長

11番。

11 番

財政、確かに苦しいね。その中で、いろいろな雇用条件の中に、当然、人をふやした場合の考え方とやら、それらにおいて、人をふやせば当然人件費がかかっていくのかな。だけれども、さっき言ったように、何か勤務体制の中に加給金とやらどうの、そういうのをカットという言い方の中で何か話、考えたということなんだけれども、職員が2人いながら、それじゃこれ監視体制について十分なものがとれますか。

これ、ちょうど今から十二、三年前ですか、プールで事故があった。あれから恐らく10数年たっていると思うんですけれども、ちょっとこころの問題にも私、何かそちらで考える甘さがあるんじゃないかな。ということは、どうも監視体制についての考え方をこっちに置いておいて、あくまでも雇用問題の人件費削減だけの問題を考えているんでないかな。一番やはり人命にかかわるプールの中でのこういう職員を、臨時職員であったにしても、それを要するにそういう状態にするということについては、監視体制からいって、管理体制からいって、ちょっとまずさもあるのでないかと私は判断したんですよ。

ということは、当然2人の職員が今、年休を入れて恐らく1年考えたときには、2人で 200日ぐらいありますわ。そうしたら、2人でもって今後休みをとっていつ

	たら、とって、いないときに事故があったときに、この責任というのは、事故があったとき、だれに責任ありますか。まず、だれに責任があるか、これ一つお答え願いたいと思います。
委 員 長	体育振興課長。
体育振興課 長	体制の問題でございますけれども、確かに私は決して今回、前から見まして別に体制を弱体化したわけでもございませんし、従来どおり常時の監視体制は変わらないような体制を組んでございます。 それと、先ほどもちょっとお話しいたしました、前回は質問者にお話ししていましたが、職員体制も実は14年から2人体制にいたしまして、その前は職員1人でございますから、当然勤務時間が限られた中で勤務するわけでございますから、当然あく時間があるわけでございます。それは、そういう事故対策、いろいろな面の中で対応するために、やはり複数の職員体制が必要かなということで、今回そういう体制をとらせていただいております。 事故は、もちろん私はこれは起こしちゃいけないわけでございまして、そのために今、前と変わらない体制をとって事故防止に努めているわけでございますけれども、当然どういう状態の中で事故が起きているということがやはり問題になろうかと思っておりますけれども、施設の瑕疵があった事故だとか、監視員が業務を怠った事故だとか、いろいろなケースがあると思っておりますけれども、それは十分事故防止には万全を期していきたいと思っておりますし、責任は当然、その内容によっては、とり方もいろいろあるかなと、こう考えてございます。
委 員 長	休憩します。 休憩時刻 16時48分
委 員 長	再開します。 再開時刻 16時49分
11 番	11番。 それで、一応今、館長という形の中でもって、課長さんが館長ですね。これは兼務ですね。そして、職員の方は2人置いているんでしょう。本来なれば館長がそこに本当は普通配置しながら、やはり事故等やらについては、あったときには教育長に報告する義務があると、そういうことですね。 けれども、今館長は1回もプールに行きませんよ。そして、職員にお任せですよ。そこでもって2人の職員がいるから監視しています。臨時職員に監視させてい

ます。もしその職員の方が休みを、今後に代休とやら、あれやこれやととったときに、いないときに事故があったとき、だれが責任を負いますか。

これ以前にもあった、10何年前も、恐らく職員じゃなくして、臨時の方たちにもやはりそれだけの責任があったというお話もありました。そうしたら、今、2人職員を置きながら、そういう何か置いているんだというだけでもって、館長が不在で1回も行かないと。事故があったときに、だれが報告するの。おかしいんでないの。

今、臨時職員の報酬につきましては、そういうことでという言い方なんでしょうけれども、本来なれば一番大事な生命を扱う人たちが監視するのに、報酬を削るということについては、私も考えたときには、今の財政からいったら仕方がないのかな。だけれども、事故の責任ということを考えたときには、あなたどういうふうに責任をとりますか。そこをきちっと、責任のあれをきちっと言ってください。

委員長

体育振興課長。

体育振興
課長

当然、臨時であろうが、職員であろうが、それだけの責任を持って仕事につくわけですから、例えば事故のどういう原因でどうなのか、当然それは追及されるものだと思います。

私は行っていないと言いますけれども、それは常時は行きませんが、当然、時折行って状況把握をすることもございますし、このたびも3月の初め、新たな臨時職員の前で訓示もさせていただきましたし、また臨時職員に対しまして、事故防止のための消防署の職員による救命ですか、そういう講習も受けた状況もございます。

だから、さっきおっしゃったように、その内容によっては——内容というか、館長でございますから、責任は当然そのもとでは生じると思います。しかしながら、私がいらないからどうするんだじゃなくて、いる職員——臨時職員も、これも公務員でございますから、やはり責任を持って業務を遂行してもらわなきゃならないと思っておりますし、その事故の内容によっては、本人の業務過失ということも生じてくる場合もあるかなと思います。それは、やはりきちっと業務の中で責任を持ってやってもらわなきゃならないなと思っておりますし、私も立場で責任がかかってくるものは、当然責任もあると思っております。

委員長

11番。

11 番

これ以上やっていけば平行線をたどるだろうけれども、一応館長がきちっと現場

を把握しながら、職員についてどう動いているのかと、そういうことをきちっと見なきゃだめですよ。今日は代休、今日は休み、1人しかいないものに対して2人職員を配置しながら、事故があったときにどうするといったとき、私に責任ありますよ、それでいいですかね。

別に臨時職員の方が、仮に責任ないということではないよ。刑事事件になったときには、やはりいろいろな度合いがありますわ。だけれども、そうなる前にあなたが、館長がきちっとしておかなければ、結果、事故があったときにどうするの。

ましてや、10何年間たったら、気の緩みがまず第一にありますわ。これはやはり重く考えて、事故ということに対して神経をとがらさなかったら大変になりますよ。もう少しそこら辺について、きちっとした責任感を持っていただきたいと思いますわ。ひとつ教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

委員長

教育長。

教育長

温水プールの職員の勤務体制でございますけれども、去年からですか、勤務時間に合わせて職員も時差出勤をして、できるだけ正職員が開館中には最低1名が張りつけるようにワッチを組むようにしております。その中で、当然職員の場合は週休2日なわけですから、勤務の中では、どうしても休館日が1日しかない開館体制の中では、休みの日が出てくることは、これはやむを得ません。ただ、その中でもできるだけ開館時間9時までの部分について、時差出勤をする中で職員がつけるように。そして、当然のことながら、事故報告含めて責任のある体制をとれるようにということで配慮しているつもりでございます。

もう一点なんですが、臨時職員の関係でございます。大変厳しい財政事情の中で、今までの3人体制からふやして、実際的にはパート的な時間帯、週3日からぐらいの体制になるということでございますけれども、時間的に短くなるということで加給金が出ないということでございますが、その職務の重要性につきましては何ら変わることがございませし、もちろんいろいろな事故があったときの賠償問題、責任問題は、私を初め課長、係長もあるわけでございますけれども、その中で先ほど言ったように心肺蘇生の講習会等も、始まる前の3月1日の日に終わらせておりまして、面接に当たっても、泳げるということを最低限の条件にして採用の面接も行う中で、万全を期してやってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

委員長

11番。

11 番

これでやめますのでね。やはり臨時職員も一応職員ですから、そこら辺、その方たちのものを考えてあげて、当然生命にかかわる問題を取り扱っているだけに、そこら辺は余り館長として軽はずみに考えたら大変ですよ。だから、2人体制で職員を置くんだと。だけれども、マラソンみたく毎日休みを交代でとったら、1人しかいないですよ。そうしたらば、そういうことでなくして、もしあれだったら交代でもB&Gの方からとりながらやってもいいんでないの。やはり2人でもって200日あるといたら、かなりの休み。ちょうどシーズンの大切なときに恐らくそういうふうに使われてしまったら、たまったもんでないですよ。

だから、そこら辺が、臨時の人たちも責任がないとは言いませんわ。もし事件があったときには、いろいろな度合いの中に、当然監視員とやら、いろいろありますね。だから、それは決してないとは言わないけれども、起きない前に十分監視体制について、事故のないように、やはり職員を含めてもう少し現場の把握をきちっとしてもらって、していただきたいと思います。その点、十分気をつけて、よろしくお願いします。

委員長

教育長。

教育長

先ほど申したとおり、水を扱っている、生命に危険のあるという職場でございますので、その点については十分注意してまいりたいというふうに思います。

ただ、職員の体制については、先ほど申したとおり、2人の中でワッチを組んでおります。1つは8時45分から17時15分、そしてもう一人の方が12時30分から21時、そして時によりましては9時半から6時というふうな、それぞれ日によって2人が違うワッチで組んでおります。ですから、午前中にごらんになると1人しかいないんじゃないかというようなこともございますけれども、今ここにも勤務表がございますけれども、通常の形では、いつも代休をとるというような勤務体制にはなっておりませんので、その点についてもご理解を賜りたい。

そして、先ほど申したとおり、臨時の体制でございますけれども、人数がふえる中では、勤務日に万全を期して勤務していただくということも含めまして、そういう指導も徹底してまいりたいと、かように考えております。

委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委 員 長	3 目温水プール運営費、他にございますか。
	(な し)
委 員 長	なければ先に進みます。
	4 目学校給食費。
	14番、田宮委員。
1 4 番	1 つは、平成15年まで非常勤職員が勤務していたわけですね。去年は 441 万 6,000 円、共済も予算づけをしていた。今年はそれが臨時職員にかわったわけなんです、この辺の内容をお聞かせいただきたいということであります。
委 員 長	教育委員会管理課長。
教 委 管理課長	給食センターの調理の体制のご質問でございますけれども、平成15年度の当初におきましては、調理員としまして非常勤職員が 3 名と、それから臨時職員としまして、当時、産休代替の関係がありましたので、この産休代替の臨時職員の 1 名分と、それから病欠あるいは有給休暇の代替の部分ということで、それらを合わせまして非常勤の職員につきましては 441 万 6,000 円の賃金計上で……
	(「だから、臨時は何人になったんだ」の声あり)
教 委 管理課長	人数につきましては、非常勤が 3 名で、それから産休代替の臨時職員が 1 名です。それから、調理の職員体制につきましては、嘱託職員が 9 名ということで、13 名で予算化をしております。これは昨年度であります。
	今年度の16年度の当初におきましては、調理員の嘱託職員につきましても、自己都合で退職された方がございまして、最終的に残っている方が 6 名でございます。このたびの町の民間委託という部分がございまして、そうしたところから嘱託調理員もこの給食センターの方に回ってくると、こういうことがございまして、この分が 5 人ということでございまして、嘱託職員につきましては 6 名と 5 名と合わせまして 11 名の体制になります。
	したがいまして、非常勤職員、昨年当初と比較しますと、3 名の部分については今回予算計上はしないということでございます。ただ、臨時職員の部分については、病欠あるいは有給の代替ということで、と合わせまして、米飯給食を週 2 回やっておりますので、その辺の対応ということで若干臨時の分を考えまして、臨時職員の分は 119 万 8,000 円ということで予算計上させていただいたところでございます。
	(「だから、何人になったのさ、今年は」の声あり)

教 委 管理課長	平成16年度当初予算におきましては、嘱託職員の11名体制でございます。
委 員 長	14番。
1 4 番	平成15年は14名、今年は11名、こういうことですね。これで体制が維持できるんですか。
委 員 長	教育長。
教 育 長	お答えいたします。 嘱託職員の11名体制というのは、実は平成13年度の職員1名と嘱託10名のいわゆる常勤の体制、11名体制に戻ったという形でございます。ただ、ここで臨時職員の余分な部分をつけているのは、実は去年、食中毒の事件がありまして、それ以降、米飯の体制が委託できないという状況になっております。実は釧路からご飯をとるというふうな予定もあったんですが、実は60度という何というんですか、食中毒を起こさない温度を釧路から運ぶということでは維持できないということでありまして、給食センターの中で今は米飯を行っている。その中で、食缶あるいは食器類を洗う手間が以前のときよりもふえているということがあります。その部分を8日間、一月8日間という部分、その分多く前よりかかっているというのを考慮いたしまして、以前の常勤体制と、プラス8人工の、8日間1人工の分の臨時職員の分をつけて今回対応しようというものでございます。
委 員 長	14番。
1 4 番	それで、13名の体制だったんですね、去年。14年、15年と13名体制ですか。13年に戻したということですから。 わざわざ教育長が答えなくても、答えられないか。
委 員 長	給食センター所長。
給食センター 所 長	先ほどの、職員が休んだときに、かわりに入る随時の人数が入っていますので、2人多くなっていますけれども、12人の体制で15年度は行っております。それが、16年度は11人の体制で行おうとしているものでございます。
委 員 長	14番。
1 4 番	労働強化にはなっていないんですね、これ。どうなんですか。
委 員 長	給食センター所長。
給食センター 所 長	労働強化にはなってございません。それで、米飯給食のときの月曜日と金曜日につきましては、今言いましたように、随時の調理員を追加して入れるということに

委員長

14 番

なっておりますので、労働強化にはなっておりません。

14番。

わかりました。

それで、行財政課長にちょっとお伺いしたいんですが、歳入で聞けばよかったんでしょうけれども、地方交付税の単位費用の問題なんですね。一般質問のときもちょっと触れたと思いますが、学校給食に関する単位費用を削るというふうなことを私は聞いているんですね。

1 つには、学校給食がだんだん民間にかわってきていると。それで、単価を民間に合わせて3年間で切り下げていくというふうな、これは学校給食でなくて、もう一つは警備の関係だったと思うんですけれども、そういうことが行われているというふうに聞いていますが、今、直営でやっておりますので、影響が出ているのか出ないのか、その辺についてお答えいただきたい。

委員長

行財政課長。

行財政課長

単位費用の十分なる分析はまだですね。いわゆるそういう情報は来ておりますけれども、ちょっと今、単位費用の詳しいものは持ってきておりませんが、基本的にはそれらの単位費用に反映するというふうになっておりますけれども、その各単位費用の中の学校給食費の部分を見てみなきゃいけないものですから、その辺については、今、情報的にも持ち合わせをしておりますけれども、ちょっとお待ちになっていただきたいと思います。

（「ちょっとお待ちになります。なるべく早くしてください。時間が迫っていますので」の声あり）

委員長

休憩します。

休憩時刻 17時12分

委員長

再開します。

再開時刻 17時13分

行財政課長。

行財政課長

市町村部分の単位費用として、学校給食の関係については、その他教育費ということで入ってまいりますけれども、大くくりの部分で経常と投資の部分で減額になっています。ですけれども、学校給食の部分を分析するには、ちょっとこれでは、この数字で語るのはちょっと問題があるのかなと思います。

ただ、今の段階で、経常でいうと、単位費用でいきますと 2.5、投資で27.6と減

	額になったんですけれども、これはやはり本算定を待って、単位費用編が来ましたら明快な分析をしてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。 （「わかりました」の声あり）
委 員 長	12番、谷口委員。
1 2 番	昨年、食中毒事件があったということで、先ごろ文科省で調査に入っていますよね。それで、そのときの指摘事項について説明されたいのと、それが今回の16年度の予算にどのように反映されているのか、その点についてお尋ねをいたします。
委 員 長	給食センター所長。
給食センター所長	文部科学省の指摘事項につきましては、読み上げますけれども、ダクトとか天井の配管の清掃とか、ひじで操作できるレバー式の蛇口に交換するとか、ドライ運用を図りなさいとかということで…… （「何」の声あり）
給食センター所長	ドライ運用、調理場を乾燥した状況で使いなさいというような指導がございましたけれども、蛇口の交換とかということで、20万円とか30万円という単位なものですから、通常の修繕料で対応できるかなと思っております。 あと、一番大きな問題としましては、ご飯を炊く設備がないとか、設備的には魚の焼き器とか蒸し器などがないということで、スチームコンベクションオーブンという 400万円程度の大きな器械を据えつけなさいというような指導がありましたけれども、これらにつきましては新年度の中で協議を図っていきたいと思っております。
委 員 長	12番。
1 2 番	これは重立ったものなんですね。例えば、今回調査は、給食センターだけを調査したわけではないわけでしょう。 （「給食センターだけです」の声あり）
1 2 番	給食センターだけを調査したんですか。そして、指摘された事項というのは、これだけなんですか。今言われた、もっとこまいのもこんなにありますよと、何十項目もありますよということなんですか。それとも、何項目しかなかったということなんですか。その辺ではどうなんですか。
委 員 長	給食センター所長。
給食センター所長	教育委員会といいますか、教育委員会の方に指導事項は4項目ありました。教育

委員会ということは給食センターなんですけれども、事務手続として衛生管理委員会を設けるとか、物資選定の委員会を設けるとか、あと、今言いましたスチームコンベクションオーブンを備えなさいとかというやつが教育委員会への指導事項でございます。

そして、給食センターへの指導事項は、先ほど言いましたダクトの天井の配管の清掃やら、ひじで操作できる蛇口につけかえなさいとか、あと、ドライ運用をもっと図りなさいとかというやつとか、あと、食品類は床面から60センチ以上の高さに置きなさい。それから、調理したものは2時間以内に食べられるようにしなさい。それから、委託業者や納入業者の衛生管理の指導に努めなさいということが大きなものでございます。

委員長

12番。

12番

それは大きなものだというふうに理解するんですけれども、そのほかにまだずっとあるということなんですか。それを聞きたいんですよ。細かく言わなくてもいいんですけれども、あとはそれ以外のものはなかったよということなのか、まだ細かいはあるけれども、それは内部の改善で、もう改善しましたよということなのかどうなのか。

それから、今言っていた魚を焼く器械、何という器械だか、何か難しい名前で、私は舌が回りませんから。耳も悪いし、あれなんですけれども、こういうものは今年度中に何とかしたいというふうに考えているのか、今年度は無理で、その次にいこうかなというふうに考えているのか、その辺ではどうなんですか。

委員長

給食センター所長。

給食センター
所長

先に言いました教育委員会のということで、衛生管理委員会とかと、そういう協議会を設けなさいというのは、今、よその町村に当たっております、今年度中にその委員会を立ち上げる予定でございます。

それと、蒸し器、焼き器のついているスチームコンベクションオーブンというやつは400万円程度するものですから、一気にはいきませんので、これからの協議となります。

先ほど言いました給食センターの部分につきましては、これで全部でございます。以上です。

(「いいです」の声あり)

委 員 長	いいですか。 他に学校給食費、4目ですが、ございますか。 (な し)
委 員 長	なければ先へ進みます。 11款公債費、1項公債費、1目元金。 9番、松岡委員。
9 番	委員長、元金から利子、公債諸費までかどうかわかりませんが、入りますので、 ご了承願いたいと思います。
委 員 長	はい。
9 番	本年度のこの予算において、公債費の元金償還は15億 799万 8,000円ですか。そして、本年度、起債の借入額はこの時点でもって9億 4,470万円。差し引きいたしますと、5億 6,329万 8,000円の起債残高が減少している。この苦しい予算作成上、このような予算を組んだことには敬意を表するものであります。 ところで、お聞きしますが、今年度新たに起債の借り入れ予定はあるのかないか。9億 4,470万円で済むのか、それとも借り入れの予定があるのかないか。 それと同時に、それを借りたら、もう少し起債元金を減らしていくというお気持ちはあるのかないか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。 それから、もう一つは、15年度末の起債残高は 126億 1,143万 6,000円であります。そして、本年度払う利子は3億 3,857万 4,000円。これを割りますと2.68%の利子ということになりますが、今借りている、残っている起債の中で高い金利はどの程度で、安い金利はどの程度であるのか。平均は2.68%でわかったんですが、それについてもお聞きいたします。 以上2件について。
委 員 長	行財政課長。
行 財 政 課 長	平成16年度の起債の発行状況の質問だというふうに思います。 9億 4,470万円、この中には、予算説明でも行いましたけれども、10年前の減税の借換債1億 7,130万円を含んでいるということですから、実質的に本来であればこれを減債基金等で返したかったわけですから、それができ得なかったところであります。ですから、その意味で、この9億 4,470万円ということのプラスの要因といたしまして、先般の一般質問でもありましたけれども、再生債関係

については今のところ発行の見込みはないということでもありますから、プラスの要因にはならない。

ただ、国で言っている財源対策債、これは地方財政計画で見られております。厚岸町で、これも一般質問の中でお答えいたしましたけれども、はざまを埋めるいわゆる財源対策であります。4,400万円ぐらいの発行が認められるだろうと。これは財政状況によります。ですから、それは交付税対策もございますので、我々としてはそういう起債については、はざまを埋める起債として、こういう厳しい財政状況でございますので、そういう獲得に向けて今後動いてまいりたい。ですから、約4,000万円から5,000万円の間にプラスの起債の発行、それは財源対策として交付税で50%の財源補填があるから、そういうことに対して動いてまいりたいというふうには思っております。

ですから、この今の起債の発行額から比べると、それが今、プラスの要因として考えられるだろうというふうに思っております。これも発行できるかできないか含めて、これは財源対策がつくわけでございますから、いろいろな意味での折衝が後ろについて回ります。

それと、もう一点でございますけれども、利息の関係でございます。

平均は、今、松岡委員がおっしゃいましたとおりの数値になってございますけれども、その中には地方債の借入先によっては高レートのもものもございます。最高、この中で、今残っている借金の中でレートの一番高いものは7.5%であります。下は逆に言うと2%以下というものもあるんですけれども、7.5%で、7%を超える起債というのが起債総体の1.7%ぐらい、約1.7%を占めている。2億円ぐらいが7%を超える高利のレートの起債になっているという状況であります。

委員長

9番。

9 番

そうすると、仮に公債費を今後1年間において現在のままでいっても4,400万円ぐらいのあれですから、5億2,000万円程度の借金は返していけるということでもありますね。

それから、起債の利子です。7.5%はひどい高いものですね。これを借りかえろとか、そういうふうな方法に持っていけないのか。今あれでしょう、市中銀行で借りたって2.5%くらいでしょう。そうしたら、市中銀行から借りて一括償還したって得なわけですよ。そういうことはできないのか、できるのか。

委員長

行財政課

それと、やはり 7.5 なんていう起債を、2 億円ですからあれですけども、2 億円にしても、毎年、10 年借りれば 2,000 万円ずつ返していかなきゃならないね。これらを何とか何らかの方法で、今言ったように市中銀行から借りかえて安い金利にするとか、あるいは国に交渉して金利を下げてもらうとか、そういうような方法をとって、この高い金利をできる限りなくしていくような方法を講じるのも今後の財政運営の一つのあれでないかと思うんですが、そのあたりはどうお考えですか。

行財政課長。

厚岸町といたしましては、健全財政を維持しておりますし、赤字予算を組んでいるわけでもございません。そういう意味では、今すべての起債を見ているわけでもございますけれども、借金を見ているわけでもございますけれども、今行える繰上償還をすべて今行ってしまうというふうに理解をしていただきたい。

ただ、もう一つ、共済資金というのがございまして、これも 5 % 近いレートのもがあります。それについて、実はその団体さんと協議をしているわけでもございますけれども、なかなかですね。これは、赤字再建団体等々の財政的に破綻を迎えるという状況であれば、この繰上償還というものも認められることになっておりますけれども、厚岸町としてはそういう状況になっておりませんので、一般的に証書借り入れを行ったものについては、大蔵資金、それと過去でいう郵政資金について、繰り上げというようなことについては、約束事項の中で返すことのでき得ない状況になっている。ルールの中でなっているということでございます。

一部残されている共済資金についても、これも財政投融资資金の中で借りているわけでもございますから、それをお返しするということになりますと、逆に言うとうこの資金計画が狂ってしまうということで、これも本来であれば、財政再建計画等々を立てたところについては繰上償還が認められる状況にあるんですけども、非常に厚岸も厳しいということで、特に、共済組合連合会というところがあるんですけども、そういうところの政府資金でない準政府資金について、問い合わせはやっておりますけれども、これもなかなかちが明いておりません。ですけれども、なお今年、その状況を、準政府資金については立てかえをさせていただきたいということで交渉してみたいというふうに思っております。

委員長

9 番

9 番。

まず、我々は、金を借りて繰上償還するといったら、銀行は大喜びですよ。そ

こらあたり、国のあれがおかしいんですよ。国の都合だけでもって繰上償還を認めないなんて、これ自体がおかしいと思うんですよ。それで、地方の健全財政を保つとか何とかって一生懸命指導したって、まるっきりカラの指導をしていると、そう言わざるを得ないわけです。これは、やはりいろいろな政治力をもってあれしても何とか解決するような方法でね。今どき、7.5%の借金2億円も持って苦しんでいるということ自体がおかしいんですよ。

我々だったら、別な資金を借りて、それを繰上償還しますよね。今言ったように、銀行から借りたって2%か、3%まであればいいでしょう。ましてや、公共団体が銀行から借りるとしたら、恐らく2%台の金利でもって貸してもらえと思うんですよ。だから、銀行から借りて、それを繰上償還すれば一番いいんだけど、その繰上償還も認めないということ自体が、地方の財政をそうやって余計苦しめているのが今の国のやり方だ、そう言わざるを得ないわけですが、そこらあたりのあれを、町長ひとつそういうことを国の方にどんどん交渉して、金利の問題だけでも、これだけでもかなり財政的に余裕が出てくると思うんですよ、そういうことをやれば。そういうような方向に動いてもらいたいと、こう思いますが、いかがですか。

委員長

町長。

町長

お答えさせていただきます。

今日の地方財政が厳しい最もその原因、先ほど担当課長からお話ししましたが、でも、地方交付税の大幅な減額であります。そういう中で、公債費も平成16年度はピークを迎えたということでもあります。しかしながら、町長といたしましては、町民の福祉の向上のためには、やはりすばらしい予算を編成をしなければならないということでもあります。

松岡委員もご承知のことと思いますが、平成13年以前といいますのは、一般会計予算は約100億円の予算が組めました。ここ14年、15年は、約90億円台の予算が組めました。本年度は、今提案をいたしておりますが、86億円の予算しか組めないという緊縮、超緊縮財政の予算の時代を迎えたわけでもあります。

そういう中で、三位一体改革という中で税源移譲がされない。また、今お話がございましたけれども、金利の問題と、いろいろと地方には大変厳しい中央からの押しつけがございます。いかに我々が財政改革を維持しながら健全財政を守ろうという予算を組もうといたしておりますが、そういうもろもろの中央からの厳しい要素

があるわけであります。

我々、これは厚岸町の問題のみならず、先般もお話いたしましたけれども、地方財政危機突破というものをこの５月に東京において開催も予定をされております。そういう大会が、今申し上げた今日の地方財政の危機を迎える中での中央に対する叫びを、皆さん一緒になって声を大きくして中央に要請しようということであります。

私といたしましても、各自治体と輪をもって、連携をとりながら、ただいまご指摘ありましたとおりの地方財政の健全を維持するための闘いを進めてまいりたい、かように考えていますので、ご理解をいただきたいと存じます。

委員長

９番。

９ 番

何としても、あらゆる面からの歳入の獲得も、これは当然大事でしょうけれども、やはりこういった金利の問題も軽視するわけにはいかないと思うんですよ。高金利の古い起債のこの繰上償還を認めてもらうように、今町長が言った全国的というのか、北海道だけでもいいですから、そういう問題に今後も取り組んでいってほしい。これは、やはり高金利が非常に地方財政の健全化を邪魔しているわけですね。そういうことを考えてひとつ頑張っていただきたいと、かように思います。

委員長

町長。

町 長

ただいまご指摘ございましたように、国からの借入金の借りかえといいますのは、昔からの地方自治体にとっての要望であります。それがいまだに実現をしていないという現実であります。今後とも、先ほど申しましたけれども、各自治体と連携を密にしながら国に強く要請してまいりたい、かように考えております。

（「いいです」の声あり）

委員長

１目、他にございますか。

（な し）

委員長

なければ進みます。

２目利子。

ありませんか。

（な し）

委員長

３目公債諸費。

ありませんか。

	(な し)
委員長	なければ先へ進みます。
	12款 1 項 1 目給与費。
	3 番、南谷委員。
3 番	12款給与費、1 項 1 目給与費についてお伺いをさせていただきます。
	本年度予算20億 4,255万 3,000円が計上されておるわけでございますが、平成16年度の町政執行方針、18ページでございますが、若干読ませていただきたいと存じます。「単独事業を限りなく厳選したほか、経常経費を本年度も2%、過去2カ年も合わせて12%縮減。さらには、負担金及び補助金、委託料の縮減など財源を捻出しましたが、それでも不足する約8億円は、財政調整基金などの主要4基金を取り崩して補填を行い、平成16年度予算案の収支の均衡を図ったものであります。さらに、平成16年度中に国民健康保険税率の引き上げや、使用料、手数料の見直しなど、町民の皆さんに負担増をお願いするため、所要の手続を進めるとともに、特別職を含む職員人件費を、人事院勧告による改定以外に4.5%、1億1,000万円程度削減することを目指しているところであります」と、町長から施政方針が述べられたわけでございます。 しかるに、前年度と本年度の給与を比較いたしますと、金額にして1,051万6,000円の減でございます。比率にして0.51%のダウン。実質、人のやりくりも含めて、人件費なるものが一般会計の中では単純に言って1,000万円、平成15年と比較して下がりますよと、こういうことですね。少なくとも一般会計86億円のうちの約23.6%が人件費になるわけでございます。 町民の皆さんに前回の議会の中でも7項目の改定、そのうちの1つ、老齢年金、1,300万円ほど老齢祝い金に改定することで財源が捻出されておるわけでございます。本当にこれが決定されて、私、床潭に行きまして、91歳のじいちゃんに、じいちゃん、今年から2万円の年金がなくなるよと。そんなに厚岸町の財政は厳しいのかと。幸いにして、ばばが88になるので、お祝い金は、ばばの分は今年助かるなど。そんなに厳しいのかと、口をへの字にして、ぐっところえている姿を見て、私は頭を下げた帰ってきたんですわ、実は。 そんな多くの町民の皆さんが、これから厚岸町の財政をおもんばかるに、実質大きな人件費の割合が0.51%、1,000万円。確かに人件費は、定昇があるから段階的

に上がっていくと思うんです。それを0.51%でも下げているということに対しては僕は評価するんですが、町職員の給与、町長を含め、我々もそうでございますが、人事院の勧告が基本になってきている今日、厚岸町の財政、他の町村と比較しても、私は決して軒並みすぐれているとは判断しておりません。残念ながら厚岸町も他の町村同様、非常に厳しいものがあるかと思っておるわけでございます。

何年時かよくわからないんですけれども、総務省の通達の中に、国・道・地方公務員の給与体系について、今日、非常に厳しい財務状況の中で、それぞれ自治体は人事院の勧告に横並びするだけではなくて、やはりその実態に合った給与体系を状況に合わせて勘案すべきという指針も出ておるところでございます。当然皆さんはその道のプロでございますから、いつの通達かよくご存じのことと思いますけれども、私も、まさに多くの町民の皆さんも、そのことに非常に興味を持っておると思います。

残念ながら、今年度の予算編成に当たって、私は大いに期待をしておったわけでございます。どのぐらいの数字が人件費に関しても、この26.何%という占める割合がどう改定されて将来につながっていくのかという部分では、一遍にはいかなくても、やはり早い時期に町として、例えば役職をどうしていくのか、定年制をどうしていくのか、厚岸町としてどうしていくかというものをある程度議論をしているのかどうか、この辺について議論の余地があるかと思います。この辺について、この本予算を作成するに当たって議論されたかどうか、まずもってお伺いをする次第でございます。

委員長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げたいと思います。

給与費全般にかかってくることでございますけれども、その前にこのいわゆる人件費の関係でございますけれども、ご理解をいただきたいと思いますのは、一般会計の予算におきましても、人件費、給与費の方に計上されているもの、それから、この議会の中でも、予算の中でも議論がありましたけれども、それぞれの事業費、例えば道路の改良費であるとか、そういったところの補助の事業だとか、そういうものにあわせて、いわゆる事務費としての人件費として計上していかなければならないもの、そういうものがありますので、そういうすべてのものの積み重ねになってまいります。

一般会計におきましても、給与費で計上されている部分と、それぞれの予算科目の中にいわゆる給与であるとか、手当であるとかという、事業支弁費というような言い方をしておりますけれども、そういうような部分であらわれている部分があります。

そのほか、特別会計がありまして、そちらの方で計上されているものもある。それから、病院であるとか、水道であるとかという企業会計で計上されているものもあるというようなことで、全体的な積み重ねになるということがあるということ、ひとつまずご理解をいただきたいと思います。

それで、町政執行方針の中に、委員さんがおっしゃられるように、18ページの中で、いわゆる人事院勧告に掲げるほかに 4.5%、金額ベースにしまして1億 1,000万円程度の削減、これを16年度中に目指しますというようなことで申し上げさせていただいております。これは、16年度中という表現の中では、今後この議会の中でも、さきに助役の方から、今後の、例えば6月であるとか、こういった16年度、新年度に入ってから議会の中に新たな条例提案として削減の部分を提案したいというようなことを申しておりますけれども、そういった部分も含んでございます。

それで、今回の予算の関係でございまして、先ほど言いました全体の会計ベース、企業会計を含めた全体のベースで申しますと、1億 1,000万円というふうに申し上げているうちの約 3,900万円、これにつきましては既にこの16年度の当初のベースで、何といいましょう、削減の数字としてあらわさせていただいております。残る部分でございまして、その金額につきましては、当然条例改正もしなければならぬ部分がございますし、また、すぐに入りますけれども、新年度の予算の積み重ねの段階でまだ方針を確定できずに、影響させられなかったという部分がございます。それらにつきましては、この年度内において、しかるべき条例等の改正等と、それから予算の減額補正対応、こういったような形の中で進めさせていただきたいということでございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

なお、当初予算で特に見込んでいた部分につきましては、全体的にいわゆる職員定数の定員の減ということで、全体で2名の分が減額になってきてございますし、それから嘱託職員の部分、これ賃金関係ですけれども、4名の減の部分。それから、心和園デイサービスの給食業務の民間委託に伴う部分の減、そういうものが含まさ

っているということでございます。

それから、既に行っております部分、これから行いたいという部分でございますけれども、1つには、この会議のさきにも申していますけれども、管理職手当のカットということで、現在は定まっている部分の基本となる部分の1ポイントを既に下げておりますけれども、さらにそれを2ポイント各管理職の手当から下げるということでございます。管理職手当の率にしますと4.5%弱くらいの数字になるかと思っておりますけれども、そういったような部分の措置。これは、もう新年度早々からするということの確認もされてございますし、そのほか、寒冷地手当の関係、それから特勤手当の関係、こういった部分を条例関係で提案させていただきたいという部分につきましては、さきに助役の方からも申しているとおりでございます。そのような取り組みをしたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長

3番。

3番

なかなか町民の皆さん、やはり他町村との比較の部分で何回も言わせてもらっているんですけれども、見えやすいようにきちっと開示をしていただきたい。せっかく頑張っている職員の皆さん、町長を初め、そういうものがどのように削減しているかということを、せっかく削減しているんだから、きちっと開示をしていただきたいなと思います。何と何をどういうふうに削減して、こうなったんだというものをしっかりとですね。せっかくみずからがやっていることを、広く町民の皆さんに訴えるべきだと思います。

それと、肝心の私がお聞きしている部分では、町の職員の給与体系というものは、日本国じゅう一つのマニュアルがあって、なかなかこれを崩すということは大変だと思うんですよ。私が言っていることは、厚岸町独自の給与体系をつくっていかなければならない、そういう町村の時代に入ったのではないのかと。この辺の考えがあるのかないか、この辺についての問いでございます。いかがでしょうか。

委員長

助役。

助役

過日も私の方から答弁をさせていただいておりますが、財政状況が非常に厳しいという中で、公共事業の縮減、あるいは町民の皆さんに負担増を求めたりということをやってきています。一方、やはり私どもこの役所に働く人間も、人件費というものは既得権だというようなことを主張するというのはおかしいというふうに考え

ます。

ただ、過日も答弁をさせていただきましたけれども、他町村においては一律カットというやり方をされているという状況が、もう既に新聞報道で出されております。私は、この方法というのは、言葉が適切かどうかあれですが、ちょっと短絡的ではないかというふうに思っているわけです。それは、今、新聞報道なされている何%カット、一律というやり方は、年度を区切っています。例えば今年はそうする、あるいは3年間だけそうするというやり方であります。それは、1年間経過すれば、またもとに戻るという意味です。あるいは、3年間経過すれば、またもとに戻ると、そういう意味であります。

私は、その前に制度的に見直すべきことがないかということ、これは職員組合という相手もありますから、その辺、職員組合の皆さんとも相談をして、合意が得られるところから実施をしようということで、過日も説明をさせていただきました、例えば寒冷地手当の問題、特殊勤務手当の問題、これは一定の方向で合意を得ました。しかし、これらの関係については、当初予算には間に合わなかったということ。それは、条例提案をして、議会の議決が必要な事項であります。

それは、例えば寒冷地手当の基準日というのは、支給の基準日は8月1日になりますから、それまでに間に合うように条例提案をさせていただきたいと、そのように考えています。

それから、特殊勤務手当については、かなりの種類があります。特殊勤務手当といますのは、著しく危険、不快、不健康という業務について手当を出すと。これが認められて、今まで条例で規定されて支給してきた部分でありますけれども、この細かい精査はもう少し時間が必要ということで、この3月の議会には上程をすることができなかったということで、これも可能な限り早い時間にまとめて、議会にお諮りをしたいというふうに考えております。

3点目の町村独自の給与体系ということを考えられないかということでもありますけれども、やはりこれは基本的には他町村との給与体系の均衡ということは、これはベースに置かなきゃならないというふうに考えております。ただ、従来どおりの官民格差、これは全国の従業員50人以上でしたか、の事業所規模を対象に数千事業所を抽出して、その中から官民格差というものはかって、これが人事院で計算された内容が国家公務員に勧告という形で出されると。それを参考にしながら、実際

職員の給与というものを議会に上程してきたという経過があります。これは基本的には尊重していきたいというふうに考えております。

ただ、これだけ財政状況が厳しくなって、さらには町民の皆さんにもご負担を仰ぐという状況になったときに、やはり人事院勧告以外の手当てというものをしていかなければ、これは町民の皆さんにも納得していただけるものではないというふうに考えますし、まず制度的に改正できるものはもうないかどうかということ。今、町長の所信表明で出させていただいている1億1,000万円というのは、一定の目安がついております。それら以外にもっとないかと。制度的になれば、最後の手段としてやはり一律カットという手法もとらざるを得ない。そういう時期がもう来ていると、そういうふうに考えております。

委員長

3番。

3 番

数字に載っていない部分も腹をくくっておられるということで、大変なご苦勞をされているということで、敬意を表する次第でございます。

私は、やはりただ削るだけではなくて、あらゆる方法を駆使して財務内容を改善していくことに主があるべきだなととらえておるものですから。ただただ給料を下げていけばいいというものでは私はないと思うんですよ。やはり役場の職員の皆さん、町長を初め、苦勞されているわけですから、しっかりとした報酬というものを払うのが当然であって、みんなで知恵を合わせて何とか財務の改善という、財務推計のしっかりしたものをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

町長。

町 長

私からお答えをさせていただきます。

今日の地方財政、厚岸の場合もそうであります。やはり一般会計における歳出の中で最も大きく歳出を占めるものは、先ほど松岡委員からも指摘ありました公債費、そしてまた給与費であります。資料としても提出させていただいておりますが、おわかりのことと思いますが、平成16年度の予算の一般会計における歳出を占めるのは、公債費が21.3%であります。給与費は23.6%でございます。このパーセントを見ただけで、いかに今日の一般会計の予算を圧迫しているかということがおわかりのことと思います。そういう中で、大なたを振らなければならない今日であります。その大なたの一つとして人件費、給与費である、私はそのように考えています。

そういう中で、職員にお願いをいたし、もちろん私どももその範を示しながら、ご理解をいただき、今、執行方針で申し上げた平成16年は1億 1,000万円。過去においては、2年間で1億 7,900万円削りました。さらにまたやります。そういうことで、町民から信頼される町政の推進というものを推進していかなければ今の時代はもてない、そういうふうを考えております。どうかそういう意味でご理解を賜りたいと存じます。

委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 他に1目給与費、ございますか。

(なし)

委員長 なければ先へ進みます。

13款1項1目予備費。

ございませんか。

(なし)

委員長 なければ進みます。

355ページから 359ページまでは給与費明細書であります。

ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、以上で歳出を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

1ページ、第2条、債務負担行為について。

6ページをお開きください。

6ページ、第2表、債務負担行為と、それから 360ページから 363ページ、債務負担行為に関する調書ですね。

ございませんか。

(なし)

委員長 なければ先に進みます。

次に、1ページにお戻りください。

1ページの第3条、地方債。7ページの第3表、それと 364ページの地方債に関する調書です。

	ございませんか。 (な し)
委 員 長	次に、もう一度 1 ページにお戻りください。 第 4 条、一時借入金。 ございませんか。 (な し)
委 員 長	総体的にございませんか。 9 番、松岡委員。
9 番	総体的といいますけれども、ここでひとつこの財政を堅実に守っていく、そのためにも一言ご提言申し上げたいと思います。 それは、収入を伴う事業であります。牧場、あるいは菌床センター、あるいはカキの種苗センター、こういったものの中を詳細に見ますと、牧場については、正職員の人件費までも十分あれしていますね、収入で見れています。公債費の一部も、その中から払っていけるという状況であります。 菌床センターにしても、正職員の人件費を入れて 6,470 万 9,000 円。菌床と、それからシイタケの売り払い代を入れても 6,470 万 9,000 円。しかし、やはり公債費が 3,716 万 1,000 円あるわけです。そのうちの、この菌床センターの収入から一部でも、1 割でもそれを見ていくような収入にしていってほしいと、こう思います。 それから、カキの種苗センターですが、これは飼料と、それから種苗を含めて 1,277 万円の売り上げがあります。しかしながら、センターの運営費だけで 1,259 万 2,000 円かかっています。それに正職員の人件費を見ますと、2,494 万 6,000 円。合わせて 3,753 万 8,000 円かかっている。これはやはり単価を上げるのではなくて、カキの種苗センターはまだまだ生産がふやせると思うんですよ。そのように努力して、できれば、公債費はともかくとして、職員の人件費はこの種苗センターの収入の中から払えるという、そういう努力を私はしていってほしい。 こういうことは、やはり今の健全財政を維持していく上においても重要なことだと、このように思うんですが、そのお考え方をお聞きしたいと思います。
委 員 長	助役。
助 役	全体的なことですので、私から答弁をさせていただきたいと思います。 特にカキの方でありますけれども、現在、カキの養殖業者、厚岸で 141 件、その

うち、カキ種苗センターで生産されるシングルシードの種苗を利用いただいているのが41件というふうに聞いております。まだまだ生産能力があります。私どもは、この着業者が1件でも多くふえていただいて、カキの種苗センターから生産される種苗をどんどん使っていただくということによって、最悪の事態——最悪の事態といたしますのは、種苗の単価を……。コストを計算すれば、この種苗の単価ではペイしないわけです。今、松岡委員がおっしゃっているとおり、赤で動いていることでありますから。しかし、そういうふうに考えますと、やはり産業振興、地元、地場産業の振興ということで支援策を考えたときに、このカキの種苗センター、あるいはキノコの菌床センター等の施設をやってきたわけでありますから、本末転倒にならないように考えながら、その辺の運用を図っていきたいと。そういう努力もしていかなければならないというふうに考えております。

ただ、ほかの施設、キノコの菌床センター、牧場、相当現場の職員は苦勞して経費の削減にも努めて事務事業を行ってきておりますけれども、この持ち出しがどんどんふえていくというような状況であれば、これはやはり今の会計を圧迫することになりますから、そういうことにならないような努力というものは、当然これは継続していかなければならないというふうに考えております。

これらの施設といたしますのは、民間の方がやっていただけない不採算部門を、地方公共団体という立場の中で、あるいは公共性、それから産業振興という立場の中で動いてきていますので、多少の不採算性というものは、これはやはり認めていただかなければならないのかなというふうに思いますが、こういう財政が厳しい折でありますから、さらに経営努力といたしますか、内容の精査をしながら事務事業を継続してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

委員長

9 番。

9 番

私も先ほど言ったように、産業振興ということを考えているから、売る品物の単価を上げろとは言っていませんよ。努力によって増産体制に持って行って、それをカバーしてほしい。公債費までいかないにしても、少なくとも正職員の人件費をその収入から賄えるようにするということが、やはりこの財政を堅持していく上でいて大事なことでなかろうかと思うんです。

産業振興という問題があるから、確かに採算が合わなくてもやらなきゃならない

委員長
助 役

ということはわかります。しかし、それを努力によって、産業振興が後退しないような方法で私は努力していってもらいたいと、こう言っているのでありまして、その辺、誤解なく。仕方ないなんていうことでなく、それに向かってやはり今後前進していくんだという気持ちでやっていただきたい、こう思います。

カキの種苗センターは、今、助役が言ったように、これはまだまだふやせば売れるだろうし。ですから、これだって黒字であるけれども、正職員の人件費まで賄えるくらいになると思うんですよ、将来には。それを一日も早くやるように努力していただきたいと、こう思っているわけです。

助役。

お示しをさせていただいております資料のとおり、町営牧場、あるいはキノコの菌床センターにつきましては、歳入でもって運営費あるいは人件費というものをカバーできている。公債費の償還までは至っていないということであります。

それから、カキの種苗センター、まさにそのとおりでありまして、これは今、シングルシードの養殖技術検討会というものを、このシングルシードをご利用いただいて、養殖に取り組んでいただいている方たちで、そういう会をつくっていただきました。この方たちは、カキ種苗センターの職員とともに、どうしたらよりおいしい、それから、より生産性が高いカキの養殖ができるか。例えば、湖内と湾を利用した形で抱卵の抑制。どういう温度で、どういう積算温度で、どこの場所に持っていけば、より品質の高いカキができるかというようなことも、これは3年間の資料の積み重ねができました。それから、水温、気温、水質等の調査資料も、やっと3年間の研究成果といいますか、そういう資料も集めることができ、漁業者の皆さんにもその情報を伝えて、さらに漁業者の皆さんも、そういう研究に対する意欲といいますか、物すごい高いものがあります。

そういう着業者が、今41件しかありません。これは町長も、漁業協同組合にもっと利用していただけないかと。せっかく漁業者の声でつくって、一つの県並みの生産予算を厚岸町でつけて、カキ種苗センターというものができたんだからということで、もし仮に今のままで推移するのであれば、これはやはり今、松岡委員がおっしゃるとおり、まるっきり当初の計画といいますか、が達成できないことになります。これらにつきましても、さらに漁業協同組合と連携を図りながら、着業者をふやしていただくと、取り組む方をふやしていただく。そうすることによって、種苗

	の供給量もふやすことができるということになりますので、そういう努力も続けた いというふうに思っております。 （「いいです」の声あり）
委 員 長	いいですか。 他に総体的にございませんか。 （な し）
委 員 長	なければ、以上で質疑を終わります。 討論ありますか。 これより討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 14番。
1 4 番	私は、議案第 6 号 平成16年度厚岸町一般会計予算案に対し、反対の討論をいた します。 新年度は、国の厳しい地方財政抑制で、地方財政計画の規模は対前年度比マイナ ス 1.8%。歳入では、地方交付税税額をマイナス 6.5%、地方交付税の減額分を補 填する臨時財政対策債はマイナス28.6%、全体で12%の減額であります。そのため、 当町の新年度予算案は、8 億 218 万 6,000円の基金取り崩しを行っても、なお5 億 9,181 万 3,000円、対前年度比マイナスとならざるを得ませんでした。国庫補助・ 負担金も、保育所運営負担金の一般財源化に見られるように、町の財政難が町民へ のサービスの低下、負担増につながりかねない状況であります。 私は、町長は苦心の予算編成であったことは十分理解いたしますが、町民の経営 や生活への先行き不安は大きなものがあると考えます。 国の構造改革路線が地方の苦しみを無視して強行されることに強く抗議をしなが ら、私は残念ながら議案第 6 号に反対をするものであります。 以上です。
委 員 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 11番。
1 1 番	議案第 6 号 平成16年度一般会計予算案については、賛成の立場から意見を述べ るものであります。 全国の地方自治体は、地方の均衡ある発展から個性ある地方の競争へと地方自治

の考え方の大転換のもと、小泉内閣が提唱する三位一体の改革により、地方財源の根幹をなす地方交付税と国庫補助・負担金が大幅に削減され、近年に類のない厳しい財政状況に置かれているものと存じます。

厚岸町も同様の状況下にあつて、平成13年度に策定した第1次財務運営基本方針の財源捻出目標額を計画どおり達成しており、今回、平成16年度の予算編成に向けて第2次財政運営基本方針を策定し、75項目にわたる財源捻出目標額を定め、今後の財政運営の指針を示されました。

こうした財源捻出の努力をしても、なお平成16年度は財源不足が8億円もあり、基金の取り崩しで穴埋めしてはおりますが、一方では、過去の事業などのために借りた長期借入金の過去最高の返済額となる18億4,400万円の返済予算となっています。文字どおり、歳入は過去最大の一般財源の減額、歳出は過去最大の借金の返済額であった平成16年度の財政危機を乗り越えることから可能となる予算案であります。

こうした状況下にあつて、若狭町長が町政執行方針で示された、自然と調和した快適な環境づくり、活力に満ちた豊かな産業の育成、健やかな笑顔あふれるきずなの形成、心豊かで生きがいに満ちた人づくり、ふれあいと創意で歩む地域づくりの5つの施策には共感するものであり、その基本姿勢をしっかりと予算に反映させ、山積みする諸課題に真っ正面から果敢に立ち向かっていく決意を示したものと受け取っております。

国からの移譲財源不足により、財政危機はまだ去ったわけではなく、今年度においても、さらに行財政改革に取り組み、持続的で簡素化した財政運営を取り戻すとの町の方針も示されております。

厚岸町未来像を見据えながら、今は我慢のときとのメッセージをしっかりと町民に発信し、本町の限らない可能性を発揮させるため、背伸びせず、今の身の丈に合った予算案であります。

よって、本予算案については賛成であり、その執行によって未来への展望が開けることに大きな期待を寄せるものであります。

以上であります。

委員長

他に討論ありませんか。

(なし)

委員長

それでは、以上で討論を終わります。

委 員 長

これより起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委 員 長

本日の委員会はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

閉会時刻 1 8 時 1 8 分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年3月24日

平成16年度各会計予算審査特別委員会

委 員 長

副委員長